

ISSN 1345-7861

国際関係研究

第39巻第1号

平成30年10月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第39巻第1号

平成30年10月

日本大学国際関係学部
国際関係研究所

国際関係研究

第39巻第1号 平成30年10月

目次

論文

短期における2%物価安定目標の適切性 …………… 法 専 充 男 … 1

第一次世界大戦の休戦交渉再考

—イギリスの政策を中心に— …………… 大 久 保 明 … 13

ヒスパニック移民は白人の雇用を奪う存在なのか？

—学歴に着目した、2012-2016年米国国勢調査局データからの一考察— …… 武 井 勲 … 23

Rahmenbedingungen der internationalen Produktentwicklung eines adaptierten
Sportproduktes bei der Erschließung aufstrebender Märkte

Am Beispiel der International Premier Tennis League …………… Hiroyuki SHIOUME … 37

研究ノート

一票の価値較差解消私案 …………… 葉 山 明 … 53

#Metoo 運動の波及現象

—Svenska Akademien スキャンダルと「性権」強化法制— …………… 石 渡 利 康 … 59

近年のパプア・ニューギニア南部高地の豚祭り

—儀礼的交換を支える経済的、社会的、政治的背景 …………… 吉 田 正 紀 … 67

短期における2%物価安定目標の適切性

法 専 充 男

Mitsuo HOSEN. Appropriateness of the 2% Inflation Target in the Short-Run. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 1-11.

Under the new governor, the BOJ launched the ultra-expansionary monetary policy in April 2013, with the goal of achieving 2% CPI inflation within two years. However, the 2% target has not been achieved, and in the meantime the painful side-effects of the extreme policy have become apparent. This paper is intended to primarily show that the merit of achieving the 2% target in the short-run is not as large as expected and that the 2% target should be pursued in the longer-run.

はじめに

2013年4月に日本銀行は黒田新総裁の下で2%の物価安定目標を2年以内に達成することを目指し、異次元の金融緩和を開始した。しかし、2年で目標は達成されず、その後目標達成時期は6回にわたり先送りされたものの、2018年夏の段階でも目標は達成されていない。この間異次元金融緩和の弊害が目立ってきており、金融政策の今後の在り方が経済政策上の大きな論点となっている。

今後の金融政策の在り方を考える上では、当然のことながら異次元緩和のメリットとデメリットとを比較秤量することが必要となる。物価安定目標として2%を目指す主たる理由は、不況あるいは景気後退に陥った場合でもデフレ、すなわち物価の持続的下落を回避できるように、ある程度のバッファーを平時において確保しておきたいということであろう。したがって、2%目標を達成することのメリットの大きさは、デフレに陥った場合のデメリットの大きさと正比例するものと考えられる。日本では1990年代の後半から数年前まで基調としてデフレが続いてきた。とりわけ90年代の終盤から2000年代の前半にかけてデフレの下での景気の悪化に苦しめられた。この苦い経験の故に、日本ではデフレに対する強い警戒感

が抱かれるに至った。本論文では、この時期のデフレ・スパイラルとも呼べる状況は、バブル崩壊後の地価の持続的下落と企業で積み上がった過大な債務という特有の条件の下で発生したものであり、現時点で仮にデフレに陥ったとしても、出発点における条件が大きく異なるため、同様のデフレ・スパイラルに悩まされる可能性は当時と比べ低い旨主張する。換言すれば、2%の物価安定目標を早期に達成することのメリットは、一般に想定されているほど大きくない可能性が高いと考えられる旨主張する。次に、本論文では2%目標を短期で深追いすべきでないと考えられるその他の理由を説明し、さらに2%目標を短期間で達成することは極めて困難な点を再確認する。その上で、結論的としては、短期的に2%目標を深追いして、異次元緩和を継続・強化していくことは不適切であり、この目標を継続するとしても長期的な目標として位置付けるべきである旨主張する。

本論文の構成は以下のとおりである。第1節では物価の現状について評価する。ここでは2%の物価安定目標は達成されていないものの、物価の持続的下落という意味でのデフレからは脱却していることを明らかにする。次に第2節では2013年に始まった異次元金融緩和の弊害、問題

点を整理する。ここでみた異次元金融緩和のいわば“罪”の大きさと比べて、その“功”がどれほど大きいのかをみようとするのが本論文の中心部分たる第3節である。ここでは2%の物価安定目標を2年といった短期間で達成することのメリットの大きさ、逆に言えば短期にデフレに陥った場合のデメリットの大きさを、90年代終盤から2000年代前半の時期と比較しながら検討する。第4節では日銀が物価安定目標としている2%という数字は絶対視すべき数字ではなく、深追いすべきではないこと、またこの数字を現在の日本で2年以内といった短期で達成することは極めて困難と考えられる理由を説明する。

1. 物価の現状

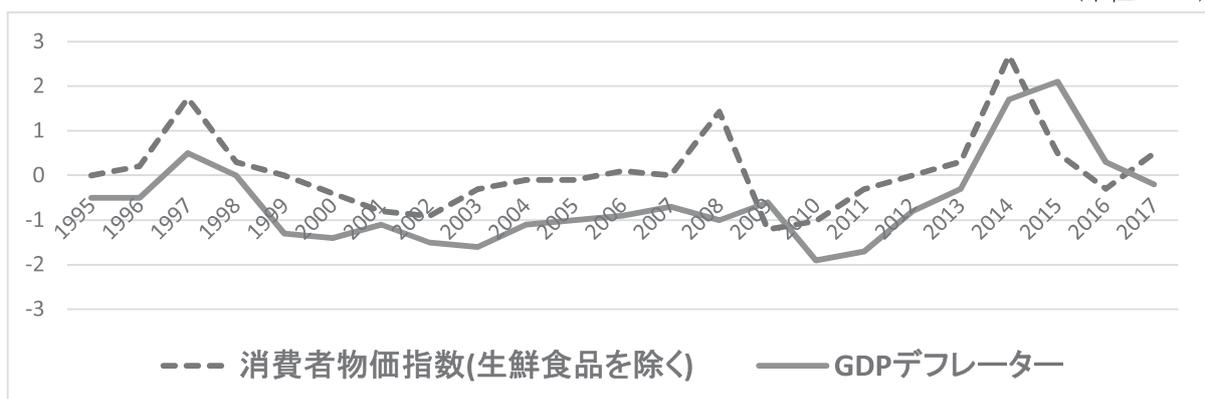
デフレを物価の持続的な下落と定義すれば、本論文執筆時の2018年春の段階で日本はもはやデフレではないと言ってよいであろう。図1は消費者物価（生鮮食品を除く）とGDPデフレーターの上昇率の推移を年次別にみたものである。消費者物価（生鮮食品を除く）もGDPデフレーターも、1990年代後半以降20年近くにわたり基調として下落を続けてきた。1997年4月には消費税率が3%から5%に引き上げられたことにより、一時的に両指数とも上昇し、2008年には世界的な一次産品価格の高騰により消費者物価が上昇を示した。しかし、これらの時期を除けば、物価はいずれの指標でみても下落を続けてきた。しかし、

2013年以降、基調の変化がみられ、両物価指標ともに総じて上昇傾向を示している。2014年については、CPI（生鮮食品を除く）上昇率2.7%の中には、消費税が同年4月に5%から8%へと引き上げられた影響が含まれているが、総務省統計局の試算では、その影響を除いても1.1%の上昇となっている。図2は、最近の動きをより詳細にみるために、2013年以降の物価上昇率の推移を四半期ごとにみたものである。これをみても、物価はデフレという状況から脱しているようにみえる。

要するに、物価の現状をみると、物価の持続的な下落という意味でのデフレではないものの、消費者物価でみて2%という物価安定目標は達成できていない状況であり、果たしてどこまで2%目標の2年以内といった短期間での達成に固執するのかということが金融政策上の大きな問題となる。この問題を考えるに際しては、当然2%達成のメリットと、それを達成するために講ずる政策のデメリットとを比較秤量する必要がある。本論文は前者についての検討を中心に据えるものであるが、次節ではまず後者、すなわち異次元金融緩和の弊害についてみてみよう。

図1 物価上昇率の推移(年次)

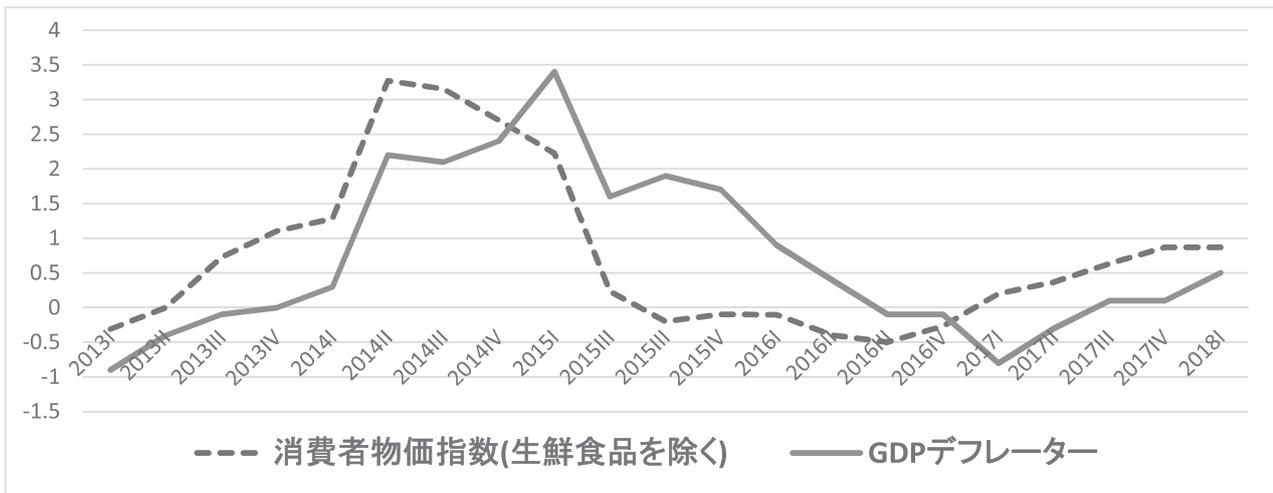
(単位：%)



(出所) 総務省「消費者物価指数」、内閣府「国民経済計算」を基に筆者作成。

図2 物価上昇率の推移(四半期)

(単位: %)



(出所) 総務省「消費者物価指数」、内閣府「国民経済計算」を基に筆者作成。

2. 異次元金融緩和の弊害

日本銀行は2013年1月に「物価安定の目標」を消費者物価の前年比上昇率2%と定め、これをできるだけ早期に実現することを約束した。その実現のため、いわゆる異次元の金融緩和が開始された。同年4月に黒田新総裁の下「量的・質的金融緩和」を導入し、2014年10月には「量的・質的金融緩和の拡大」を実施した。その後、2015年12月には「量的・質的金融緩和」を補完するための諸施策の導入、2016年1月には「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入、2016年7月には「金融緩和の強化」を行った。さらに、同年9月には金融政策強化のための新しい枠組みである「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入した。

こうしてこれまで5年以上にわたり量的・質的金融緩和の拡大・強化を続ける間に、その弊害も目立つようになってきている。日銀のバランスシートは急拡大しており、資産総額は2018年3月には約528兆円となり、米連邦準備制度理事会(FRB)を超えた。13年4月に量的・質的金融緩和を開始した直前と比べると約3倍に膨張している。しかもその資産の中には株式をはじめ、従来中央銀行が保有してこなかったリスク資産が多く含まれている。将来的にリスク資産の価値が大

きく低下すれば、日銀の信用、日銀の発行する通貨の信用にかかわることにもなりかねない。また、超低金利、マイナス金利の下で、政府の財政規律は極端に弱まっている。銀行は資産サイドと負債サイドとの金利差で利益を上げるという従来のビジネス・モデルが通用しなくなっており、特に地方銀行の経営状況は厳しいものとなっている。さらに、長期国債市場では、日銀の大量購入により、市場の機能が大きく損なわれており、株式市場では日銀のETF(上場株式投信)の大量購入で株価形成に歪みが生じている。

3. 2%の物価安定目標達成のメリットとデフレの弊害¹⁾

日銀は従前物価安定目標としてCPI(消費者物価指数)上昇率1%を採用していたが、13年1月に目標を2%に変更した。これにより、アメリカの2%、ユーロ圏の2%弱²⁾と目標をそろえる形となった。いずれにせよ、日銀が2%という、ゼロとは有意に異なる目標を掲げるのは、仮に景気が後退局面に入ったとしてもデフレに陥らないように、あるいは経済にマイナスのショックが加わった時にもデフレに陥らないように、平時においてある程度のバッファを設けておくためのというのが主な理由であろう。ということは、2

%目標達成のメリットの大きさは、デフレに陥った場合の経済への悪影響の大きさに比例するということになる。すなわち、予想されるデフレの悪影響が大きければ大きいほど、2%目標達成のメリットは大きいことになる。そこで、以下では現時点で日本がデフレに陥った場合の経済への悪影響の大きさについて検討することとするが、その前にまずデフレの弊害一般についてみてみよう。

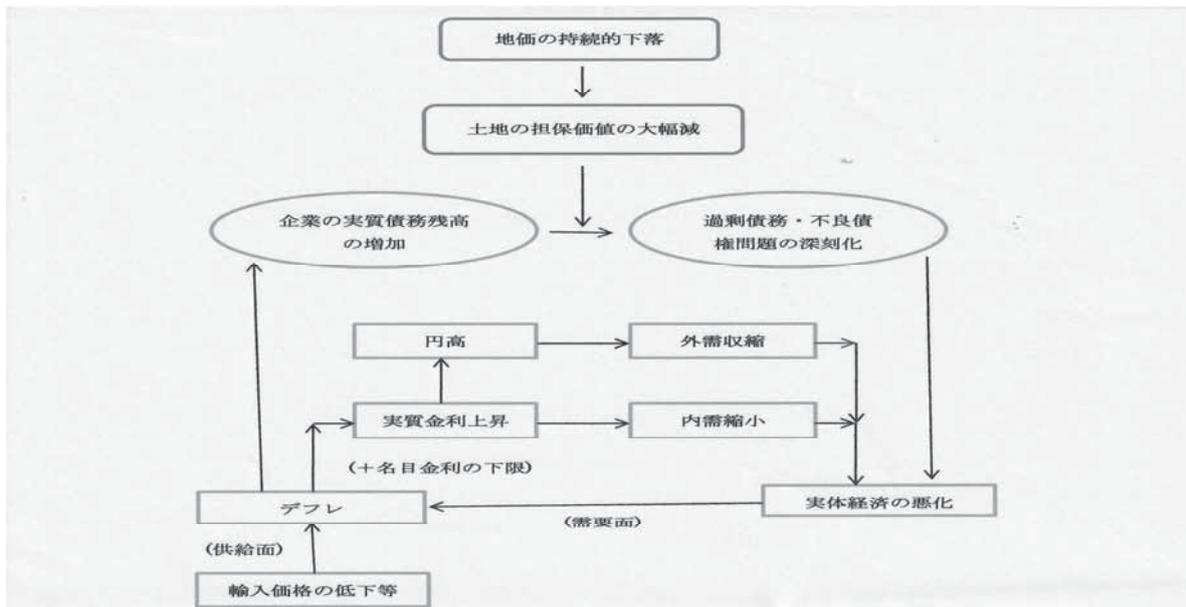
3.1 デフレの弊害：一般論

一般論として、デフレは大きく分けて二つのルートを通じて経済に悪影響を及ぼす（図3参照）。第一のルートはいわゆる債務デフレである。デフレによって売上げや利益が減っても、債務の金額は名目値で固定されているので、債務者にとっての実質的な負担は増加する。もちろん、一方に債務者がいれば、もう片方には必ず債権者がいるので、債務者とは逆に債権者はデフレによる実質債権の増大によってプラスの影響を受けることになる。しかし、これはあくまで債務者が契約通りに返済する場合の話であり、もし債務者からの返済

が滞り、やがて返済不能となれば、債権者にとっても極めて大きな損失となる。実際には、銀行などからの融資にあたっては、土地などの担保が設定されている場合が多く、この担保の価値がどう変動するかが、債権者の損失の程度を大きく左右することになる。

第二のルートは名目金利には下限が存在することによる金融政策の有効性の低下を通ずるものである。名目金利は原則的にはマイナスにはなり得ず、仮にマイナスになっても、そのマイナス幅には限度がある。そこで、デフレの下では実質金利を十分下げられず、金融政策によって投資をはじめとする内需を刺激することが困難となる。また、実質金利の高止まりは円高を招き、外需に悪影響を及ぼす可能性がある。

図3 デフレの弊害(概念図)



(出所) 筆者作成

(注) 「地価の持続的下落」から「土地の担保価値の大幅減」を通ずる経路は、常に発生するものではないが、90年代終盤から2000年代前半にかけての状況を描写する目的で付け加えている。

上記はあくまで一般論であり、実際の影響の大きさはその時々々の経済環境によって大きく変わり得るものである。日本では、デフレという90年代終盤から2000年代前半にかけての苦い経験が思い起こされる。そこでまず次節では当時の状況を詳しく検証した後に、現在の状況と当時の状況との違いについてみることにする。

3.2 デフレの弊害：1990年代終盤から2000年代前半にかけての危機的状況と現状との違い

1990年代の終盤から2000年代の前半にかけて日本経済はデフレ・スパイラルに見舞われた。すなわち、デフレと実体経済の悪化とが互いに因となり果となりながら、経済が悪循環に陥ってしまった。バブル崩壊後、日本企業は多額の債務に苦しめられるようになり、この問題は90年代後半には深刻なものとなっていた。このため当時のデフレは企業の実質債務負担を重くすることを通じて、過剰債務・不良債権問題を深刻なものとし、金融仲介システムを機能不全に陥らせ、日本経済全体に大きな困難をもたらした。また、当時は地価の持続的下落が土地の担保価値の大幅低下を通じ過剰債務・不良債権問題の一層の深刻化に一役かっ

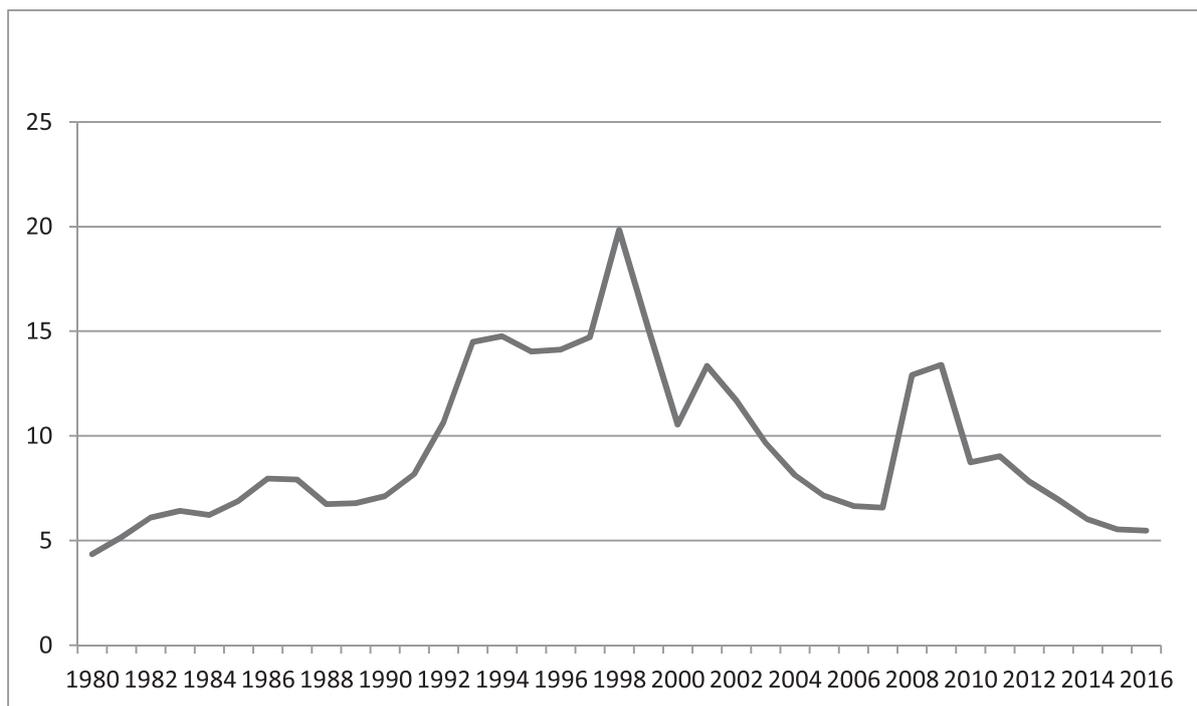
た。97年には北海道拓殖銀行が破綻し、さらに98年には日本長期信用銀行、日本債券信用銀行も破綻に追い込まれるなど、金融危機的状況が続いた。これに対して、現状をみると、企業の債務も銀行の不良債権も大幅に減少している。また、地価もバブル崩壊後のような大幅下落が予想される状況にはない。以下ではこれらの点について実際のデータに即してみよう。

既に述べたように、デフレで商品・サービスの価格が低下すれば、企業の売上、収益はその分減少するのに対し、債務は名目額で固定されているため、実質的な債務負担はその分重くなる。ただし、厳密に言うと、企業の所有する金融債権の価値はデフレによってその分高まるので、企業にとっての実質債務負担増をみるためには、純債務（債務－債権）の額を計算する必要がある。

図4は、法人企業統計年報を用い、1%のデフレⁱⁱⁱによる営利法人（金融・保険業を除く）の純債務（社債＋長期借入金＋短期借入金－現金・預金）の実質負担増が営業利益の何%にあたるのかをみたものである。これによれば、ピーク時の1998年には実質純債務負担増は営業利益の19.8%に相当する大きさであった。すなわち、営業利

図4 純債務/営業利益

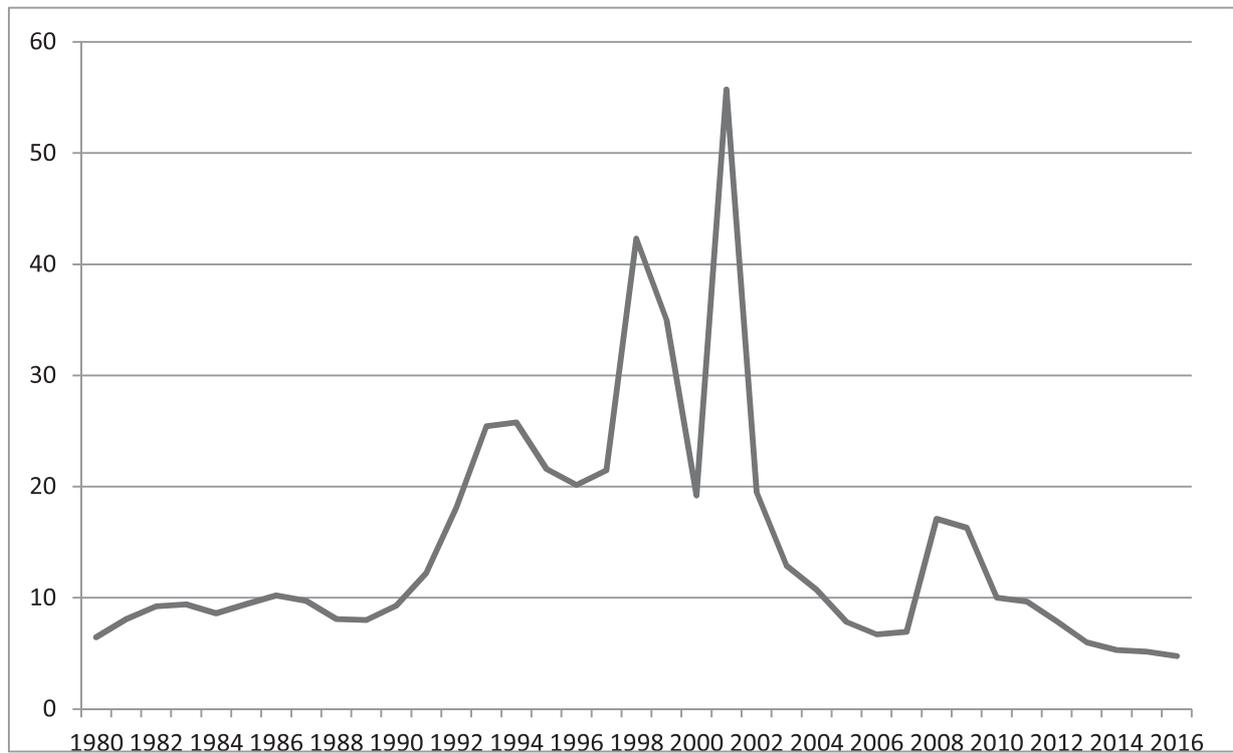
(単位: %)



(出所) 財務省「法人企業統計年報」を基に筆者作成。

図5 純債務/税引前当期純利益

(単位: %)



(出所) 財務省「法人企業統計年報」を基に筆者作成。

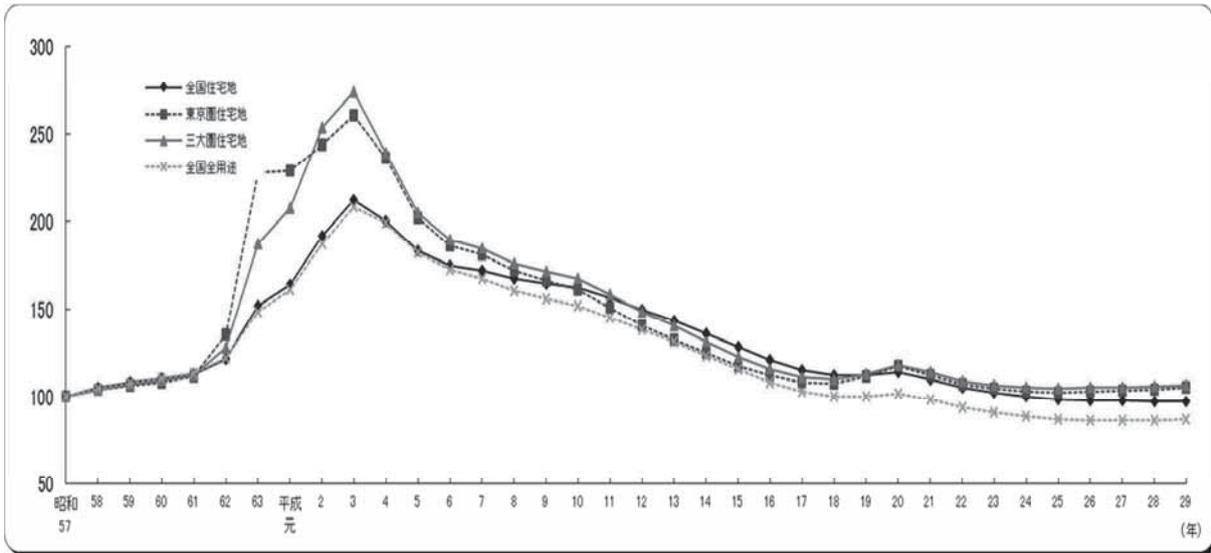
益の約五分の一がデフレによる実質純債務負担増によって失われていたことになる。これに対し、データの利用可能な最新年にあたる2016年にはこの比率は5.5%にまで低下している。デフレによる実質純債務負担増を営業利益ではなく税引前当期純利益に対する比率でみると、その変化は一層劇的であり、ピークであった2001年の55.7%から2016年には4.7%にまで低下している（図5参照）。

また、バブル崩壊後には地価が長期にわたり下落を続け、そのことが土地の担保価値の大幅下落を通じて、過剰債務・不良債権問題をより深刻なものとし、デフレと実体経済の悪化との悪循環を加速化させた（図6参照）。しかし、現状においては、地価が今後下落する可能性は十分に考えられるものの、バブル崩壊後のような大幅な下落が起こることは想定しにくい。不良債権比率はピークの2002年3月期には8.4%に達したが、2017年3月期には1.3%にまで低下している（図7参照）。

要するに、90年代終盤から2000年代前半においては債務デフレと資産価格の大幅下落とが相まっ

て、経済の長期低迷を招いたわけだが、現状においては、経済が再びデフレに陥ったとしても、その経済への悪影響はバブル崩壊後のような深刻な過剰債務・不良債権問題を伴うようなものにはならない可能性が高い。換言すれば、現時点において仮にデフレに陥ったとしても、実質債務残高の増加を通じたデフレの悪影響は当時のような深刻なものにはならないと考えられる。

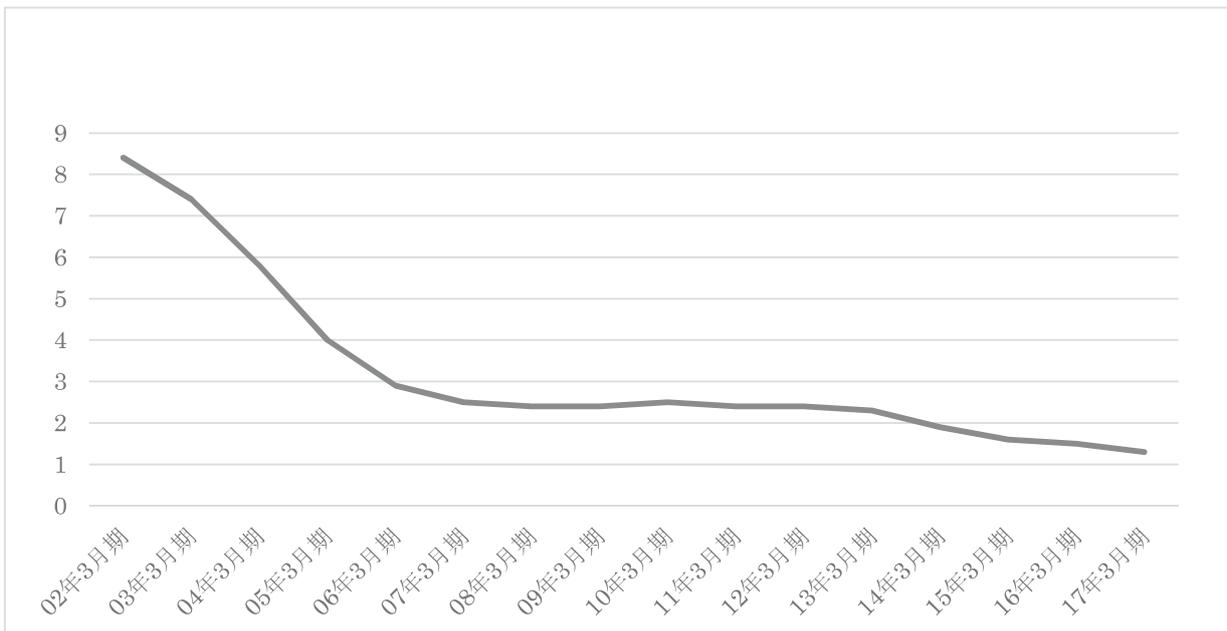
図6 公示地価の推移



(出所) 国土交通省「地価公示」
 (注) 昭和57年を100としている。

図7 不良債権比率の推移

(単位: %)



(出所) 金融庁発表の金融再生法開示債権(全国銀行)を基に筆者作成。

次に、デフレが経済にもたらす悪影響の第二のルート、すなわち名目金利の下限による金融政策の有効性の低下についてみてみよう。1998年から2003年頃の日本では、デフレが大きなマイナスのアウトプット・キャップと共存していた。このような状況においては、実質金利の引下げによっ

て経済を活性化することが政策的に要請される。しかし、期待物価上昇率はマイナスか、あるいは仮にプラスであったとしても極めて低いプラスなので、名目金利を有意なマイナスにしないかぎり、実質金利を望ましい水準まで引き下げることができない。だが、実際には名目金利は原則マイナス

にはなり得ないので、実質金利は高止まりしてしまう。そして、このような状況が長引けば、経済への悪影響は大きくなる。

Baig (2003) はこの経済への悪影響の程度を推計している。この論文ではまず、いわゆるテイラー・ルールを用いて政策的に望ましい名目金利の水準を求め、それと実際の名目金利との差を求める。そのうえで、この差に GDP の金利弾力性を乗ずることにより、名目金利のゼロ下限による GDP への悪影響の程度を推計している。

1990年から2002年までの期間について Baig がテイラー・ルールを用いて導出した望ましい金利と実際の金利は図8に示されている。テイラー・ルールから導かれる金利は98年第2四半期以降ならしてみると $\Delta 1\% \sim \Delta 2\%$ となっている。これに対し、実際の金利はほぼゼロ近傍のプラスの値をとっていた。この両者の差に、Baig が推計した GDP の金利弾力性0.5を乗ずることにより、名目金利のゼロ下限の悪影響は、98年第2四半期から2002年までの累計で GDP 比6%程度に達すると Baig は結論づけている。

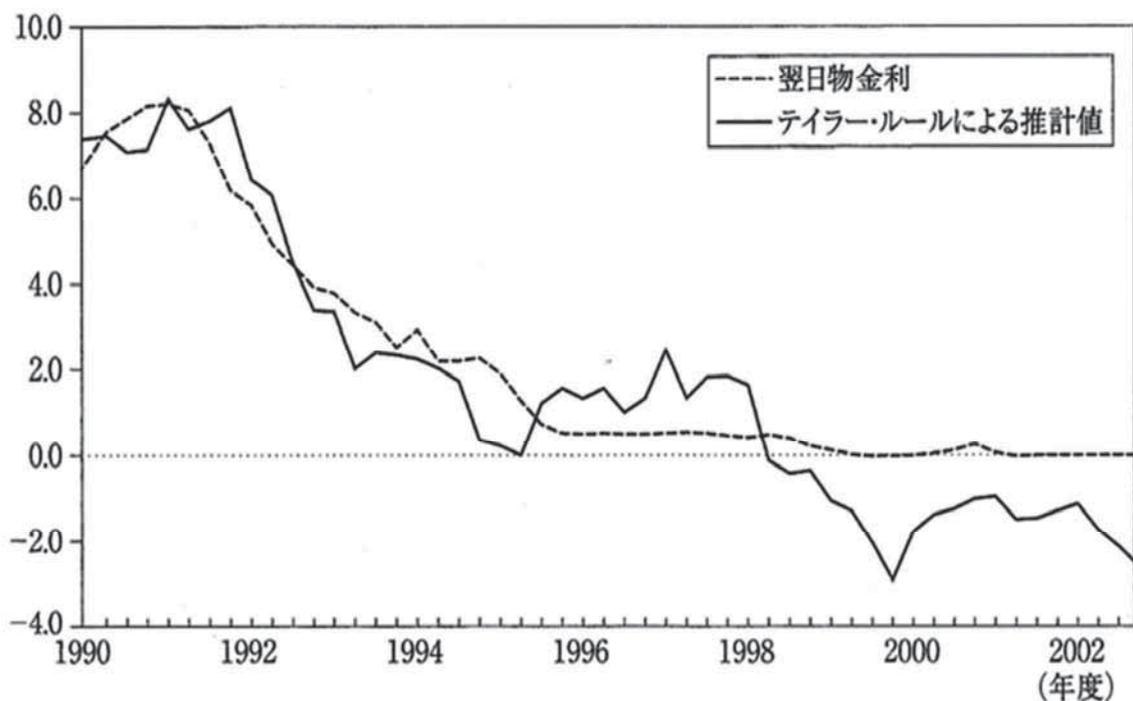
名目金利の下限による金融政策の有効性の低下という点について現状をみると、日本経済の GDP ギャップはプラスとなっており、90年代終盤から2000年代初頭にかけての状況とは大きく異なっている。

ただし、現状ではデフレによる実質金利の上昇が円高を招き、それが外需にマイナスの影響を及ぼす点が懸念されている。しかし、アメリカが金利引上げ局面に入り、ユーロ圏が量的緩和の終了局面に入っていることは、アメリカ、ユーロ圏と比べた相対的な日本の実質金利という尺度でみると一つの安心材料とはなるだろう。

以上、第一のルートと第二のルートの両方について経済への影響を検討してきたが、全体としてみると、現状でデフレに陥った場合のデメリットは、90年代終盤から2000年代前半にかけての時期ほど大きいものになるとは考えにくい。逆に、金融政策は80年代後半のようなバブル的な状況を作り出さないように十分注意しなくてはならない。政府と日本銀行の共同声明(2013年1月22日)の表現を借りるならば、「金融面での不均衡の蓄積」を生じさせないことこそ重要視されなく

図8 実際の金利と政策的に望ましい金利

(単位: %)



(出所) Baig (2003)

てはならない。この面からも、2%物価目標の深追いは避けるべきと考えられる。

4. 2%の物価安定目標の深追いが適切でないさらなる理由

そもそも2%という物価上昇率の目標水準そのものに明確な理論的根拠があるわけではない。もちろん、速水総裁時代の日銀のようにゼロ%を暗黙の目標とするのは不適切であり、デフレの弊害を考慮すれば、ゼロとは有意に異なるプラスの物価上昇率目標を掲げ、それを目指すべきである。しかし、目標を1.5%にするのか、2%が良いのか、あるいは2.5%が望ましいのかというのは程度の問題であり、理論的に唯一の正解が得られるといった類の事柄ではない。

確かに、アメリカ、ユーロ圏も2%あるいは2%弱の物価上昇率を目指しているが、実際には2013年以降これらの目標は長らく達成されていなかった。アメリカでは経済が拡大を続け、労働市場がタイトな中でも、2%の目標には届かない状態が長く続き、イエレン前FRB議長はこのような状態を“謎”と呼んでいた。それにもかかわ

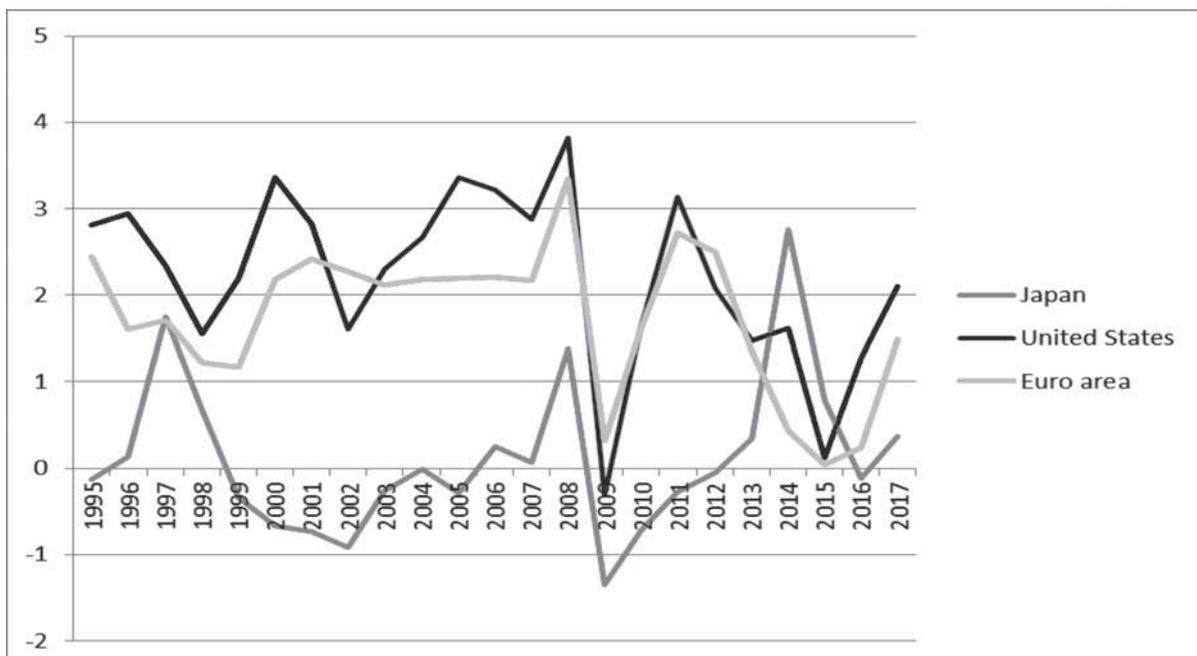
らず、アメリカは景気の拡大を背景に2015年には金利の引上げ局面に入った。アメリカのCPI上昇率が2%を安定的に上回り始めたのはようやく2017年秋になってからである。ユーロ圏ではいまだに2%弱の目標には届いていないものの、すでに量的緩和の縮小局面に入っており、2018年末には量的緩和を終了することを決めている。すなわち、アメリカ及びユーロ圏は2%ないし2%弱の目標に固執しておらず、実際の金融政策運営は日本よりはるかに柔軟である。(図9参照)

こうした中で、日本だけが、景気の拡大や一部資産価格の上昇にもかかわらず、2%の目標を深追いして、極端な金融緩和を持続・強化することは害あって益なしと言えよう。そのような観点からは、2018年4月に日銀が2%目標の達成時期を削除したことは高く評価できる。因みに、インフレーション・ターゲティングを正式に採用している国であれ、そうでない国であれ、物価安定目標達成までの時期を明示しているのは日本だけであった。

いずれにせよ、大きな犠牲を払って短期間で2%目標を達成しようとするのが適切でないこと

図9 日、米、ユーロ圏の消費者物価上昇率

(単位: %)



(出所) IMF World Economic Outlook (October 2017)を基に筆者作成。

は明らかであろう。しかも、この目標を短期で達成することは以下の理由から極めて困難と考えられる。したがって、無理を重ねてこの目標を達成しようとするれば、その弊害はますます大きなものとならざるを得ない。

- ① 日銀は黒田総裁就任時の13年4月に2%の物価安定目標を掲げ、2年以内に達成するとし、異次元の金融緩和を開始したものの、2年で達成できなかった。その後、達成時期を6回先送りし、金融緩和を強化してきたが、実際には2018年夏時点でも達成できていない。
- ② 現在の日本の景気状況をみると、需給はバブル崩壊後最もタイトと言っても過言ではない。それにもかかわらず日本のCPI上昇率は1%を下回っている。
- ③ 世界経済はリーマン・ショック後最良と言ってもよいで状況にある。しかし、そうした中でも、既に述べたように、アメリカのCPI上昇率は長らく2%に達せず、安定的に2%を上回るようになったのはようやく2017年秋になってからであった。また、ユーロ圏ではいまだに2%弱の目標に達していない。
- ④ 終戦直後を除けば、日本は戦後ほとんどの時期において欧米先進国よりも低いインフレ率を経験してきた。

このような理由から、短期的に2%目標を達成できる可能性は低いと言わざるを得ない。そうした状況の下で、目標達成のために極端な金融政策を押し進めていけば、その弊害はますます大きなものとなっていくであろう。

以上みたように、2%の物価安定目標を短期的な目標として掲げ、これを深追いすることは不適切である。だが仮にFRB、ECBが2%ないし2%弱の目標を設定している中で、日銀が2%よりも有意に低い目標に変更した場合、円高になる可能性があるという理由で、物価安定目標を2%から下方修正することが難しいとすれば、それを短期ではなく、長期的目標としてとらえ直し、それに応じて金融政策にも変更を加えていくべきであろう。

おわりに

2013年4月の異次元金融緩和開始以降の金融政策を巡る議論をみると、この政策に批判的な論者の主張は、その極端な政策の弊害や2%目標達成の困難性をその論拠にするものがほとんどであった。本論文では、それらに加え、2%を目標として掲げることのメリットが一般に想定されるよりも小さい可能性が高いことを、90年代終盤から2000年代前半のデフレ期の経済状況と現在のそれとを比べることにより示した。そこでは、極端な政策を押し進めることにより、かえって金融面での不均衡を蓄積させ、デフレに陥った場合の脆弱性を増す可能性があることも指摘した。

日本のデフレや金融政策、さらには先進国の物価動向に関しては検討を深めるべき論点は数多くある。例えば、世界的な好景気の下でなぜインフレ率が先進諸国で想定したほど高まらないのかといった点も極めて興味深い論点であるが、こうした点については今後の研究課題としたい。

参考文献

- [1] 池尾和人 [2013] 『連続講義・デフレと経済政策—アベノミクスの経済分析』 日経BP社
- [2] 竹森俊平 [2002] 『経済論戦は甦る』 東洋経済新報社
- [3] 内閣府・財務省・日本銀行 [2013] 「デフレ脱却と持続的経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」
- [4] 日本銀行 [2000] 「『物価の安定』についての考え方」
- [5] 日本銀行 [2013] 「金融政策運営の枠組みのもとでの『物価安定の目標』について」
- [6] 法専充男 [2009] 『デフレとインフレの経

『経済学』 日本評論社

- [7] Baig, Taimur [2003] "Understanding the Costs of Deflation in the Japanese Context," IMF Working Paper No. 03/215.

-
- i 本節における分析の基本的枠組みは法専（2009）によっている。
- ii ユーロ圏の目標は正式には "below, but close to, 2%" であるが、本論文ではこれを「2%弱」と表記する。
- iii 企業の実質純債務負担増に影響を与えるのは、厳密には期待物価上昇率と実際の物価上昇率との差なので、ここでは暗黙裡に企業の期待物価上昇率が0.0%であると想定していることになる。

第一次世界大戦の休戦交渉再考

—イギリスの政策を中心に—

大久保 明

Akira Okubo. The Armistice Negotiation of the First World War Revisited: With Special Reference to British Policy. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 13-22.

This paper revisits the armistice negotiation of autumn 1918, focusing on the point of view of British policy-making. Countless studies have examined such subjects as the origins of the First World War and the peacemaking of 1919. In comparison, the armistice negotiation has hitherto attracted far less scholarly attention, despite its paramount importance in shaping the general course of interwar European history. This paper argues that the armistice negotiations largely preconditioned the subsequent peace negotiations, by imposing severe terms on Germany comparable to an unconditional surrender, and that British policy-makers were highly influential in determining such an outcome.

はじめに

1918年11月11日、ドイツと連合国との間で休戦が成立し、第一次世界大戦は終わりを迎えた。その後も中欧からシベリア、白海から中東へと至るユーラシアの広域で、敗戦と革命に伴う暴力の応酬が続いたものの、主要交戦国間の戦闘はその日までに終結した。勝利した連合国は、早期に講和会議を開催し、安定を取り戻すことを急務と認識した。しかし、周知のように平和再建の道のみは混迷を極めた。1919年の講和条約に基づく戦後秩序は、戦争を生き延びた多くの人々が望んだ永続的平和を保障するものとはならなかった。

本稿は、第一次世界大戦終結後の秩序形成の原点を探るべく、戦争末期に展開された休戦交渉を再考するものである。本稿で明らかとなるように、1918年の休戦協定は、翌年の講和会議の決定を相当程度先取りする内容となっていた。ドイツの軍備制限、ラインラント占領、賠償問題といった1920年代のヨーロッパ国際関係を特徴づける諸条件は、休戦交渉においてその基本的方向性が決定付けられたのである。

しかしながら、第一次世界大戦の開戦原因や、パリ講和会議に関する膨大な研究蓄積と比較して、

1918年の休戦交渉に関する先行研究は少ない。前二者と比較して、国際政治の転換点としての認識が薄いことがその理由として考えられる。希少な例外的研究も、フランスの国際関係史家ピエール・ルヌーヴアンによる研究など、優れていながらも史料状況に制約のある時代に書かれたものが中心である¹。主要国の政府史料が開示されて以降の本格的実証研究としては、アメリカの歴史研究者ブリット・ロウリーによるものが挙げられる²。近年では、イギリスにおける第一次世界大戦史研究の大家デイヴィッド・スティーンソンが、戦争の最終年に関する詳細な軍事史を著しており、その中で休戦交渉について触れている³。無論、数多ある大戦の通史や各国史も休戦経緯に言及しているが、戦後秩序の行く末を決する重大な交渉を正面から扱った研究は少ないのが現状である。

本稿は、こうした数は少ないながらも質の高い先行研究を踏まえ、休戦に際してのイギリスの政策を追っていく。イギリスは、フランスやアメリカとともに、第一次世界大戦の主要戦勝国として、戦後秩序の形成に深く関わった。しかし、「ウィルソン主義」を掲げたアメリカと、ド

イツに対する安全保障を求めたフランスと比較し、イギリスがヨーロッパの講和に何を求めたのかについて、先行研究は明確な答えを出していない。イギリス政府は、ドイツに高額な賠償を求め、海外領土を没収した一方で、パリ講和会議の途中からドイツに対する「宥和」の必要性を説くなど、首尾一貫しない政策を展開していく⁴。イギリス政府は、大戦後のヨーロッパ、とりわけ大国ドイツの地位がどうあるべきだと考えたのか、この点を明らかにすることも本稿の目的である。先に挙げた先行研究は、休戦交渉を多国間関係史の観点から描くものが中心であり、イギリスの政策に特別な焦点を当てたものではない。本稿は、英米の一次史料を用い、イギリスの政策を中心に据え、1918年の休戦交渉を再考する。

1. ドイツの和平工作

1918年3月3日にブレスト＝リトフスクでソヴィエト・ロシアと講和を結んだドイツは、同日より西部戦線において大攻勢を開始した。その目的は、前年4月に参戦したアメリカが十分な兵力を展開する前に、西部戦線で英仏軍を破ることにあった⁵。ドイツの春季攻勢により、1914年以来となるマルヌ川までの進出を許した連合国であったが、1918年7月の第二次マルヌ会戦で反撃に転じ、8月のアミアンの戦いでドイツ軍を破った後、11月の休戦まで続くこととなる大攻勢を開始した。連合国は、イタリア北東部、バルカン半島、中東の各戦域でも戦いを優勢に進め、9月末には中央同盟国の一角を占めたブルガリアとの間で休戦が成立した。

その頃、ドイツの戦争指導を担った陸軍参謀総長パウル・フォン・ヒンデンブルクと参謀次長エーリヒ・ルーデンドルフは、刻々と悪化する戦況に鑑み、即時休戦を求める他なしと判断し、アメリカ政府に和平を申し入れる方針を定めていた⁶。パウル・フォン・ヒンツェ外相も同様の認識を示し、ウッドロウ・ウィルソン大統領が同年1月に発表した所謂「14カ条の講和原則」（以下「14カ条」と略記する）など、比較的穏当な条件に基づく講和をアメリカに求めることで、予想される

イギリスやフランスからの過酷な要求から身を守るばかりか、連合国間の仲たがいを誘発できると分析した⁷。彼らは9月29日に皇帝ヴィルヘルム2世を説得し、和平の方針を定めた。「一刻一秒の遅れが危険を招く」状況にまで追い込まれたのだと、ドイツ指導部は認識していた⁸。そして10月3日、ヴィルヘルム2世の承認のもとで社会民主党など議会政党の代表が入閣する新政府が樹立された。この「上からの革命」の目的は、民衆による「下からの革命」を抑制し、またアメリカ政府にドイツの民主化を印象付け、休戦交渉を有利に進めたためであった。それに加えてルーデンドルフら軍幹部は、防衛線を立て直すための時間稼ぎと、和平要請という不名誉な「汚れ仕事」を国内の民主主義勢力に引き受けさせる、というよこしまな狙いも持っていた⁹。対米講和要請は、外交交渉で事態を打開しようというドイツ指導部の最後の賭けであった。しかし、その後の1ヵ月余りの連合国との休戦交渉と、キール軍港の反乱に端を発するドイツ革命の勃発により、彼らの思惑は崩れ去ることとなる。

10月4日、新たにドイツ帝国宰相となったマクシミリアン・フォン・バーデンは、「14カ条」など、アメリカが提案した条件に基づく講和を受け入れる準備がある旨を記した簡潔な覚書を、中立国スイスを経由してウィルソン大統領に送付した¹⁰。7日にはオーストリア＝ハンガリー帝国、14日にはオスマン帝国も同様の覚書を発出した¹¹。ウィルソン大統領とその腹心エドワード・マンデル・ハウスは、ヨーロッパや国内の強硬派の影響力を削ぎ、「14カ条」に基づく自らの構想を実現する好機ととらえ、ドイツの休戦要請に慎重ながらも好意的に応じていく¹²。

2. 連合国パリ首脳会談

その頃、アメリカを除く連合国主要3大国（イギリス、フランス、イタリア）は、パリで首脳会談を開いていた。10月5日に始まる首脳会談の当初の目的は、ブルガリア降伏後のバルカン方面の戦略を検討することであったが、ドイツがアメリカに講和を要請した情報が伝わり、対ドイ

ツの休戦条件も議題に上げられた。英仏伊の首脳たちは、次の8項目からなる暫定的な休戦条件に合意した。

- ① 敵軍のフランス、ベルギー、ルクセンブルク、イタリアからの完全撤退
- ② ドイツ軍のライン川以東への撤退
- ③ ドイツ軍はアルザス＝ロレーヌから撤退、ただし連合国は同地を占領しない
- ④ トレンティーノとイストリアに関しても同条件が適合
- ⑤ 敵軍のセルビアとモンテネグロからの撤退
- ⑥ コーカサスからの撤退
- ⑦ ロシアとルーマニアの戦前領土から撤退する準備を直ちに開始すること
- ⑧ 潜水艦作戦の即時停止
(敵国への経済封鎖を解かないことも合意された¹³。)

首脳会談では、休戦を結んだ後に主要な講和条件を議論するのか、それとも休戦の時点で敵に受け入れさせるのかという手順の問題も検討された。イギリスのデイヴィッド・ロイド・ジョージ首相は後者の方針を支持した。彼によれば、一度休戦に合意すれば、兵の士気に鑑みて戦闘再開は困難と予想されることから、休戦の段階で主要な講和条件に関して敵に合意させる必要がある、というのであった。首脳たちは、軍部の判断を仰ぐことに合意した¹⁴。

10月8日、連合国軍総司令官フェルディナン・フォッシュ元帥および連合国陸海軍代表の覚書が首脳たちに提出された。それは、会談に参加したイギリス保守党党首アンドリュー・ボナー・ロウをして「事実上の無条件降伏に相当する」と言わしめるほど、ドイツにとって過酷な休戦条件であった。フォッシュは、単に敵軍がライン川以東に撤退するだけでは不十分だと考え、講和会議が決裂し、戦闘を再開しなければならぬ場合に備え、有利な体制を整えるべきだとした。そのために、連合国軍がライン川西岸を完全に占領し、東岸の重要拠点に半径30kmの橋頭堡を設けるべきだと

提案した。同地の占領は賠償を獲得する担保としても重要だと指摘された。またフォッシュ案からは、アルザス＝ロレーヌを占領しないという8条件に記された留保も消えていた。連合国の陸海軍代表による覚書も、フォッシュ案同様に厳しいものであり、休戦条件として連合国の監督下でドイツを武装解除する必要性が説かれた。ロイド・ジョージら連合国首脳は、軍部の提案は講和会議で決すべき内容が含まれており、ドイツに拒絶される可能性が高いため、休戦条件は軍事的優位を確保するために必要な限度にとどめるべきだという意見を表明した。首脳たちは、決定を下す前にウィルソン大統領の対応を見極めるべきだと判断した¹⁵。

同日、ドイツの休戦提案に対するウィルソンの第1回目の返信が送信された。ウィルソンの最初の返信は、ドイツが「14カ条」等を受け入れる準備がある旨を確認する内容であり、具体的休戦条件に関しては、ドイツが占領中の連合国領土から撤退する点に言及するにとどまった¹⁶。ウィルソンはこの文書を他の連合国首脳にも送信した。

翌9日に英仏伊の首脳は、ウィルソンの返信について議論した。ロイド・ジョージは、休戦交渉が「14カ条」に従う形で進んでしまう可能性に危惧を表明した。ドイツは弱体化しており、宰相マクシミリアンの立場からすれば、ウィルソンの「14カ条」で講和できるのであれば、躊躇なくそうするであろうし、占領地域の撤退も難なく受け入れるであろう。もし他の連合国が休戦条件に言及しなければ、ウィルソンの「14カ条」が連合国の休戦条件だと誤解される恐れがある、と。彼は、ウィルソンが軍部の助言を仰がずにドイツに返答したのは過ちであったと非難した。イギリスの提案に基づき3大国首脳は、占領地域からの撤退だけでは休戦条件として不十分であるとウィルソンに連名で伝え、休戦問題を議論するための特使をヨーロッパに派遣するように求めることを決定した¹⁷。

12日、ドイツはウィルソンへの第2通目の覚書を送信した。内容は連合国領土からの撤退を含め、ウィルソンの8日の返信を全面的に受け入れるものであった。ロイド・ジョージが懸念した

ように、覚書には他の連合国もウィルソンの「14カ条」を受け入れたものと信じる、とも記されていた¹⁸。イギリスをはじめとするヨーロッパの連合国は、いよいよ休戦条件を明確化する必要性に迫られた。

3. ダニー会議

10月13日にロイド・ジョージは、戦時中の別邸があったサセックスのダニーに政府要人および軍幹部を招き、休戦条件に関して討議した。会議に出席したアーサー・バルフォア外相は、最終的講和においてはウィルソン大統領の「14カ条」に示されていない内容（たとえば船舶の補償や戦犯の訴追など）も要求する必要がある、もし「14カ条」に基づく休戦に応じれば、ドイツに逃げ口上を与えてしまうのではないかと懸念を表明した。ロイド・ジョージがそもそも即時講和は望ましいかと問うと、バルフォアは、それが最終的講和となるなら望ましいが、そうでなければ望ましくないと回答した。すなわち、ドイツの降伏に相当する休戦条件を得られなければ、交渉する価値はないとの考えであった。それを受けてロイド・ジョージは、ドイツ軍が隣国に展開している目下の状況で講和を結ぶよりも、ドイツ本土に進軍し、「ドイツ国民に実際の戦争を味わわせる」ほうが、世界の平和にとって有益ではないかと述べた。ロイド・ジョージは、古代ローマが戦った第二次ポエニ戦争の事例を引き合いに出し、次のように述べた。

ローマ人はカルタゴがイタリアとスペインから撤退することで講和することもできた。しかし、ローマ人は、これでは不足であり、カルタゴに進攻し、カルタゴの土地で勝利する必要があると言った。歴史は彼らが正しかったことを証明している。

そしてロイド・ジョージは、現状のまま講和が結ばれれば、第一次ポエニ戦争後のカルタゴのように、ドイツは20年後には周到な戦略に基づき復讐戦を挑んでくると警告した。のちに経

済学者のジョン・メイナード・ケインズは、第一次世界大戦後の講和を「カルタゴの平和」と批判する有名な本を著すことになるが¹⁹、休戦交渉の段階でロイド・ジョージは、ローマが第二次（および第三次）ポエニ戦争でカルタゴに課したような厳しい講和を明示的に必要と考えていたのである。これに対しバルフォアは、「カルタゴ滅ぶべし」という首相の持論を公の場では述べないように求めた。過度な好戦論は、厭戦気分が高まりつつある連合国軍の士気に影響する恐れがあった。

閣僚の中ではロイド・ジョージが最も強硬派であった（もっとも彼は、議論の活性化のために「悪魔の代弁者」を演じていたのかもしれない）。フォッシュと近いイギリス陸軍のヘンリー・ウィルソン参謀総長でさえ、ドイツが武装解除に合意すれば十分だと述べ、むやみに進軍を続ければ国境付近でドイツ軍の頑強な抵抗に遭うだろうと警告した。ウィンストン・チャーチル軍需相も同様の見解を述べ、「海洋の自由」など、イギリスの利益に合致しない「14カ条」の項目を修正すれば講和の基礎となりうると述べた²⁰。「海洋の自由」への懸念は、第一海軍卿（日本海軍の軍令部総長に相当）ロスリン・ウィームス大将など他の出席者からも表明され、イギリスの安全と国益を守る盾として、国際規範に縛られずに海軍力を行使する自由裁量を維持する重要性が指摘された。内閣書記官長モーリス・ハンキーは、戦後の安全保障を担うと期待された国際連盟は、実際に運用されるや直ちに潰れるかもしれないため、シー・パワーの保持は必須だと述べた。「海洋の自由」については留保する必要があると、出席者の全員が合意した。一方でボナー・ロウは、武装解除のような「屈辱的条件」をドイツに課せば、将来の復讐戦の原因になると懸念を表明した。ロイド・ジョージは反論した。いずれドイツ軍部は、ドイツの民主派が恐れをなして講和を結んだと批判する運動を展開し、政権に復帰するだろう。したがって、軍部復活の芽を摘むために、いっそう「屈辱的敗北」をドイツに吞ませる必要があるかもしれない、と。これに対してバルフォアは、ドイツがアルザス＝ロレーヌをフランスに、ポーゼンとシュ

レージェンをポーランドに割譲し、主要同盟国のオーストリアが粉碎され、すべての植民地を失えば、十分な敗北であり、ドイツ本土に進軍する必要はない、と説いた。これに、ボナー・ロウは賠償の獲得を条件として加え、ウィームスはドイツ艦隊の武装解除を加え、ハンキーとチャーチルが連合国によるキール運河の占領を加えた。すなわち、ロイド・ジョージ以外の出席者は、こうした条件が満たされれば、ドイツ本土に進軍せずとも休戦を受け入れる考えであった。

これらの発言を受け、ロイド・ジョージは会議の総意がドイツ本土進攻に反対であることを確認した。会議の結論は、勝利を確証できる休戦条件をドイツに課すというものであり、そのために、「14カ条」の解釈を連合国間で擦り合わせ、商船の補償など不足条件を補うための協議を行う必要性をウィルソン大統領に通知することが決定された²¹。

4. 英仏の圧力の浸透

10月14日、アメリカ政府は12日付のドイツの第2通目の覚書への対応を議論した。この時すでにパリ首脳会談の結果を受けた連合国の要望は伝わっており、ダニー会議の結果を受けたイギリス政府の要望書も同日到着した。また、10日にドイツの潜水艦がアイルランド沖で客船（RMS *Leinster*）を撃沈し、民間人を含む約500人が死亡したことを受けて、世論が激昂していた。野党共和党や主要メディアは、即時休戦に否定的であり、「無条件降伏」を主張する声もあった。こうした状況を考慮に入れながらも、ウィルソンとハウスは「報復的な講和」にも、ドイツ本土進攻にも反対であった。しかし、休戦を結ぶからには勝利を確実なものとする必要があるという認識は、他の連合国と共有した²²。

14日にアメリカ政府が送信した第2回返信には、英仏伊がパリ首脳会談で示した要望が反映され、休戦条件は連合国の軍事専門家の助言を受けて決するものであり、連合国軍の優勢を絶対的に保障する必要があると明記された²³。同日、ハウスを大統領の特使としてヨーロッパに派遣するこ

とが決定された²⁴。ハウスは26日にパリに到着する。

10月15日、イギリス戦時内閣はアメリカの対応について議論した。戦時内閣は、特使の派遣を歓迎しつつも、アメリカが独断でドイツとの休戦交渉を続けていることを問題視した。ボナー・ロウは、ウィルソン大統領が無断でドイツとの交信を続けていけば、連合国間の関係に亀裂が入る可能性を指摘した²⁵。枢密院議長カーズン伯爵は、同日付の覚書において、アメリカを含めた連合国が協働する必要性を述べた。そのうえで彼によれば、ひとたび休戦すれば戦闘を再開することは（兵員の士気に鑑みて）困難であるから、休戦の段階で勝利を確実なものとする必要があった。ゆえに、休戦条件は無条件降伏に相当する内容となるべきであり、のちの講和会議において連合国の決定を強制するための保障措置が組み込まれる必要がある、というのであった²⁶。

英仏の外務当局もウィルソン大統領とドイツのやり取りに神経を尖らせていた。16日に駐英フランス大使館のエメ・ド・フルリオ参事官がイギリス外務省のエア・クロウ次官補と面会し、「14カ条」の文言は曖昧で言及されていない問題も多々あり、講和の基礎として不十分だというフランス外務省の認識を伝えた。フルリオは、詳細な条件を検討する専門家協議を開始する必要があるとの認識を示した。クロウはこれに賛意を表明した²⁷。

20日、ドイツは第3通目の覚書をウィルソンに送信した。ドイツは休戦条件を軍事専門家の判断に委ねることには合意したものの、両軍の戦力比率を考慮に入れる必要性に言及するなど、条件面で争う姿勢を示した²⁸。またこの頃イギリスは、ドイツがロシア方面の駐屯軍を残置する工作を働いているという秘密情報をウィルソンに伝え、大統領はドイツへの不信感を募らせた²⁹。

21日にイギリス戦時内閣はドイツの3通目の覚書について議論した。閣議出席者は、ドイツ側の姿勢に不満を表明し、アメリカと早急に休戦条件を協議する必要性を再確認した。具体的には、ドイツが1914年国境まで撤退するだけで良いのか、それともアルザス＝ロレーヌを休戦段階で手

放す必要があるのかなど、細部が曖昧なまま米独の交信は行われていることへの懸念が表明された。イギリス海外派遣軍の総司令官ダグラス・ヘイグ元帥は、連合国のアルザス＝ロレーヌ進駐を休戦条件に加えるべきだと提言した。一方で、すでに先のパリ会談でフランスのフォッシュ元帥は、ドイツ領内深くのライン川東岸の橋頭保まで占領すべきだと主張しており、はるかに厳しい休戦条件を求めている。イギリス海軍のウィームス大将と本国艦隊司令官デイヴィッド・ビーティー大将も、すべての潜水艦と主力艦艇の一部を連合国に明け渡すことを休戦条件に加えることを提言するなど、強硬な姿勢であった。閣議の出席者からは、ドイツ国内情勢の不安定化に鑑みて、より有利な休戦条件を得られるのではないかという意見も表明された。結論として、のちの講和会議で連合国の要求を達成するためには、ドイツの継戦能力を休戦の段階で完全に喪失させる必要があると確認された。そして、連合国間で協議せずにドイツとの休戦交渉を続けられないようにアメリカに要請することも合意された³⁰。23日に送信されたウィルソン大統領のドイツへの第3回目の返信は、連合国共同で休戦条件を策定することを宣言した³¹。

休戦交渉はイギリスの狙い通りに進み始めていた。24日の戦時内閣会合においてロイド・ジョージはウィルソンの決断を歓迎し、次のように述べた。「外交論争は終わった。大統領は休戦協定をドイツの戦闘再開が不可能となるほど厳しいものとするを明確にしたのだ」と³²。27日にドイツは第4通目の覚書を送付し、ウィルソンの第3回返信に合意を表明し、連合国による休戦条件の提示を待つ旨をウィルソンに伝えた。

29日より英仏伊の首脳は、フランスに到着したハウスと休戦条件に関する協議を開始した。「14カ条」の解釈が大きな問題となった。ロイド・ジョージは、第2条「海洋の自由」を受け入れられない旨を表明した。それに対してハウスは、「14カ条」を連合国が承認しない場合には、アメリカとドイツが単独講和を結ぶ可能性を示唆して抵抗したが、ロイド・ジョージは、その場合にはアメリカ抜きでも戦い続けると述べ、譲らなかつた。フランス首相ジョルジュ・クレマンソーがロ

イド・ジョージの主張を支持した一方で、バルフォアは、連合国の仲違いこそがドイツの狙いだと論じた。結局、英仏の主張が通り、「14カ条」のいくつかの条件に補足説明を加えてドイツに伝達する方針が合意された。ロイド・ジョージは、「海洋の自由」以外の条項については、いかようにも解釈しうるほど曖昧であるため、受諾可能だと述べた。「14カ条」は多様に解釈しうるとハウスも認め、講和会議で連合国を縛る足かせとはならないことが強調された。そして、ドイツが侵略した地域が「回復される (restored)」と「14カ条」で述べられたのは、賠償の獲得を示唆するためだとハウスは説明した³³。そして翌30日の会談において、イギリスの発案に基づき、「海洋の自由」に関する留保と、「回復される」は賠償の支払いを意味するという補足説明を加え、ドイツに伝達する方針が合意された³⁴。11月5日にアメリカ政府は、ロバート・ランシング国務長官の名義で、連合国がドイツ全権団を受け入れる準備を整えたことを伝える覚書を送付した。その中に、「海洋の自由」と賠償に関する補足説明が挿入された³⁵。

休戦交渉の主導権がウィルソンの手を離れ、イギリスとフランスに移ったことは明らかであった。講和の条件は、「14カ条」を基本としながらも、英仏などが求めた留保条件が挿入された。その頃にはすでに、オスマン帝国とオーストリア＝ハンガリー帝国が連合国と休戦協定を締結し終えており、ドイツの立場は著しく不利になっていた。連合国にとって残る課題は、ドイツとの休戦に際しての軍事的条件を確定することであった。この軍事的条件こそが、翌年の講和会議における連合国の優位を決定付けることとなる。

5. 休戦条件の詳細

10月末から11月初頭にかけてパリとヴェルサイユで開催された連合国首脳会談は、講和の基本となる「14カ条」の解釈について大筋合意した後、休戦の具体的な軍事的条件について検討を続けた。11月1日にパリで開かれた会合において、フォッシュ元帥の覚書に基づき、陸軍関係の休戦条件が議論された。フォッシュは、ドイツ軍が火

砲5千門（保有総数の約3分の1）、機関銃3万挺（保有総数の約半分）の他、車両などを連合軍に明け渡し、ライン川より40km以東へと退却することを求めた。その後、連合軍は速やかにライン川西岸を占領し、さらにはマインツ、コブレンツ、ケルンの東岸に設けられる半径30kmの橋頭堡を占領することを提案した。ロイド・ジョージは、ヘイグ元帥の慎重論などを援用して条件が厳しすぎると抗議したが、フォッシュは講和会議が万が一決裂した場合に備えて軍事的優位を築く必要があると反論し、譲らなかつた。フォッシュはまた、賠償を獲得するための担保としても、ドイツ領土の占領は必要だと述べた。結果として、ロイド・ジョージが妥協し、連合軍はフォッシュ案を陸軍関係の休戦条件とする方針を固めた³⁶。ハウスによれば、それ以前の会合でライン川西岸の占領が議論された際に、ロイド・ジョージの反対論に対してクレマンソーは、ドイツが講和条件を履行すれば速やかに撤退する意向を示し、永久にライン川西岸に留まる計画ではないと確約したという³⁷。同問題は翌年の講和会議でも英仏間の大論争へと発展するが、休戦の際に表明されたフランスの方針がそこでも採用されることとなる。

海軍関係の休戦条件も、ドイツにとって厳しい内容となった。すでにイギリス海軍は、ドイツから没収する艦艇として、弩級戦艦全19隻中の11隻、巡洋戦艦全6隻、軽巡洋艦の一部、駆逐艦50隻、潜水艦全隻、という具体的数値を掲げていた³⁸。ビーティー大将によれば、ドイツのシー・パワーの撃滅はイギリスの主要戦争目的であり、休戦協定においてそれを達成できるのであれば、講和会議を待たずとも実行に移すべきだというのがあった³⁹。連合軍海軍代表の協議はイギリス海軍の思惑通りに進み、英海軍の提案は概ね認められた⁴⁰。唯一、アメリカ海軍の代表が条件の緩和を求め、ドイツ水上艦艇は即座に没収されるのではなく、中立国の港湾に一端収容され、最終的帰属は講和会議で決せられるべきだと反論した。連合軍首脳は条件の緩和を受け入れ、潜水艦160隻を連合軍に明け渡し、弩級戦艦10隻、巡洋戦艦6隻、軽巡洋艦8隻、駆逐艦50隻を中立港に収容することが休戦条件として定められた⁴¹。

ところが、結果としてドイツ艦艇は、中立国ノルウェーとスペインに収容を拒絶されたことにより、イギリス北部のスカパ・フロー軍港に収容されることとなった⁴²。そして1919年6月21日、連合軍による接收を防ぐことを目的としたドイツ海軍の特殊作戦により、収容艦艇の大半が自沈された（スカパ・フロー事件）。

休戦条件には、陸海軍に関する条件の他に、ドイツ東部国境と賠償に関する条項も盛り込まれた。これらの問題についても、講和に先駆けて休戦段階で可能な限り有利な合意を積み上げることが意識された。「なされた被害に対する賠償」が金融面での講和条件になると、休戦条件に明記された。東部に関しては、ブレスト＝リトフスク講和条約は無効と明記され、ドイツ軍は1914年8月1日時点の国境に撤退することが条件として掲げられた。フランスは、1772年の第一次ポーランド分割以前の国境線までドイツは撤退するべきだと主張したが、イギリスが反対した。バルフォアは、1772年の国境は多数の非ポーランド系住民を含んでおり、国民国家を奨励するという連合軍の方針と異なり、そもそも国境線の画定は講和会議でなされるべきだと反論した。彼はまた、ドイツ軍の撤退は東欧における共産主義の拡大をもたらすと警告した⁴³。共産主義の拡大に関するバルフォアの懸念は、休戦交渉でドイツ全権も表明し、ドイツ軍の東部からの撤退は一定期間延期されることとなる。

こうして英仏の主導によりパリで休戦条件が確定されたのちに、アメリカ政府を経由してドイツ全権団を西部戦線の境界線付近で受け入れる旨を伝える覚書が発出されたのである。

おわりに

以上のように、ドイツは当初アメリカに休戦を申し込んだものの、実際の休戦協定にはイギリスとフランスの意向が大きく反映されることとなった。ドイツ全権団との交渉は、前線付近のコンピエーニュの森で11月8日より開始されたが、連合軍側の代表は英仏の軍部代表のみによって構成された。フォッシュが連合軍首席全権を務め、海

軍代表としてウィームスが出席し、その他にフランス陸軍のマクシム・ヴェガン少将、イギリス海軍のジョージ・ホープ少将とジャック・マリオート大佐が列席した。連合国代表が英仏の軍人のみによって構成され、アメリカやイタリアの代表が参加していないことに、ドイツ首席全権を務めた帝国議会議員マティアス・エルツベルガーも驚きを示したという。休戦交渉は、連合国側で策定した休戦条件を72時間の期限付きでドイツに突き付ける一方的なものとなった。ドイツはすでに同盟国を失い、西部戦線は崩壊寸前の状況にあり、国内では革命が勃発していたことから、交渉の余地はきわめて少なかった。それでもエルツベルガーは、ライン川東岸の中立地帯の縮小、西部と東部における撤退期限の延長、没収される機関銃の数の削減など、いくつかの譲歩を引き出すことに成功した⁴⁴。しかし、大勢は動かず、連合国の厳しい休戦条件は大きな変更なく合意された。休戦協

定は11月11日午前5時に調印され、同日午前11時に戦闘が停止した⁴⁵。

コンピエーニュの休戦協定は、連合国の戦争目的の多くを達成し、翌年の講和会議の前提条件を整えた。連合国はドイツ軍の主力軍備を没収し、ラインラントを占領することで、講和会議が決裂した場合に備え、軍事的な優位を築いた。また同地の占領は、講和条約の履行を保証する役割も担うことが、すでに主張されていた。ドイツは海軍の主力艦艇も失い、イギリスは19世紀末以来の懸案であったドイツ海軍力を、戦闘によらずして無力化することに成功した。「14カ条」は最大限の幅をもって解釈されることがアメリカとの間で合意され、講和会議で賠償を請求することもドイツに予め承諾させた。ドイツはロシアに対する戦勝の成果もすべて手放すこととなった。1919年6月のヴェルサイユ条約の要部は、1918年11月の休戦の時点で事実上決せられていたのである。

注

- 1 Pierre Renouvin, *L'Armistice de Rethondes: 11 Novembre 1918* (Paris: Gallimard, 1968). 同書については日本語の抄訳が出版されている。西海太郎訳『ドイツ軍敗れたり』白水社、1987年。他に、史料的制約がありながらも優れた研究として、Harry R. Rudin, *Armistice 1918* (New Haven: Yale University Press, 1944)。
- 2 Bullitt Lowry, *Armistice 1918* (Ohio: Kent State University Press, 1996)。
- 3 David Stevenson, *With Our Backs to the Wall: Victory and Defeat in 1918* (London: Allen Lane, 2011)。なお、日本における先行研究としては、平瀬徹也「第一次世界大戦終結とヨーロッパ列強——対ドイツ休戦交渉に関する覚書」『史論』第52号、1999年、60-77頁が良くまとまっているが、公刊史料と二次史料に基づく論考である。
- 4 パリ講和会議におけるイギリスの政策については、Antony Lentin, *Guilt at Versailles: Lloyd George and the pre-History of Appeasement*

(London: Methuen and Co., 1985) を参照されたい。

- 5 Holger H. Herwig, *The First World War: Germany and Austria-Hungary 1914-1918*, 2nd ed. (London: Bloomsbury, 2014), pp. 382-3.
- 6 David Stevenson, *1914-1918: The History of the First World War* (London: Allen Lane, 2004), pp. 468-9; Rudin, *Armistice 1918*, p. 46.
- 7 Gerhard Ritter, *The Sword and the Scepter: The Problem of Militarism in Germany* (Florida: University of Miami Press, 1973), pp. 342-5; Stevenson, *1914-1918*, pp. 469-70.
- 8 Rudin, *Armistice 1918*, pp. 51-2.
- 9 Ritter, *The Sword and the Scepter*, p. 348; David Stevenson, *The First World War and International Politics* (Oxford: Oxford University Press, 1988), p. 224。「背後からの一突き伝説 (Dolchstoßlegende)」として知られているように、民主派政府が前線の兵士を裏切って講和を結んだというドイツ軍部の作り上げた

- 虚像は、のちに右翼勢力のヴァイマル共和政への攻撃材料として使用されることとなる。
- Wilhelm Deist, 'The Military Collapse of the German Empire: The Reality Behind the Stab-in-the-Back Myth', *War in History*, 3:2 (1996), pp. 186-207.
- 10 *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States: 1918, Supplement 1: The World War* (Washington DC: Government Printing Office, 1933) [以下 *FRUS 1918-S1* と略記する], vol. 1, p. 338.
- 11 *Ibid.*, pp. 341, 359-60.
- 12 Stevenson, *With Our Backs to the Wall*, p. 515.
- 13 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 6.10.1918, CAB 28/5/IC77, The National Archives, Kew [以下 TNA と略記する].
- 14 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 7.10.1918, CAB 28/5/IC79, TNA.
- 15 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 8.10.1918, Appendix I, Note by Marshal Foch, 8.10.1918, Appendix II, Joint resolutions regarding conditions of an armistice with Germany and Austria-Hungary, 8.10.1918, CAB 28/5/IC80, TNA.
- 16 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, p. 343.
- 17 Procès-verbal of a conference held at the Quai d'Orsay, Paris, 9.10.1918, CAB 28/5/IC81, TNA; *FRUS 1918-S1*, vol. 1, p. 353.
- 18 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 357-8.
- 19 John Maynard Keynes, *The Economic Consequences of the Peace* (London: Macmillan, 1920), pp. 33-4, 211-35.
- 20 海軍力を活かした海上封鎖戦略を戦時の切り札としてきたイギリスは、アメリカの主張する「海洋の自由」がそれを禁止するものと解釈しえたため、反対した。
- 21 Draft notes of a conference held at Danny, Sussex, 13.10.1918, CAB 24/66/GT5967; Minutes of the War Cabinet 485, 14.10.1918, CAB 23/8, TNA; C.E. Callwell, *Field-Marshal Sir Henry Wilson: His Life and Diaries* (London: Cassell, 1927), vol. 2, p. 136.
- 22 Rudin, *Armistice 1918*, pp. 123-5; Lowry, *Armistice 1918*, p. 35; Edward M. House diary, 15.10.1918, MS 466, ser. 2, vol. 6, House papers, Yale University Library Digital Collections, http://digital.library.yale.edu/cdm/landingpage/collection/1004_6 (accessed 27.6.2018) [以下 YULDC と略記する].
- 23 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 358-9.
- 24 *Ibid.*, p. 361.
- 25 War Cabinet 486, 15.10.1918, CAB 23/8, TNA.
- 26 Curzon memo, 'Conditions of Armistice', 15.10.1918, CAB 24/66/GT5980, TNA.
- 27 Crowe minute, 16.10.1918, 173395/157260/39, FO 371/3444, TNA.
- 28 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 379-81.
- 29 Stevenson, *1914-1918*, pp. 473-4.
- 30 War Cabinet 489A, 21.10.1918, Appendix II, Haig memorandum, 'Military Conditions of an Armistice', 19.10.1918, CAB 23/14; Admiralty memorandum, 'Naval Conditions of Armistice', 19.10.1918, CAB 24/67, TNA. War Cabinet X29, 19.10.1918, CAB 23/17, TNA も参照。
- 31 *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 383-5.
- 32 War Cabinet 490, 24.10.1918, CAB 23/8, TNA.
- 33 Notes of a conversation in M. Pichon's room at the Quai d'Orsay, Paris, 29.10.1918, CAB 28/5/IC83, TNA.
- 34 Notes of a conversation in M. Pichon's room at the Quai d'Orsay, Paris, 30.10.1918, CAB 28/5/IC84, TNA; *FRUS 1918-S1*, vol. 1, pp. 425-7, 460-2, 463.
- 35 *Ibid.*, pp. 468-9.
- 36 Notes of a conversation at the residence of Colonel House, Paris, 1.11.1918, Appendix, Marshal Foch memorandum, 26.10.1918,

CAB 28/5/IC87, TNA.

- 37 House diary, 29.10.1918, MS 466, ser. 2, vol. 6, House papers, YULDC; *FRUS 1918-SI*, vol. 1, p. 426.
- 38 Admiralty memorandum, 'Naval Conditions of Armistice', 19.10.1918, CAB 24/67/GT6042, TNA.
- 39 Beatty to Hankey, 23.10.1918, CAB 24/68/GT6107, TNA.
- 40 Lowry, *Armistice 1918*, pp. 88-90; Admiralty Board minute, 3.11.1918, ADM 167/53, TNA.
- 41 Procès-verbal of a conference of heads of governments held in Paris, 4.11.1918, Hankey note to War Cabinet, 4.11.1918, CAB 28/5/IC93, 94, TNA; *FRUS 1918-SI*, vol. 1, pp. 463-8.
- 42 Robert K. Massie, *Castles of Steel: Britain, Germany, and the Winning of the Great War at*

Sea (New York: Ballantine Books, 2004), p. 778.

- 43 Procès-verbal of the 3rd meeting of the 8th session of the Supreme War Council, 2.11.1918, CAB 28/5/IC91, TNA.
- 44 それにもかかわらず、休戦交渉の全権を務めたエルツベルガーは、戦後に右翼から裏切者扱いされ、1921年に暗殺された。
- 45 コンピエーニュの休戦交渉に関しては以下を参照。Rudin, *Armistice 1918*, pp. 336-91; Renouvin, *L'Armistice de Rethondes*, pp. 261-82; Lowry, *Armistice 1918*, pp. 157-62.

ヒスパニック移民は白人の雇用を奪う存在なのか？

—学歴に着目した、2012-2016年米国国勢調査局データからの一考察—

武井 勲

Isao TAKEI. Employment Differentials between Hispanic Immigrants and Whites in the U.S. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 23-36.

Using data from the 2012-2016 American Community Survey (ACS), this study investigates employment differentials between Hispanic immigrants and native-born non-Hispanic whites in the U.S. The results indicate that Hispanic immigrants attain higher employment rates than whites even after broken down by education level and length of U.S. residence. Their employment rates are substantially higher for those who have high school diploma or less than high school education. Furthermore, net of demographics and regional factors, Hispanics with bachelor's degree or higher education, especially those who have lived in the U.S. for less than 6 years, have significantly lower employment rates than their comparable whites. On the other hand, Hispanics attain much lower levels of earnings at all education levels, although their earnings significantly increase after 6 or more years in the U.S. These results suggest that the presence of unskilled Hispanic immigrants do not have much to do with low employment rates of working-class whites. Rather, these whites seem to be penalized in terms of employment due to the lack of bachelor's degree or higher.

はじめに

近年の米国労働市場における2つの重要な特徴として、(1) 格差の拡大と(2) 移民の増加および出身国の多様化が挙げられる。格差の主な要因は、学歴とそれに関連した技能である¹。グローバル化によって、専門技術者の獲得競争が地球規模で繰り広げられる今日、単に教育年数の長さではなく、大卒および大学院卒と、それ未満の者との間の格差が顕著になっている²。また、STEM (Science, Technology, Engineering, and Mathematics) と称される専門性の高い科学・技術・工学・数学関連の専攻分野と、それ以外の学問領域との間の格差も固定化しつつある³。

外国から米国への移住者は1965年の960万人から2015年には4500万人に達し、その割合は5パーセントから14パーセントと約3倍に増加した。こうした移民の多くは米国労働市場で求められる教育水準や英語能力、技能を持ち合わせていないため、米国経済に適合し得るのかという懸念がある⁴。彼らに割り当てられる労働の質・量ともに

停滞する中、低学歴者を多く含む中南米からのヒスパニック移民は増加の一途をたどっているからである⁵。

市民が敬遠する重労働を非熟練労働移民が担うという構図は、先進国では共通した現象である⁶。ところが不況期において移民は、雇用と賃金を圧迫する脅威として捉えられる⁷。こうした反感は低学歴者の間でより強く、労働組合の弱体化、最低賃金の下げ止まり、そして企業の人員削減といった経済停滞が目立つ地域で高まる傾向にある⁸。不法移民規制の強化による雇用拡大を主張するトランプ大統領が、中西部から北東部にかけての「ラストベルト（さびついた工業地帯）」で多くの白人労働者の支持を集めたことは我々の記憶に新しい。

本稿では、近年の米国国勢調査局データを用いて、ヒスパニック移民と白人の雇用格差を学歴別に検証する。こうした分析は、ヒスパニックに対する労働需要や白人の雇用との関連性、そして学歴がもたらす両集団の内部格差を考察する上で有益であろう。なお、本稿において「ヒスパニック」

とは中南米やカリブ海地域からの移民を指し、その6割はメキシコ人が占めている。また「白人」とはこうした中南米系出身者を除く、主にヨーロッパ系で米国生まれの非ヒスパニック系白人を指す。

異なる出身地域から構成されるヒスパニックを一つの集団として扱う代わりに、特定の出身地域に絞った考察が望ましいという議論も可能であろう。しかし、白人社会が低賃金労働移民に非難の矛先を向ける際、メキシコ系やグアテマラ系といった国籍で識別される訳ではなく、「ヒスパニック」という民族カテゴリーで一括りにされている。教育水準が低い彼らは世代間の上昇移動が遅く、社会経済的地位が固定化されているという懸念がある。そこに移民の新規流入や米国市民権保持者による家族の呼び寄せといった要因が加わることで、白人労働者の不満が蓄積していると推測出来る。それがトランプ大統領の登場、つまり不法移民という将来の合法滞在候補者の事前排除の機運を生み出しているのであろう。

トランプ大統領就任以降、彼の移民政策をデータに基づいて考察した文献は限られている。そこで本稿では、格差拡大が著しい米国労働市場におけるヒスパニック移民の位置づけを理解する手がかりを模索したい。

米国労働市場におけるヒスパニック移民の特徴と位置づけ

20世紀前半までは移民の大部分がヨーロッパやカナダ出身の白人であったのに対し、出身国割り当て制限を撤廃した1965年改正移民法以降は、アジアと中南米からの移民が増加している⁹。他の移民と比較して、ヒスパニックには多くの不法移民と低学歴者が含まれるのが特徴である。米国には約1,100万人（人口の3パーセント超）の不法移民が存在し、6割近くがメキシコ出身者、そして20パーセント以上が他の中南米の出身であるとされている¹⁰。

不法移民（undocumented immigrants もしくは illegal immigrants）とは、「外国生まれの米国在住者」のうち、「グリーンカード（永住権）やビザ（査証）等を持つ合法滞在者」ではない人々

を指す。大半は正規入国した後、滞在期限が過ぎたままの状態の者で、密入国者は限定的であると言われている。1990年以降に米国に入国したメキシコ人の89パーセント以上が、2002年3月の時点で不法滞在となっていたという報告もある¹¹。2012年には約810万人の不法移民が就労していたと推測されるが、これは全米の労働力の5パーセントに相当する規模である。彼らは娯楽施設やホテルなどのサービス業、建設業や製造業、農業など低賃金の職に就いているが、なかでも農林漁業では労働者の約4分の1が不法移民であるという。しかし、不法移民の正確な人数を把握することは容易ではない。米国では様々な社会調査が実施されているが、不法移民は「市民権を持たない外国人」として、留学生や帰化申請中の人々と混同して集計されるからである。

トランプ大統領が打ち出した国境警備の強化や国外退去措置などから、不法移民に対する米国の姿勢は厳しいものであるという印象を受けるかもしれない。ところが米国政府は特定の不法移民に永住権を与えることを目的とした特例法を過去に何度か制定しており、それは、彼らが米国経済の重要な担い手であることを意味する¹²。1986年改正移民法である Immigration Reform and Control Act (IRCA) は、米国の移民法上初めて雇用主に被雇用者の就労資格を確認することを義務づけ、意図的に不法移民を斡旋または就労させることを違法とすることにより、不法移民の流入を抑制する狙いがあった¹³。当時すでに、不法移民は圧倒的にメキシコ人で占められていたため、IRCA は実質的に彼らに対する措置であった。

IRCA は同時に、1982年1月1日以前に入国した特定の季節労働者を合法化する措置を取った。これにより、約400万人の不法移民のうち、約230万人のメキシコ人が合法的地位を取得したのである¹⁴。新規合法移民となったメキシコ人の大部分は当時、カリフォルニア州とテキサス州に集中していたことから、両州では労働力過剰に陥ったのである¹⁵。カリフォルニア州では地域住民の恐怖心が高まり、反移民を唱える一連の州法が制定される結果となった¹⁶。これらは、メキシコ系労働者は福祉依存の問題を抱えており、米国が提

供する様々なインフラやサービスを利用する目的でやって来た、「不相応な貧困者（undeserving poor）」というステレオタイプに対する社会的憎悪を象徴するものであろう¹⁷。

結局のところ、IRCA はメキシコ系不法移民の流入に歯止めをかけるには至らなかった¹⁸。不法移民を必要とする雇用主は下請契約を装い、低賃金で彼らを雇用し続けたからである¹⁹。そして不法移民雇用者に対する罰則規定とメキシコ人に対する不信感は、不法移民と見分けがつかないヒスパニック系労働者全体の雇用差別を助長した²⁰。さらに、ヒスパニック集団内部では、米国市民権の有無など、法的地位の違いによる格差が拡大していった²¹。とりわけ雇用主に最も搾取されやすい不法移民は、賃金水準が抑制されているだけでなく²²、人的資本への対価や賃金上昇のペースも合法移民を下回るという²³。

移民労働者の賃金は、米国における居住年数に応じてネイティブの水準に近くなるのが一般的である²⁴。居住年数が20年を超えた移民の所得は、米国市民の平均を10～15パーセント程度上回ることがわかっているが、これは主に英語能力の向上によるものである²⁵。ところが、多くの不法移民を含むヒスパニックの賃金上昇は、他の移民と比較して格段に遅いものとなっている²⁶。

その理由として、不法移民の割合の高さはもちろんであるが、母国になるべく近い地域で同胞と集住する傾向が、同化を遅らせていることが挙げられる²⁷。そして、移民の子弟である第二世代の教育水準は一般的に米国市民を上回るが、メキシコ、プエルトリコ、ドミニカ共和国、その他中米出身者は例外で、世代間の上昇移動は極めて限定的であるという²⁸。これは、親が不法移民の場合その非合法という地位²⁹、そして乏しい教育水準、英語能力、その他の人的資本が、複数世代に渡って教育や所得水準に影響を与え続けるということを意味する³⁰。

このように、ヒスパニック移民は安価な労働力として米国経済に寄与しているにも関わらず、非熟練労働に従事する米国市民にとっては脅威とも捉えられる存在である。しかし、米国における格差は学歴とそれに関連した技能に因るところが大

きい³¹。従って、米国経済における移民の役割や白人の米国市民の雇用との関連性を理解するためには、両者の雇用率を学歴別に検証することが求められる。そして、単に両集団間の雇用格差だけでなく、白人とヒスパニック双方の集団内部に見られる格差も併せて検証する必要がある。以下に示す分析は、こうした問いを念頭に置いたものである。

データと分析方法

データは、米国国勢調査局が毎年集計する American Community Survey (ACS) を用いた。この ACS は、米国全体を網羅する世帯調査である。2012年から2016年までのデータを結合することにより、統計分析が可能なヒスパニック移民の標本数を確保した。

ACS は人口動態と社会経済的項目に関する幅広い変数について信憑性の高い情報を提供出来るため、経済学や社会人口学などの分野で頻繁に用いられている。それだけでなく、本研究の様にヒスパニックを学歴や居住年数別に分ける場合、小規模の社会データでは統計的有意性の検定が困難になる懸念もある。

本研究で「移民」には帰化市民、永住者、一時滞在者、そして不法移民といった生まれつきの米国市民でない者全てを含む。米国に世帯を構える全ての人々が ACS の標本対象であるが、例えば知人や親族宅に身を寄せて暮らす、定住所を持たない不法移民はそもそも標本に含まれない可能性がある。こうした人々の少なくとも一部はインフォーマルセクターやいわゆる地下経済 (underground economy) に関与していることを考えると、ヒスパニック移民の所得水準は以下の分析で示される数値をやや下回る可能性があることを断っておきたい。

移民については、米国における居住年数が5年未満と6年以上の者に分けた考察も行った。合衆国外での就業経験や教育、職業訓練は米国人の雇用主に軽視される傾向にあるだけでなく、限られた英語能力、そして米国労働市場の慣習や制度についての知識不足といった要因により、比較

的居住期間の短い移民は、より長い者に比べて労働機会が限られる傾向にある³²。比較的最近の移民とそれ以外の移民を区分する際、居住年数5年を目安とする文献もあるため、本分析ではこの指標を用いることとする³³。

標本には、25歳から64歳で通学者を除く者を含めた。分析をより明確にするために、男性のみを分析の対象とした。女性の雇用や所得は配偶者の所得水準や家族状況に左右される可能性があり、解釈が複雑になる恐れがあるというのがその理由である³⁴。雇用率は、調査前週に賃金労働に従事していた者の割合をもとに算出し、失業者や求職中の者、そして退職者は除外される。比較の対象となる参照集団は、25歳から64歳のネイティブ世代で非ヒスパニック系の白人である。

分析の目的は学歴別に見たヒスパニック移民と白人の雇用格差であるが、以下の分析では、まず米国全体の動向を把握すべく米国市民全体と移民全体の雇用率を学歴別に考察する。次に、ヒスパニック移民と白人の雇用率を、記述統計および多変量解析を用いて検証する。記述統計では両者の雇用率を学歴別に示し、また多変量解析では、雇用に関連する説明要因（独立変数）を統計的に統制した上での、ヒスパニック移民と白人との間の雇用格差を算出する。多変量解析における依存変数は「調査前週に賃金労働に従事していた者」であり、二項変数として扱われる。統制（コントロール）変数には、雇用および就業に関連する一般的な人口動態的要因（年齢、婚姻状況、同居する子

供数、そして身体障害の有無）と地域要因（都市部居住と居住地域）を含めた。

分析結果

米国市民と移民の雇用率（表1）

ヒスパニック移民と白人の雇用格差を検証する前に、米国市民全体と移民全体の雇用状況を表1より考察したい。まず、両者の学歴分布を見てみると、移民の29パーセントが高卒未満であるのに対して、米国市民の場合わずか8パーセントである。やや異なる視点で見ると、移民は標本の16パーセントに過ぎないが、高卒未満の39パーセント、そして高卒の12パーセントを占めている。このように、移民が非熟練労働者の多くを占めていることは明らかである。一方、移民は高学歴者の割合も高い。大卒・大学院卒の割合は32パーセントで、米国市民と同等の割合である。移民労働者は学歴分布の下位において大きな比率を占める一方、高学歴者の割合も高いのである。

表1から、移民の雇用率（86パーセント）は米国市民の平均（79パーセント）を上回り、また、移民の中でも居住年数が6年以上の者の雇用率（86パーセント）は5年未満の者（83パーセント）を若干ではあるが上回っていることがわかる。さらに、米国における居住年数が5年未満の移民でさえ、米国市民の雇用率を上回っている。このように、高い労働意欲を反映してか、移民の雇用率は居住年数を考慮しても米国市民の平

表1. 出生地・居住年数・教育水準別に見た男性の雇用率 (%)

	全体	学歴			
		高卒未満	高卒	短大卒・大学中退	大卒・大学院卒
米国市民	78.82	54.52	73.42	80.47	89.02
標準誤差	0.02	0.10	0.002	0.04	0.03
標本数	2,981,259	250,579	900,726	900,156	929,798
移民	85.81	82.53	84.58	84.95	90.04
標準誤差	0.05	0.09	0.10	0.11	0.07
標本数	559,074	160,276	120,743	98,784	179,271
米国居住 0-5年	82.9	78.31	79.62	78.86	87.02
標準誤差	0.16	0.39	0.40	0.49	0.20
標本数	55,465	10,890	10,384	7,010	27,181
米国居住 6年以上	86.13	82.84	85.05	85.41	90.58
標準誤差	0.05	0.10	0.11	0.12	0.07
標本数	503,609	149,386	110,359	91,774	152,090

ここに示した数値には、すべて加重値処理を施してある。

均を上回ることが示されているのである。

次に、雇用率を学歴別に見ると大卒未満の米国市民は軒並み、移民の雇用率を下回っていることがわかる。特に高卒未満の米国市民の雇用率（55パーセント）は、高卒未満の移民（83パーセント）と比較して28パーセントも低い。同じ米国市民の中で比較しても、高卒未満の雇用率は大卒・大学院卒の雇用率を35パーセントも下回っているのである。また高卒と短大卒・大学中退の米国市民も同様に、移民の雇用率を下回っている。表中で米国市民の雇用率が移民を上回っているのは大卒・大学院卒で、しかも居住年数が5年未満の移民と比較した場合に限られるが、それでも米国市民のアドバンテージはわずか2パーセントである。

近年の移民の多くは米国労働市場で求められる教育水準や英語能力、その他の技能を持ち合わせていないため、米国経済に適合し得るのかという懸念がある。ところが実際には、低学歴者の間では移民の雇用率が米国市民を上回っていることがわかる。一方、移民は米国市民と異なり、学歴による雇用率の変動がさほど見られないことも大きな特徴である。例えば、高卒未満の米国市民と大卒・大学院卒の米国市民を比較すると、両者の雇用率には35パーセントもの隔たりがある。それに対して、高卒未満の移民と大卒・大学院卒の移民の間には、8パーセントの格差しかない。これは、合衆国外で受けた教育や職業訓練は一般的に米国労働市場において過小評価されるという傾向

を示しているのであろう³⁵。

白人とヒスパニックの雇用率（表2）

表2は、白人男性とヒスパニック移民男性の雇用率を示している。表1と比較して、全体的な傾向は似ているが着目すべき相違点も挙げられる。まず、ヒスパニックの約半数（49パーセント）が高卒未満であるのに対して、白人のそれは7パーセントにとどまっている。表1では、高卒未満の移民の割合は29パーセントであることから、ヒスパニックには実に多くの低学歴労働者が含まれているのかがわかる。また表2から、ヒスパニック移民男性は標本の10パーセントに過ぎないが、高卒未満の43パーセントを占めていることもわかる。大卒・大学院卒については、白人が97パーセント、そしてヒスパニックはわずか3パーセントである。このように、表1と表2から、米国の移民全体を見ると低学歴者と高学歴者の二極化傾向が示されているのに対して、ヒスパニック移民は圧倒的に低学歴の非熟練労働者で占められていることが明らかである。

また表1と比較して、表2のもう一つの特徴は、米国における居住年数がヒスパニック移民の雇用率上昇に必ずしも関連していないという点である。米国市民と移民を比較した表1では、居住年数が6年以上の者はそれ以下の者と比較して、雇用率は4パーセントから6パーセント程度上昇している。ところがヒスパニックの場合、高卒未満では居住年数の長さによる雇用率の上昇

表2. 白人男性とヒスパニック移民男性の雇用率 (%)

	全体	学歴			
		高卒未満	高卒	短大卒・大学中退	大卒・大学院卒
白人	80.62	56.98	75.33	81.56	89.27
標準誤差	0.03	0.12	0.05	0.05	0.03
標本数	2,404,132	168,259	705,058	719,153	811,662
ヒスパニック移民	86.84	85.21	87.9	87.96	90.13
標準誤差	0.07	0.10	0.13	0.17	0.18
標本数	260,105	126,805	67,399	38,180	27,721
米国居住 0-5年	85.57	84.92	86.61	84.93	85.89
標準誤差	0.27	0.43	0.51	0.79	0.59
標本数	16,720	6,771	4,460	2,037	3,452
米国居住 6年以上	86.92	85.23	87.99	88.13	90.73
標準誤差	0.07	0.10	0.13	0.17	0.19
標本数	243,385	120,034	62,939	36,143	24,269

ここに示した数値には、すべて加重値処理を施してある。

は見込めず、大卒・大学院卒でも5パーセントの増加にとどまっているのである。

こうしたヒスパニック移民男性の学歴分布および雇用率の背景には、不法移民の存在が大きく関連していると推測出来る。彼らの地位は非合法であることに加えて、米国で上昇移動し得るだけの教育水準や技能を伴わないまま入国するため、居住年数に応じた雇用率の上昇は見込めないのである。にもかかわらず、特に高卒未満の間で白人の雇用率を大きく上回っているのは、移民の労働意欲が学歴や技能の欠如を補うほど高いものであることを示していると言えよう。

推計分析（ロジスティック回帰）から見た白人とヒスパニックの雇用率（表3）

表2で示された雇用格差は、白人とヒスパニック移民双方の人口動態的背景の相異を反映したものと言える。この場合、例えば平均年齢が異なる両集団の雇用率を直接比較することは、必ずしも適切ではなからう。そこで表3では、雇用に関連する要因を一切考慮しない単回帰モデル（モデルAとC）および一般的な人口動態的要因を統計的に統制（コントロール）した重回帰モデル（モデルBとD）を、学歴別に示している。モデルAとモデルCは雇用の説明変数を統計的に統制しない単回帰分析であるため、表2で示した白人とヒスパニック移民の雇用格差をオッズ比により再提示していると考えてもよからう。表中のオッズ比は、ヒスパニック移民と白人の雇用格差を倍率で示している。例えば、モデルAの高卒未満に関するオッズ比4.351は、「ヒスパニック移民男性の雇用は、白人男性よりも3.351倍起こりやすい（ヒスパニック移民男性が雇用されるオッズは、白人のオッズの4.351倍である）」ということの意味する。

まず、ヒスパニック移民全体と白人を比較したモデルAを見ると、表2と同様に全ての学歴水準においてヒスパニックの雇用アドバンテージが示されている。特に高卒未満の場合、ヒスパニックは上述のように白人と比べて4倍以上も雇用されている。高卒のヒスパニックは約2.4倍、短大卒・大学中退のヒスパニックは約1.7倍で、大

卒のヒスパニックは約2.4倍、短大卒・大学中退のヒスパニックは約1.7倍で、大

表3. 白人男性とヒスパニック移民男性の雇用率に関するロジスティック回帰

	学歴			
	高卒未満 オッズ比	高卒 オッズ比	短大卒・大学中退 オッズ比	大卒・大学院卒 オッズ比
モデルA. 統制変数無し				
ヒスパニック移民	4.351 **	2.378 **	1.652 **	1.097 **
擬似決定係数	0.078	0.007	0.002	>0.000
モデルB. 人口動態・地域要因を統制				
ヒスパニック移民	2.475 **	1.470 **	1.114 **	0.824 **
擬似決定係数	0.229	0.176	0.177	0.165
モデルC. 統制変数無し				
ヒスパニック移民				
米国居住 0-5年	4.252 **	2.119 **	1.274 **	0.731 **
米国居住 6年以上	4.357 **	2.399 **	1.679 **	1.176 **
擬似決定係数	0.078	0.007	0.002	>0.000
モデルD. 人口動態・地域要因を統制				
ヒスパニック移民				
米国居住 0-5年	2.216 **	1.210 **	0.600 **	0.326 **
米国居住 6年以上	2.495 **	1.492 **	1.156 **	0.946 *
擬似決定係数	0.229	0.176	0.177	0.166

ここに示されているオッズ比は、測定係数のanti-logである。

** $p < .001$; * $p < .05$ (両側検定).

卒・大学院卒では白人との差異はごくわずかで、約1.1倍である。

モデル B で諸変数の影響を統制すると、オッズ比は軒並み減少しているのがわかる。これは、年齢、婚姻状況、子供の有無、身体障害の有無、居住地域や都市部居住といった要因が雇用に大きく関連していることを意味する。例えば、ヒスパニックは白人よりも大家族を形成する傾向が強い。そして、重労働に従事する者が多いため怪我や障害のリスクが高まる。また、米国南部やカリフォルニア州の都市部に居住する者は民族ネットワークを頼りに、比較的容易に就業先を確保することが可能である。モデル B は、こうした要因を統計モデル上で統制しても、ヒスパニック移民は高卒未満で2.5倍、高卒で1.5倍、そして短大卒・大学中退で1.1倍雇用されているということを示している。反対に、大卒・大学院卒のヒスパニック移民の雇用は白人を下回り0.82倍、つまり18パーセントほど低いものとなっている。このように、ヒスパニック移民が白人に対して持つ雇用アドバンテージは低学歴者に限られているという回帰分析結果は、表 2 の記述統計を裏付けているのである。

モデル C と D は、ヒスパニック移民を居住年数が 5 年未満と 6 年以上の者に区分した上での分析結果を示している。統制変数を含まないモデル C から、高卒未満のヒスパニック移民の雇用アドバンテージは、居住期間に分けた後でも際立っていることがわかる。例えば、5 年未満のヒスパニックは白人と比較して4.26倍、そして 6 年以上のヒスパニックは4.36倍も雇用されている。同時にモデル C から、高卒未満の者には居住年数に応じた上昇移動が当てはまらず、彼らの経済的地位は固定化されているということも明らかである。

モデル D で諸要因を統計的に統制すると、ヒスパニック移民の雇用が軒並み減少していることがわかる。これは、前述の通り年齢や婚姻状況、子供の有無、身体障害の有無、居住地域や都市部居住といった要因がヒスパニック移民と白人の雇用に大きく関連していることを意味する。それでもなお、高卒未満と高卒のヒスパニックは1.2倍

から2.5倍ほど雇用されているのである。ここで特筆すべきは、大卒・大学院卒のヒスパニック移民の雇用の低さである。居住期間が 5 年未満の者は白人と比べて0.33倍、つまり白人より67パーセントも低いものとなっている。居住年数が 6 年以上の大卒・大学院卒についても同様に、白人と比べて 5 パーセントほど低く、雇用アドバンテージは存在しないのである。

ヒスパニック移民は大卒・大学院卒の割合が著しく低く、低学歴者で占められている。そして居住年数は、彼らの雇用率上昇に必ずしも関連していない。ところが、白人との比較において雇用のミスマッチ状態にあるのは低学歴のヒスパニック移民ではなく、むしろ高学歴のヒスパニックなのである。この背景には、学歴格差による白人労働者の分断が大きく関係していると考えられる。つまり、高学歴の白人は人的資本において同様に高学歴のヒスパニック移民よりも優位であるため、後者は激しい競争にさらされることになる。その一方で、諸要因を統計モデルで統制した後にも残る低学歴移民の雇用アドバンテージは、白人が関心を持たない仕事を引き受ける勤労意欲を象徴しているかのようである。

しかし、アメリカ同時多発テロ事件以降の移民政策により、低学歴のヒスパニック移民男性の雇用、労働時間、所得は同様に低学歴のネイティブのヒスパニックや居住年数が比較的長いヒスパニック移民を下回るという指摘もある³⁶。低学歴のヒスパニック移民は高い雇用率を享受しているように見受けられるが、実際には、インフォーマルセクターや下請契約における労働需要が依然として高いことの裏返しなのかもしれない。

白人とヒスパニックの所得格差 (表 4)

これまでは、ヒスパニック移民と白人の雇用格差を学歴別に検証してきた。ところで、「ヒスパニック移民の雇用率が（特に高卒未満の間で）高いのは、彼らが白人の職を奪っているからである」という議論にも向き合う必要があるだろう。表 4 は、白人とヒスパニック移民の所得中央値を学歴別に示したものである。標本は25歳から64歳の男性で、労働市場に明確に属している者だけを含

表4. 白人男性とヒスパニック移民男性の所得中央値(US \$)

	学歴				
	全体	高卒未満	高卒	短大卒・大学中退	大卒・大学院卒
白人	54,359	35,000	41,814	50,690	81,011
標本数	1,878,987	90,112	513,963	569,151	705,761
ヒスパニック移民	30,000	25,345	30,000	37,633	56,708
標本数	215,856	103,052	56,779	32,105	23,920
米国居住 0-5年	24,331	20,608	22,741	25,760	50,000
標本数	12,950	5,165	3,526	1,548	2,711
米国居住 6年以上	30,379	25,760	30,379	38,524	57,900
標本数	202,906	97,887	53,253	30,557	21,209

めるべく、調査前年に1,000時間以上の労働をした者、つまり半年間フルタイムで働いた者や年間を通してパートタイムで働いた者などに限定している。また、自営業者などに見られる負債保有者の存在は分析結果の解釈を複雑にする恐れがあるため、標本はこうした人々をあらかじめ除外している。

表4から、全ての学歴で白人の所得がヒスパニック移民のそれを上回っていることがわかる。例えば高卒未満の白人の雇用率はヒスパニック移民を大きく下回るが、所得では大きく上回っている。高卒未満のヒスパニックの所得中央値は、わずか25,345ドルである。米国国勢調査局が定めた、2017年の絶対貧困ラインは4人世帯で24,858ドルであることから、彼らの所得は実質的に貧困家庭の水準なのである。

こうした結果を踏まえると、ヒスパニック移民が低学歴の白人の雇用を奪っているという構図は想像し難いだろう。逆に低学歴の白人は、ヒスパニック移民が就業するのをいとわない非熟練労働に就く代わりに、自発的失業に甘んじている可能性が高いと考えるのが自然である。本稿の分析結果と同様に、教育に対する報酬の見返りについて、非熟練労働者のヒスパニック移民は搾取の対象になりやすいため白人移民のそれを下回るといふ報告もある³⁷。ヒスパニック移民は雇用率こそ高いが、安定したフルタイムの仕事に就くのは容易ではなく、そうであったとしてもいわゆるワーキングプアになる割合が白人を上回るという³⁸。そして様々な職業分野における非正規雇用の拡大は、合法・非合法を問わずメキシコ系移民全体の労働環境に大きな影響を及ぼすという指摘もある³⁹。特に低学歴のヒスパニック移民は、表向きの雇用

率だけでは測り得ない搾取や差別の問題を抱えているのかもしれない。

メキシコ系アメリカ人や白人と比較して、メキシコ系移民の賃金水準は過去数十年間停滞を続けているという分析もある⁴⁰。その背景には、移民の質の低下というよりはむしろ、不法移民の割合の増加や彼らに対する排除や搾取、そして低賃金セクターの弱体化といった米国労働市場の構造的変化が大きく関連しているとされる⁴¹。このようにヒスパニック移民の賃金水準は、本稿が着目した学歴以外の構造的要因にも左右されることを指摘せねばなるまい。

表4はまた、学歴がもたらす所得格差を明確に示している。例えば、大卒・大学院卒の白人の所得中央値(81,011ドル)は、高卒の白人(41,814ドル)の2倍近くである。そして、学歴と所得の相関関係は白人とヒスパニック移民の双方に等しく機能していないことも事実である。つまり、白人とヒスパニックの所得格差は高学歴になるほど拡大しており、大卒・大学院卒の白人と米国に6年以上居住しているヒスパニック移民との間には、23,000ドルもの隔りがある。このように、学歴による所得格差は白人とヒスパニック移民との間だけでなく、白人の集団内部においても顕著なのである。

おわりに

格差拡大が著しい米国において、多くの非熟練労働者を含むヒスパニック移民は、労働市場でどのように位置づけられているのだろうか。本稿では、ヒスパニック移民と白人の雇用格差を学歴別に検証することにより、ヒスパニックに対する労

働需要や白人の雇用との関連性、そして学歴がもたらす両集団の内部格差を考察する手がかりとした。

米国の移民を全体的に見ると、学歴による二極化傾向が示されているのに対し、ヒスパニックは高卒未満を中心とした低学歴者で占められている。移民の経済的地位は居住年数に応じて上昇する傾向にあるが、ヒスパニックの場合、こうした低学歴者や不法移民の存在を反映してか、彼らの地位は労働者階級の下層部に固定化されているように見受けられる。そして、格差とグローバル化が著しい米国経済において、ヒスパニック移民は白人労働者によって敵視されることが少なくない。

しかし本稿の分析結果が示す通り、米国労働市場に適合していないのは低学歴のヒスパニックではなく、高学歴者のヒスパニックである。米国は依然として多くの非熟練労働者を必要としており、白人よりもはるかに低い賃金で労働することをいとわないヒスパニックがそこに組み込まれているのである。本稿で示した低学歴のヒスパニックの平均所得は、労働市場で流動的な不法移民の存在を考えれば、実際にはより低い数値の可能性もある。

一方白人の場合、米国経済に適合していないのは低学歴者であり、ヒスパニック移民とは正反対の構図である。そして本分析で示した通り、白人の格差は学歴によるものであってヒスパニックの排除は彼らの雇用・所得増加に対して直接的な効果を持たないと考えられるのである。

米国は不法滞在者に合法的地位を与えることにより、低賃金労働者を安定的に確保してきた。そうした人々の締め出しは、低学歴層の白人の雇用や所得増加をもたらす代わりに、労働力不足とそれに伴う物価上昇を招くことになりかねない。白人を含めた米国市民の格差是正には、教育水準の底上げによる技能の習得が不可欠である。また、オピオイドなどの薬物依存が低所得層の労働参加率に影を落としているとされ、トランプ大統領は2017年10月に「公衆衛生上の非常事態」を宣言している。薬物中毒問題に対する取り組みは、雇用や所得の安定に限らず、健全な社会を実現する上でも不可欠であろう。ヒスパニックについては、

法的地位や人的資源の評価、人種・民族差別による地位の固定化を緩和する政策がより一層求められるであろう。

今後の研究課題として、白人とヒスパニックの雇用・賃金格差を職業や産業別に検証する必要があるだろう。例えば、ヒスパニックはサービス業や製造業、建設業、農業といった産業において特定の職業に集中する傾向がある（例えばトラック運転手や清掃員、夜間のセキュリティ等）⁴²。しかし労働者階級である白人の職業分布が研究対象として扱われることは、皆無に等しい。移民を市民の雇用に対する脅威として捉える代わりに、各々の産業構造が持つ格差生成の仕組みや、移民に依存せざるを得ない労働需要の実際を、今後さらに考察する必要があるだろう。

ヒスパニック移民を下回る白人の雇用率を考察していく上で、福祉の役割にも着目しなければならない。移民のための福祉は大きく制限されており、公的扶助の受給には市民権が必須であるため、居住期間が短い者は低賃金の重労働に従事し続けなければならない。一方、白人は米国市民向けの社会保障を利用することが可能である。福祉と関連して、健康問題も雇用に影響を及ぼす重要な要因である。移民の健康状態は概して良好であるのに対し、米国生まれの低学歴労働者は薬物使用や肥満、精神疾患といった問題を抱えている者の割合が高い⁴³。こうした人々の少なくとも一部は失業者であると仮定すれば、健康問題は上述の福祉利用にも関連する、格差を検証する上で無視できない側面であろう。

註

¹ Autor, David H. "Skills, Education, and the Rise of Earnings Inequality Among the "Other 99 Percent"." *Science* 344:843-851. 2014. Autor, David, Lawrence Katz, and Melissa S. Kearney. "Trends in U.S. Wage Inequality: Revising the Revisionists." *Review of Economics and Statistics* 90(2):300-323. 2008. Fischer, Claude S. and Michael Hout. *Century of Difference: How America Changed in the Last*

- One Hundred Years*. New York: Russell Sage Foundation. 2006. Katz, Lawrence F. and David H. Autor. "Changes in the Wage Structure and Earnings Inequality." Pp. 1463-1555 in Orley Ashenfelter and David Card, Eds. *Handbook of Labor Economics Volume 3A*. Amsterdam: Elsevier Science, North Holland. 1999.
- ² Brand, Jennie E. and Yu Xie. "Who Benefits Most from College? Evidence for Negative Selection in Heterogeneous Economic Returns to Higher Education." *American Sociological Review* 75:273-302. 2010. Fischer and Hout, *op. cit.*
- ³ Kim, ChangHwan and Arthur Sakamoto. "The Rise of Intra-Occupational Wage Inequality in the United States, 1983-2002." *American Sociological Review* 73:129-157. 2008. Kim, ChangHwan, Christopher R. Tamborini, and Arthur Sakamoto. "Field of Study in College and Lifetime Earnings in the United States." *Sociology of Education* 88:320-339. 2015. Song, Chunyan and Jennifer E. Glick. "College Attendance and Choice of College Majors among Asian-American Students." *Social Science Quarterly* 85(5):1401-1421. 2004.
- ⁴ Card, David. "Is the New Immigration Really So Bad?" *Economic Journal* 115(507): 300-323. 2005. Perlmann, Joel. *Italians Then, Mexicans Now: Immigrant Origins and Second-Generation Progress, 1890-2000*. New York: Russell Sage Foundation. 2005.
- ⁵ Waldinger, Roger and Michael Lechter. *How the Other Half Works: Immigration and the Social Organization of Labor*. Berkeley, CA: University of California Press. 2003.
- ⁶ Massey, Douglas S., Andrew B. Gross, and Kumiko Shibuya. "Migration, Segregation, and the Geographic Concentration of Poverty." *American Sociological Review* 59(3):425-445. 1994.
- ⁷ Berg, Justin Allen. "White Public Opinion toward Undocumented Immigrants: Threat and Interpersonal Environment." *Sociological Perspectives* 52(1):39-58. 2009. Espenshade, Thomas J. and Charles A. Calhoun. "An Analysis of Public Opinion toward Undocumented Immigration." *Population Research and Policy Review* 12:189-224. 1993. Wallace, Michael and Rodrigo Figueroa. "Determinants of Perceived Immigrant Job Threat in the American States." *Sociological Perspectives* 55(4):583-612. 2012.
- ⁸ Espenshade, Thomas J. "Unauthorized Immigration to the United States." *Annual Review of Sociology* 21:195-216. 1995. Wallace and Figueroa, *op. cit.*
- ⁹ Murguia, Edward and Tyrone Forman. "Shades of Whiteness: The Mexican American Experience in Relation to Anglos and Blacks." Pp. 63-79 in Ashley Doane and Eduardo Bonilla-Silva, Eds. *White Out: The Continuing Significance of Racism*. New York: Routledge. 2003.
- ¹⁰ Passel, Jeffrey S. and D'Vera Cohn. *Unauthorized Immigrant Population: National and State Trends, 2010*. Washington, DC: Pew Hispanic Center. 2011. Passel, Jeffrey S. and D'Vera Cohn. "Overall Number of U.S. Unauthorized Immigrants Holds Steady Since 2009." Pew Research Center, September. 2016.
- ¹¹ Passel, Jeffrey S. *Mexican Immigration to the U.S.: The Latest Estimates*. Washington, DC: Migration Policy Institute. Available from <http://www.migrationpolicy.org>. 2004.
- ¹² Kaushal, Neeraj. "Amnesty Programs and the Labor Market Outcomes of Undocumented Workers." *Journal of Human Resources* 41(3): 631-647. 2006.
- ¹³ Durand, Jorge, Douglas S. Massey, and Fernando Charvet. "The Changing Geography of Mexican Immigration to the United

- States: 1910-1996.” *Social Science Quarterly* 81:1-15. 2000.
- ¹⁴Durand, Massey, and Charvet, *op. cit.*
- ¹⁵*Ibid.*
- ¹⁶例えば1994年の住民提案187号（Proposition 187）により、不法移民は幼稚園から大学に至る全ての公立教育、福祉、そして救急外来を除く医療サービスの利用が制限された。1996年の住民提案209号（Proposition 209）では、大学入学や就職においてマイノリティを優遇する、いわゆる積極的差別是正措置（アファーマティブ・アクション）を撤廃した。また1998年の住民提案227号（Proposition 227）では、公立学校における不法移民向けの二か国語教育を廃止した。これらの住民提案の詳細については、以下を参照のこと。Purcell, Susan K. “The Changing Nature of US-Mexico Relations.” *Journal of Interamerican Studies and World Affairs* 39:137-152. 1997. Tolbert, C. J. and R. E. Hero. “Race/Ethnicity and Direct Democracy: An Analysis of California’s Illegal Immigration Initiative.” *Journal of Politics* 58:806-818. 1996.
- ¹⁷Kurthen, Hermann. “Immigration and the Welfare State in Comparison: Differences in the Incorporation of Immigrant Minorities in Germany and the United States.” *International Migration Review* 31:721-731. 1997.
- ¹⁸Baker, Susan G. “The “Amnesty” Aftermath: Current Policy Issues Stemming from the Legalization Programs of the 1986 Immigration Reform and Control Act.” *International Migration Review* 31:5-27. 1997. Donato, Katharine M. and Douglas S. Massey. “Effect of the Immigration Reform and Control Act on the Wages of Mexican Migrants.” *Social Science Quarterly* 74:523-541. 1993.
- ¹⁹Takei, Isao, Rogelio Saenz, and Jing Li. “Cost of Being a Mexican Immigrant and Being a Mexican Non-Citizen in California and Texas.” *Hispanic Journal of Behavioral Sciences* 31(1):73-95. 2009.
- ²⁰Davila, Alberto, Jose Pagan, and Montserrat V. Grau. “The Impact of IRCA on the Job Opportunities and Earnings of Mexican-American and Hispanic-American Workers.” *International Migration Review* 32:79-95. 1998. Lowell, B. Lindsay, Jay D. Teachman, and Zhongren Jing. “Unintended Consequences of Immigration Reform: Discrimination and Hispanic Employment.” *Demography* 32(4): 617-628. 1995.
- ²¹Donato and Massey, *op. cit.*, Massey, Douglas S. and Julia Gelatt. “What Happened to the Wages of Mexican Immigrants? Trends and Interpretations.” *Latino Studies* 8:328-354. 2010. Hudson, Kenneth. “The New Labor Market Segmentation: Labor Market Dualism in the New Economy.” *Social Science Research* 36:286-312. 2007. Phillips, Julie A. and Douglas S. Massey. “The New Labor Market: Immigrants and Wages after IRCA.” *Demography* 36:233-246. 1999. Sorensen, Elaine and Frank D. Bean. “The Immigration Reform and Control Act and the Wages of Mexican Origin Workers: Evidence from Current Population Surveys.” *Social Science Quarterly* 75:1-17. 1994.
- ²²Davila, Pagan, and Grau, *op. cit.*, Donato and Massey, *op. cit.*, Hall, Matthew and George Farkas. “Does Human Capital Raise Earnings for Immigrants in the Low-Skilled Labor Market?” *Demography* 45(3): 619-639. 2008. Kossoudji, Sherrie A. and Deborah A. Cobb-Clark. “Coming out of the Shadows: Learning about Legal Status and Wages from the Legalized Population.” *Journal of Labor Economics* 20(3):598-628. 2002. Phillips and Massey, *op. cit.*, Rivera-Batiz, Francisco L. “Undocumented Workers in the Labor Market: An Analysis of the Earnings of Legal and Illegal

- Mexican Immigrants in the United States.” *Journal of Population Economics* 12(1): 91-116. 1999.
- ²³ Hall, Matthew, Emily Greenman, and George Farkas. “Legal Status and Wage Disparities for Mexican Immigrants.” *Social Forces* 89(2):491-513. 2010.
- ²⁴ Schoeni, Robert F. “Labor Market Outcomes of Immigrant Women in the United States: 1970 to 1990,” *International Migration Review* 32:57-77. 1998.
- ²⁵ Bleakley, Hoyt and Aimee Chin. “Age at Arrival, English Proficiency, and Social Assimilation among U.S. Immigrants.” *American Economic Journal: Applied Economics* 2(1):165-192. 2010. Bleakley, Hoyt and Aimee Chin. “Language Skills and Earnings: Evidence from Childhood Immigrants.” *Review of Economics and Statistics* 86(2):481-496. 2004. Lubotsky, Darren. “Chutes or Ladders? A Longitudinal Analysis of Immigrant Earnings.” *Journal of Political Economy* 115(5): 820-867. 2007.
- ²⁶ Hal and Farkas, *op. cit.* Hall, Greenman, and Farkas, *op. cit.* Huntington, Samuel P. *Who Are We? The Challenges to America’s National Identity*. New York: Simon & Schuster. 2004. Lubotsky, *op. cit.*
- ²⁷ Borjas, George J. “The Economics of Immigration.” *Journal of Economic Literature* 32:1667-1777. 1994. Huntington, *op. cit.* Takei, Saenz, and Li, *op. cit.* Topel, Robert H. “Regional Labor Markets and the Determinants of Wage Inequality.” *The American Economic Review* 84:17-22. 1994.
- ²⁸ Duncan, Brian and Stephen J. Trejo. “Assessing the Socioeconomic Mobility and Integration of U.S. Immigrants and Their Descendants.” *Annals of the American Academy of Political and Social Science* 657:108-135. 2015.
- ²⁹ Bean, Frank D., Mark Leach, Susan K. Brown, James Bachmeier, and John Hipp. “The Educational Legacy of Unauthorized Migration: Comparisons across U.S.-Immigrant Groups in How Parents’ Status Affects Their Offspring.” *International Migration Review* 45(2): 348-385. 2011.
- ³⁰ Blau, Francine D. and Lawrence M. Kahn. “Gender and Assimilation among Mexican Americans.” Pp. 57-106 in George J. Borjas, Ed. *Mexican Immigration to the United States*. Chicago, IL: University of Chicago Press. 2007. Duncan, Brian, Joseph V. Hotz, and Stephen J. Trejo. “Hispanics in the U.S. Labor Market.” Pp. 228-290 in Marta Tienda and Faith Mitchell, Eds. *Hispanics and the Future of America*. Washington, DC: National Academies Press. 2006. Perlman, *op. cit.* Smith, James P. “Immigrants and the Labor Market.” *Journal of Labor Economics* 24(2):203-233. 2006. Tells, Edward E. and Vilma Ortiz. *Generations of Exclusion: Mexican Americans, Assimilation, and Race*. New York: Russell Sage Foundation. 2008.
- ³¹ Card, *op. cit.* Fryer, Roland G. “Racial Inequality in the 21st Century: The Declining Significance of Discrimination.” *Handbook of Labor Economics* 4:855-971. 2011. Hout, Michael. “Social and Economic Returns to College Education in the United States.” *Annual Review of Sociology* 38:379-400. 2012. Perlmann, *op. cit.*
- ³² Hall, Greenman, and Farkas, *op. cit.*
- ³³ 例えば、Takei, Isao and Arthur Sakamoto. “Poverty Among Asian Americans in the 21st Century.” *Sociological Perspectives* 54(2): 251-276. 2011. Duncan, Brian and Stephen J. Trejo. “The Employment of Low-Skilled Immigrant Men in the United States.” *American Economic Review: Papers and Proceedings* 102(3):549-554. 2012.
- ³⁴ Kilingsworth, Mark R. and James J. Heckman. “Female Labor Supply.” Pp. 103-104 in O. Ashenfelter and R. Layard, Eds.

- Handbook of Labor Economics*, Vol. 1. Amsterdam, the Netherlands. Elsevier. 1987. McKinnish, Terra. "Spousal Mobility and Earnings." *Demography* 45:829-849. 2008.
- ³⁵ Bratsberg, Bernt and James F. Ragan. "The Impact of Host-Country Schooling on Earnings." *Journal of Human Resources* 37:63-105. 2002. Zeng, Zheng and Yu Xie. "Asian Americans' Earnings Disadvantage Reexamined: The Role of Place of Education." *American Journal of Sociology* 109:1075-1108. 2004.
- ³⁶ Orrenius, Pia M. and Madeline Zavodny. "The Effects of Tougher Enforcement on the Job Prospects of Recent American Immigrants." *Journal of Policy Analysis and Management* 28(2):239-257. 2009.
- ³⁷ Hall and Farkas, *op. cit.*
- ³⁸ Haunan, Susan, Landale Nancy, and Leicht Kevin. "Poverty and Work Efforts among Urban Latino Men." *Work and Occupations* 27:188-222. 2000.
- ³⁹ Gentsch, Kerstin and Douglas Massey. "Labor Market Outcomes for Legal Mexican Immigrants under the New Regime of Immigrant Enforcement." *Social Science Quarterly* 92:875-893. 2011.
- ⁴⁰ Massey and Gelatt, *op. cit.*
- ⁴¹ Massey and Gelatt, *Ibid.*, Massey, Douglas S. and Kerstin Gentsch. "Undocumented Migration and the Wages of Mexican Immigrants." *International Migration Review* 48(2):482-499. 2014.
- ⁴² Catanzarite, Lisa. "Brown-Collar Jobs: Occupational Segregation and Earnings of Recent-Immigrant Latinos." *Sociological Perspectives* 43(1):45-75. 2000. Catanzarite, Lisa and Michael Bernabe Aguilera. "Working with Co-Ethnics: Earnings Penalties for Latino Immigrants at Latino Jobsites." *Social Problems* 49(1):101-127. 2002.
- ⁴³ Huang, Cheng, Neil K. Mehta, Irma T. Elo, Solveig A. Cunningham, Rob Stephenson, David F. Williamson, and K. M. Venkat Narayan. "Region of Birth and Disability among Recent U.S. Immigrants: Evidence from the 2000 Census." *Population Research and Policy Review* 30(4):399-418. 2011.

Rahmenbedingungen der internationalen Produktentwicklung eines adaptierten Sportproduktes bei der Erschließung aufstrebender Märkte

Am Beispiel der International Premier Tennis League

Hiroyuki SHIOUME

塩梅弘之. 新興国市場の開拓を目的としたスポーツプロダクトの開発を規定する環境要因 — インターナショナル・プレミア・テニス・リーグを例に —. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 37-52.

従来型スポーツの団体（例、English Premier League、National Basketball Association、Association of Tennis Professionals）は、欧州やアメリカなどの主要市場の成熟化に伴い、新興国市場の開拓を行っている。そのような中、2014年に、アジアや中東の地域にフランチャイズを持つチームから構成されるインターナショナル・プレミア・テニス・リーグ（IPTL）が設立された。IPTLは、新興成長市場の実態に適応するために、従来のテニスに様々な改良を加えたスポーツプロダクトとして捉えることができる。Berndt, Fantapié Altobelli & Sander (2010) は、「国際生産管理を規定する環境条件」を基に、国際市場の特性に適した製品の開発に影響をおよぼす要因について説明している。

本研究では、Berndt et al. (2010) の理論を基に、IPTLの開発に影響を及ぼしたと考えられる事例を分析し、従来型スポーツが新興国市場で成功するための要因を解明する。

1. Relevanz der Arbeit

Traditionelle Sportarten expandieren von heimischen Märkten auf ausländische Märkte. Wirtschaftlich erfolgreiche Ligen der traditionellen Sportarten, wie z. B. die National Football League (NFL), die Major League Baseball (MLB), die National Basketball Association (NBA), die National Hockey League (NHL), die English Premier League (PL) und die Deutsche Fußball-Liga (DFL) erschließen die neu entstehenden Märkte in Asien. Ursache dieser Entwicklung ist u. a. die Zunahme neuer Ligen und Sportarten auf ihren heimischen Märkten, verbunden mit der Abnahme ihres Anteils in den Heimmärkten (Masteralexis, Barr & Hums, 2015; Nixon II, 2015; o. V., 2017; Roan, 2017; Schwarz & Hunter, 2012; van Overloop, 2015). Der Tennis hat ein ähnliches Problem: Marktsättigung in Europa und Amerika, weswegen die Women's Tennis Association (WTA) oder die Association of Tennis Professionals (ATP) versuchen, sich die großen Marktpotenziale in Asien zu Nutze zu machen (Adajania, 2012; Clarey, 2014; Kaplan, 2018). Daher wurde eine teambasierte Tennisliga, die International Premier Tennis League (IPTL), gegründet, die zur Erschließung der wirtschaftlich rasant wachsenden Märkte in Asien und Nahost verschiedenen Anpassungen (Formate, Regelwerk, Spielmodus etc.) unterzogen wurde (Mishra, 2014b).

Die Adaption ist eine Art der Produktkonzeption im Rahmen der internationalen Produktentwicklung und wird als "[...] die Veränderung von Produkteigenschaften für die Bearbeitung des internationalen Marktes bzw. der einzelnen Länder" definiert (Berndt, Fantapié Altobelli & Sander, 2010, S. 222). Die Adaption wird überwiegend von den vorgegebenen Rahmenbedingungen der Zielmärkte beeinflusst (Berndt et al., 2010). Diese Rahmenbedingungen, die nach Berndt et al. (2010) als

Rahmenbedingungen des internationalen Produktmanagements bezeichnet werden, lassen sich vor allem drei übergeordneten Kategorien zuordnen: umweltbezogene (Marktumfeld), produktbezogene und unternehmensbezogene Faktoren. Bei der internationalen Produktentwicklung sind diese von den Rahmenbedingungen der Zielmärkte vorgegebenen Faktoren wichtige Entscheidungskriterien dafür, wie und wie weit das Produkt modifiziert wird (Berndt et al., 2010). Deswegen ist es interessant, die folgende Fragestellung zu beantworten:

Wie sind die einzelnen Faktoren der Rahmenbedingungen des internationalen Produktmanagements im Fall der Entwicklung des adaptierten Sportprodukts, hier der IPTL, erklärbar bzw. beschreibbar?

Innerhalb dieser Fallstudie ist die internationale Entwicklung des Sportproduktes bzw. des Mediensports der IPTL anhand der Rahmenbedingungen des internationalen Produktmanagements nach Berndt et al. (2010) und anhand der Sekundärinformationen bezüglich der IPTL in der Spielsaison zwischen 2014, dem Gründungsjahr der Liga, und 2015 zu analysieren; dabei sind die einzelnen Faktoren im Kontext der IPTL zu definieren, es ist zu ermitteln, welchen Einfluss diese Faktoren auf die Modifizierung der traditionellen Sportart Tennis hatten und wie die einzelnen Faktoren differenziert und beschrieben werden können.

Anscheinend ist die qualitative Studie von Tripathi und Kapoor (2015) die Einzige, die die IPTL als Untersuchungsobjekt behandelt. Das Ziel dieser Studie ist es, die Faktoren, die zum Erfolg einer Sportliga im Anfangsstadium in sportwirtschaftlichen Wachstumsmärkten führen, anhand des Falls der IPTL zu identifizieren. Die identifizierten Faktoren sind Akzeptanz der Liga durch die Fans, die Anhänger des Sports, die Leistung der nationalen Mannschaft oder der Stars der betreffenden Sportart, die Gestaltung der Liga, die Gehaltsstruktur, der Standort der Teams, das Game-Format, die richtige Wahl der Zeiten und der Termine der Spiele unter Berücksichtigung der Termine anderer großer Sportveranstaltungen, die Qualität der Spieler, der systematische Aufbau von Fanerfahrungen durch TV und Social Media und in Stadien, die Beziehungen der Liga zu relevanten Sportverbänden und das Engagement von Celebrities. Die Studie von Tripathi und Kapoor (2015) analysiert diese Liga aus der sportökonomischen Perspektive, die vorliegende Untersuchung geht hingegen aus der Perspektive des internationalen Marketings in die Tiefe.

Wissenschaftlich macht diese Untersuchung Sinn, weil sie möglicherweise die Erste ist, die die IPTL marketingtheoretisch dahingehend analysiert, unter welchen Randbedingungen ein traditioneller Sport für die Wachstumsmärkte in Asien modifiziert wird. In der Praxis können die Erkenntnisse für andere, traditionelle Sportarten zur Erschließung neuer Wachstumsmärkte in Asien bedeutsam sein, weil ein signifikantes Wachstum in den etablierten und gereiften Märkten Nordamerikas und Europas langfristig ausgeschlossen werden kann. Dementsprechend können diese Erkenntnisse für alle Akteure im und um den traditionellen Sport aufschlussreich sein, wenn es sich um den Erfolg bei der Erschließung der asiatischen Märkte mit ihrem enormen Wachstumspotenzial handelt.

2. Theoretische Grundlagen

Nach Berndt et al. (2010, S. 222) beschäftigt sich die internationale Produktentwicklung mit "[...] der Planung, Gestaltung und Einführung von Leistungen in ausländische Zielmärkte". Sie ist ein Aktionsfeld des internationalen Produktmanagements, zu dem "[...] alle Entscheidungen, die sich auf die Entwicklung, Steuerung und organisatorische Einbindung von Marktleistungen materieller und

immaterieller Natur beziehen, welche auf dem internationalen Marktplatz angeboten werden", gehören (Berndt et al., 2010, S. 218). Das internationale Produktmanagement unterliegt oftmals einer Vielzahl von Einschränkungen, welche sich nach Berndt et al. (2010, S. 220) vor allem drei übergeordneten Kategorien zuordnen lassen, nämlich umweltbezogene (Marktumfeld), produktbezogene und unternehmensbezogene Faktoren. Diese Rahmenbedingungen beeinflussen die produktpolitischen Entscheidungen und auch die Produktentwicklung. Umweltbezogene Faktoren sind "[...] solche Faktoren, welche die Wirtschaft in einem bestimmten Land als Ganzes betreffen (weitere Umwelt), zum anderen solche, welche speziell die betreffende Branche und den Wettbewerb beeinflussen" (Berndt et al., 2010, S. 219). Die spezifischen Faktoren der jeweiligen Kategorien sind in der tabellarischen Aufstellung zu finden (Tab. 1).

Sie beeinflussen die Entscheidung für den Grad der Adaption eines ursprünglichen Produktes für internationale Märkte, der sich danach richtet, wo das Produkt innerhalb der beiden Extreme Standardisierung und Differenzierung positioniert ist. Während die Standardisierung eines veränderten Produktes die "Entwicklung einer neuen Produktvariante für den Weltmarkt (Internationale Produktvariation)" ist, bedeutet die Differenzierung eines veränderten Produktes eine "länderspezifische Anpassung der bisherigen Produktkonzeption (Internationale Produktdifferenzierung)" (Berndt et al., 2010, S. 223). Diese beiden Extrempositionen - Internationale Produktvariation und Produktdifferenzierung, werden als internationale produktpolitische Strategien

Tabelle. 1: Rahmenbedingungen des internationalen Produktmanagements (Berndt et al., 2010, S. 220)

Umfeldbezogene Faktoren
<ul style="list-style-type: none"> • Rechtliche Regelungen, z. B. unterschiedliche Normen oder unterschiedliche Vorschriften über Verwendung von Inhaltsstoffen, Produkthaftung und Produktsicherheit • Tarifäre und nichttarifäre Handelshemmnisse wie Einfuhrzölle, Importbeschränkungen, Genehmigungsverfahren, Subventionen für lokale Erzeugnisse, Zertifikate • Konsumentenmerkmale und Konsumentenverhalten, z. B. unterschiedliche Präferenzen, Kauf- und Nutzungsgewohnheiten aufgrund kultureller Unterschiede • Vorhandensein supranationaler Zielgruppen, welche länderübergreifend ähnliche Merkmale und Verhaltensmuster aufweisen • Wirtschaftlicher und technischer Entwicklungsstand der einzelnen Zielländer • Wettbewerbsfaktoren, z. B. Konkurrenzprodukte, Anzahl und Herkunft der Wettbewerber, Marketingstrategien der Konkurrenz • Geographische und klimatische Faktoren, welche ggf. länderspezifische Produktmodifikationen erforderlich machen
Produktbezogene Faktoren
<ul style="list-style-type: none"> • Kulturgebundenheit der Produkte, z. B. bei Nahrungsmitteln und Kleidung, welche länderspezifische Modifikationen erfordert • Produktqualität, insb. im Vergleich zu Konkurrenzprodukten auf den einzelnen Ländermärkten • Produktaufmachung wie Größe, Farbe, Design, Markierung und Verpackung • Länderspezifisch unterschiedliche Produktverwendung bzw. Produktbetrieb • Serviceintensität, z. B. Erfordernisse bzgl. Schulung, Wartung, Reparatur • Image des Herkunftslands, welches teilweise eine starke akquisitorische Wirkung entfaltet (Made-in-Image)
Unternehmensbezogene Faktoren
<ul style="list-style-type: none"> • Unternehmensphilosophie, Unternehmensziele, Unternehmenskultur • Gewählte Markteintrittsstrategie (z. B. Export, Lizenzvergabe, Direktinvestition) • Vorhandene Ressourcen finanzieller, technischer und personeller Natur • Organisationsstruktur des Unternehmens

eines veränderten Produktes verstanden (Berndt et al., 2010, S. 223).

3. Die IPTL

Die IPTL ist eine teambasierte Liga, die von dem Inder Mahesh Bhupathi, mehrfacher Grand-Slam-Gewinner, gegründet wurde. Die Spieler der Liga bestehen aus den Grand-Slam-Gewinnern und weiteren aktuellen bzw. ehemaligen Topspielern. Das Siegerteam erhält ein Preisgeld in Höhe von einer Million US-Dollar. Austragungsort waren in der Saison 2014 (28. November bis 13. Dezember) die Städte Manila (Team: Manila Mavericks), Singapur (Team: DBS Singapore Slammers), New Delhi (Team: Micromax Indian Aces) und Dubai (Team: Musafir.com UAE Royals). In der Saison 2015 (2. bis 20. Dezember) wurde das Teilnehmerfeld um ein japanisches Team erweitert, die Japan Warriors (Mishra, 2014b).

3.1. Das Konzept der IPTL

Mit ihrem Slogan *'Break the Code'* will die IPTL das traditionelle Erscheinungsbild des Tennisspiels ändern, um den Tennissport für neue Zielgruppen bzw. Zuschauer interessant zu machen (Indian.com Staff, 2014). Die Liga wurde nach dem Vorbild erfolgreicher internationaler Sport-Liga-Konzepte (z. B. Franchise-System) modelliert, besonders nach dem der Cricket Indian Premier League (IPL) und dem des World TeamTennis (WTT); die in den USA ansässige Tennisliga führt das Turnier jedes Jahr im Sommer durch. Die IPTL kombiniert Weltklassesport, Unterhaltung und Showcase-Charakter in einem Format, welches sowohl die Zuschauer in der Arena, als auch die TV-Zuschauer mitnimmt (Bassam, 2018; Clarey, 2017; Kaplan & Writer, 2013; Long, 2014; o. V., 2013a, 2016a; World TeamTennis, 2018). Die IPL nahm auch in der Vergangenheit die erfolgreichen Ligen, wie z. B. NBA und NFL zur Kenntnis (o. V., 2010). In diesem Sinne kann die IPTL als das Produkt der Adaption konventioneller bzw. existierender Produkte angesehen werden.

4. Ausgangslage und Motivation für die Gründung einer neuen Tennisliga

4.1. Nachfrageverhalten

Das Angebot dieser neuen Art des Sports folgt der Nachfrage sowohl nach zugänglichen und fanfreundlichen Formaten, als auch nach einem schnellen Spielmodus. Dieser Bedarf war bei den Fans und bei den Medien erkennbar, was zur Adaption im Tennissport geführt haben mag. Nach Stacey Allaster, CEO der WTA, gibt es bei den Tennissfans die Nachfrage nach einem Spiel, durch das die Tennissaison einfach verfolgt werden kann (Smith, 2014). Sowohl die IPTL als auch die Champions Tennis League (CTL), die in Indien ansässige Tennisliga, die momentan ausgesetzt ist, verwenden fanfreundliche Scoring-Formate als Alternativen zu konventionellen Formaten (McGrogan, 2014; PTI, 2017; Tandon, 2017). Beispielsweise kann ein IPTL-Team einen 'Power Point' unter bestimmten Umständen deklarieren (McGrogan, 2014) (Tab. 1 im Anhang). Um die Nachfrage nach temporeichem Spiel zu befriedigen, wurden die Regeln *Shot-Clock*, *Shoot-out*, *Super Shoot-out* und *No-Ad Scoring* eingeführt, die einen schnellen Spielablauf fördern, da sie das ständige Aufspringen des Balls zwischen den Aufschlägen verhindern (Perrotta, 2014). Auch bei den TV- und Rundfunksendern ist diese neue Form beliebt, weil sie schon zu Beginn wissen, wann das Spiel beendet sein wird, während

das Ende bei den herkömmlichen Tennisspielen völlig offen ist (McGrogan, 2014; o. V., 2016a, 2016b). Hier ist die Adaptation eine Resultante der Nachfrage der Fans und der Medien.

Die Situation bei der Einführung des WTT und der CTL ist vergleichbar. Bevor diese Ligen gegründet wurden, waren neue Märkte aufgekommen, in denen der Tennissport in eine sehr zugängliche Form eingebettet werden sollte. Im Fall der IPTL sind die aufkommenden Märkte asiatische Länder, in denen die Tennissfans ein zügiges Tennisspiel wünschten; und im Fall der CTL gab es eine enorme Nachfrage nach einem neuen und zügigen Format für das Cricket, nämlich das Twenty20 (Lenten, 2008; Lenten, Geerling & Kónya, 2012). Die WTT kapitalisierte den Tennisboom der 1970er Jahre in den USA (McGrogan, 2014). Hierbei ist eine neue Dimension aus dem Unternehmensumfeld zu erkennen, nämlich die Nachfrage nach einem neuen Format und Spielmodus.

4.2. Marktsituation

Die Tennismärkte in Europa und Amerika sind im Übergang von der Marktreife zur Sättigungsphase, deshalb werden aufstrebende Märkte wie China, Indien und Südostasien sorgfältig beobachtet (Adajania, 2012; Bhushan, 2015; Clarey, 2014; o. V., 2013b). Die ökonomische Entwicklung in dieser panasiatischen Region ist rasant. Der wirtschaftliche Entwicklungsstand einzelner Länder hat einen starken Zusammenhang mit der Kaufkraft der Konsumenten und dem verfügbaren Einkommen und bietet entsprechendes Marktpotenzial für den Tennissport (Berndt et al., 2010). Durch steigende Einkommen nimmt die Freizeit zu, diese wiederum führt zur erhöhtem Sportkonsum (Downward, Dejonghe & Dawson, 2009; Fenez, Berman, Milburn, Sharkey & Stokes, 2011; o. V., 2015a). Der westliche Mediasport macht sich das u. a. infolge der Marktreife oder -sättigung der westlichen Mediasportmärkte zunutze (Rowe & Gilmour, 2010). Die IPTL erschließt die Märkte Asien und Nahost mit dem für das TV konzipierten Format (Kaplan & Writer, 2013). Hierbei ist eine Dimension aus dem Unternehmensumfeld zu erkennen, nämlich der ökonomische Entwicklungsstand der Länder.

Neben diesen neuen Märkten eröffnet sich jetzt auch für Japan großes Marktpotenzial im Gefolge des im Einzel erfolgreichen Weltranglistenfünften Kei Nishikori. China hatte auch eine erfolgreiche Spielerin, Li Na, die 2014 die Australian Open gewann, aber im September des gleichen Jahres aus dem Profleben ausschied (Rothenberg, 2015). Spieler dieser Art haben eine große Anziehungskraft für Fans und Sponsoren ihres Ursprungslandes (Nguyen, 2014a). Hierbei ist ein Merkmal unter den unternehmensbezogenen Faktoren zu erkennen, nämlich die Existenz erfolgreicher Spieler aus dem Austragungsland als personelle Ressource.

5. Spieler und Teams der IPTL

Die Spieler sind einer der wichtigen internen Faktoren, die ein Unternehmen von außen über Beschaffungsmärkte zwar ordert, aber in der Produkterstellung frei einsetzen kann. Sie sind besondere Produktionsfaktoren im Vergleich zu Trainern, Ärzten, Platzwartern oder Betriebsmitteln (z. B. Sportstätten oder Sportgeräte), weil sich über ihre Leistungen die Qualität bzw. das Ergebnis des Produktionsprozesses wesentlich definiert (Benner, 1992).

Der Draft der Saison 2014, welcher am 2. März 2014 stattfand, hatte ein weiteres differenzierendes Merkmal im Vergleich mit den traditionellen Drafts. Die Spieler wurden nicht ausgewählt, sondern versteigert, d. h., dass das Team einen bestimmten Spieler oder eine Spielerin bekommt, das den höchsten Preis bietet. Jeder Franchiseinhaber unterliegt einem Salary-Cap von 10 Millionen US-Dollar und einem Minimum von 4 Millionen US-Dollar (Kaplan & Writer, 2013). Wie die Salary-Caps in den nordamerikanischen Profiligen (NBA, NHL, NFL oder MLB), werden sie zwecks Aufrechterhaltung der Competitive-Balance und Vermeidung von Überinvestitionsrisiko angesetzt (Fort & Quirk, 1995). Entsprechend ist die Bedeutung des Faktors für die IPTL: die Distribution der Spieler zur Aufrechterhaltung der Competitive-Balance folgt der Produktqualität.

Eine breite Spielerpalette kann der Liga weltweit, also sowohl national als auch international, breites Interesse und die Gewinnung breiter Zuschauermassen in allen Zielmärkten ermöglichen. Die weltbesten Spieler, sogenannte *'Icon-Players'*, werden auf alle Mannschaften verteilt, wie z. B. bei den Herren Rafael Nadal, Novak Djokovic, Andy Murray, Roger Federer und bei den Damen Serena Williams, Victoria Azarenka und Caroline Wozniacki (Fitzgerald & Columnist, 2014; Hegde, 2014). Außerdem sind Spieler aus verschiedenen Nationen in dem jeweiligen Team wichtig, weil das für die globale Reichweite des Tennis entscheidend ist. Die internationale Mischung von Spielern lockt potenzielle Sponsoren an, die ihre Marke international verbreiten wollen (o. V., 2015b). Hieraus können die unternehmensbezogenen Dimensionen internationales Portfolio eines Teams und Vorhandensein international erfolgreicher und bekannter Spieler abgeleitet werden, die als Merkmale der internationalen Produktvariation angesehen werden können. Diese Merkmale der internationalen Produktvariation führen zur Akquisition globaler Sponsoren, wie z. B. Coca-Cola, was als finanzielle Ressourcen der unternehmensbezogenen Faktoren kategorisiert werden kann (Bhushan, 2015; O.V., 2014a).

Die Tendenz der Produktdifferenzierung kann in den Micromax Indian Aces (Sania Mirza aus Indien) und in den Manila Mavericks (Treat Huey von den Philippinen) in der Saison 2014 gesehen werden, weil diese Spieler aus dem das Team stellenden Land kommen. In den anderen beiden Teams waren in der Saison 2014 aber keine nationalen Spieler vertreten. Der Grund kann darin liegen, dass keine Spieler aus diesen drei Ländern im Draft registriert waren. Das Team Japan Warriors, welches in der Saison 2015 antrat, hatte zwei japanische Spieler, Kei Nishikori und Kurumi Nara, was als Produktdifferenzierung angesehen werden kann (Tab. 2 im Anhang). Es scheint, dass die erfolgreichen Sportler aus der jeweiligen Mannschaftsnation für die Produktdifferenzierung durchaus notwendig sind, weil solche Spieler eine große Fangemeinde in die Liga mitbringen und Interesse für die Liga in der jeweiligen Nation wecken können (Leng & Hsu, 2015). Das kann z. B. zur Steigerung der Medienpräsenz und der Einnahmemöglichkeiten führen, ebenso z. B. zur Akquisition von Sponsoren aus der Nation der Spieler (Barbarisi, 2012; Rische, 2012). Hier kann der Einflussfaktor Vorhandensein von Spielern aus der das Team stellenden Nation identifiziert werden, der die länderspezifische Anpassung der Produktkonzeption beeinflusst.

6. Sonstige mögliche Faktoren im Kontext der IPTL

6.1. Marktumfeld - Umfeldbezogen

Konsumentenmerkmale und Konsumentenverhalten

Der Sport bzw. der Mediensport ist mit der Kultur stark verbunden (Berndt et al., 2010). China, Japan, Südkorea und ihre Nachbarländer, wo der Konfuzianismus und Kollektivismus im Bereich der Religion bzw. der Ökonomie eine wichtige Rolle spielen, fördern die Tugend der Solidarität und der Harmonie. Nach Eklund und Tenenbaum (2014) führen kollektivistische Kulturen, die vorwiegend in asiatischen Ländern zu finden sind, dazu, dass die Menschen tendenziell voneinander abhängiger sind als in europäischen oder nordamerikanischen Ländern. Diese gegenseitige Abhängigkeit lenkt den individuellen Fokus auf die Ziele und Notwendigkeiten anderer, mit denen sie in Zusammenhang stehen oder mit denen sie in Beziehung treten wollen, d. h. sie betrachten die anderen als eigene Gruppe. Diese Kultur ist ein Fundament für die sportlichen, körperlichen Aktivitäten in diesen Ländern (Giulianotti, 1999). Den kollektivistischen Wünschen kann man durch die Elemente der Mannschaftssportarten in der IPTL nachkommen. Nach Phua (2010) verbessert die Mediennutzung für Fans eines Sportteams (*in-group*) die positive Unterscheidung von den Fans der *out-group* und führt zu einem höheren Niveau des kollektiven Selbstwertgefühls. Diese kollektivistischen Wünsche können als ein kultureller Faktor unter den Konsumentenmerkmalen und dem Konsumentenverhalten angesehen werden.

Auch der Konsum des Mediensports ist mit der Mediensportkultur in Asien stark verbunden, die von der Transformation der sozialen Strukturen durch die ökonomische Entwicklung und den damit einhergehenden Werten beeinflusst wird (Rowe & Gilmour, 2010). Der Konsum einer internationalen Sportart kann in Asien mit der Orientierung auf sozialen Aufstieg verbunden werden, in dem die Fanidentifikation eng mit dem Mittelstand und dessen Werten zu tun hat. Beispielsweise nutzen Fans aus der sozialen Mittelschicht in Indien das Kulturgut 'Internationaler Sport' als Aussage über den eigenen sozialen Status. Der Besitz der für den Empfang dieses Sports notwendigen Geräte (z.B. Satellitenempfänger) und die Kenntnisse des westlichen (nicht inländischen) Sports sind ein Symbol für den sozialen Status und für die Gesellschaftsschicht. Außerdem trägt der Prominentenstatus einzelner Spieler dazu bei, zum Sportkonsum aus Loyalität mit der Mannschaft zu motivieren (Dimeo, 2002; Rowe & Gilmour, 2010). Der Konsum der westlichen Sportarten als Anzeige des eigenen sozialen Status kann als psychosoziales Merkmal angesehen werden.

Supranationale Zielgruppen

Für den asiatischen wie für den traditionell bestehenden europäischen und nordamerikanischen Markt lässt sich konstatieren, dass supranationale Zielgruppen vorhanden sind, wie z. B. die neue Mittelschicht oder die Fans, die von der IPTL durch die *Icon-Players* bzw. die globalen Spitzenspieler erreicht werden. Außerdem gibt es viele Fans, die die Tennisstars live in der Arena erleben wollen - es gibt aber nur wenige Tennisturniere in Asien (Nguyen, 2014a, 2014b; Nielsen Sports, 2015; Wilks, 2015).

Die politische Lage in einzelnen Ländern

Im Fall der IPTL beeinflusste der Faktor "politische Lage" in den einzelnen Ländern die Franchisevergabe an die Städte. Wegen der unstabilen politischen Lage wurde das ursprünglich geplante Franchise in Bangkok aufgegeben und nach Manila verlegt (O. V., 2014b).

Die Produkte der Wettbewerber

Was die saisonalen Wettbewerber angeht, so ist die IPTL nicht die einzige Liga, die während der kurzen Saisonpause aktiv ist. Die CTL versammelt ebenfalls viele Spitzenspieler aus Asien für die *dual-gender match-ups*. Allerdings unterscheidet sich die IPTL von der CTL in dem Zielmarkt. Während die CTL auf den inländischen Markt in Indien fokussiert ist, hat die IPTL den internationalen Markt in Asien im Blick (McGrogan, 2014). Das WTT bietet nur Single- und Double-Spiele an, die IPTL bietet zusätzlich ein Match der Legenden an (Kaplan & Writer, 2013; World TeamTennis, 2015). Im WTT werden die Spieler für die jeweiligen Teams durch Draft bestimmt, wie in der IPTL. Aber in der IPTL werden die Spieler versteigert, nicht ausgewählt (Kaplan & Writer, 2013). Die weiteren Unterschiede zwischen dem WTT und der IPTL sind die Spielsaison und der Hauptzielmarkt. Während die IPTL im November und Dezember in den Zielmärkten Asien und Naher Osten agiert, ist die Zeit des WTT der Juli und der August (in der Saison 2018) mit bevorzugter Ausrichtung auf den nordamerikanischen Markt (Bassam, 2018; Kaplan & Writer, 2013; Mishra, 2014a; World TeamTennis, 2018).

Synergieeffekte zwischen Wettbewerbern

Die IPTL und das WTT können einerseits als Marktwettbewerber angesehen werden. Andererseits deutete Rosie Crews, Senior Vice President of Communications des WTT an, dass die Liga die erste dieser Art ist, was bedeutet, dass die zunehmende Popularität des Formates die Beteiligung der Spieler am WTT fördert. Diese Synergieeffekte der im Markt konkurrierenden Ligen mögen ein wichtiger Faktor sein, weil die wiederholte Teilnahme der Stars ein wichtiger Existenzgrund der Ligen und für die Zuschauerengewinnung von großer Bedeutung ist (McGrogan, 2014).

6.2. Produktbezogene Merkmale

Image des Herkunftslandes

Das Image des Herkunftslandes spielt beim Tennis eine Rolle. Die wachsende Mittelschicht in den rasch wirtschaftlich wachsenden asiatischen Ländern ermöglichte den Konsum eines europäischen Mediensports, der ein Signal für den eigenen sozialen Status und dessen Werte in der Gesellschaft ist (Berndt et al., 2010; Dimeo, 2002).

6.3. Unternehmensbezogene Faktoren

Unternehmensphilosophie

Der Slogan '*Break the Code*' kann als Unternehmensphilosophie angesehen werden, weil es scheint, dass dieser Gedanke zur Differenzierung des Produkts IPTL beitragen mag.

Zeitliche Restriktionen bei den personellen Ressourcen

Kei Nishikori und Li Na, die für die IPTL eine wichtige Rolle bei der Vermarktung spielen können,

lehnten die Teilnahme am Draft oder am Turnier der Saison 2014 ab. Generell haben Tennisspieler die Sorge, dass sie Verletzungen wegen der möglichen unzureichenden Erholungsperiode riskieren könnten, weil die IPTL während der kurzen Off-Season nach den langen harten ATP- und WTA-Tours stattfindet (Agence France-Presse, 2014; Fuller, 2014; Mitchell, 2013). Hierbei ist ein Restriktionsfaktor zu erkennen, nämlich der Zeitplan der Spieler.

7. Fazit, Diskussion und Ausblick

Ausgehend von den Rahmenbedingungen der internationalen Produktentwicklung nach Berndt et al. (2010) ist die IPTL ein Produkt, das konventionelle bzw. existierende Produkte, nämlich die erfolgreichen Vorläuferligen WTT und IPL, adaptierte. Diese Adaption war das Resultat der Nachfrage der Fans und Medien nach zugänglichen und fan- bzw. TV-freundlichen Formaten. Zwei produktpolitische Strategien sind in diesem veränderten Produkt zu erkennen, nämlich die Internationale Produktvariation und -differenzierung. Die internationale Produktvariation lässt sich im Fall der IPTL im internationalen Portfolio eines Teams und in den international erfolgreichen und bekannten Spielern in einem Team erkennen. Die internationale Differenzierung ergibt sich innerhalb der IPTL aus den erfolgreichen Spielern aus der das Team stellenden Nation. Die weltbesten Spieler aus verschiedenen Nationen in den Teams ermöglichen der Liga die supranationale Reichweite und die Akquisition internationaler Sponsoren (Faktor: Vorhandensein supranationaler Zielgruppen, finanzielle und personelle Ressourcen). Eine Ursache u. a. für die Entwicklung dieses neuen Sportproduktes ist die rasante ökonomische Entwicklung in Asien und die Marktreife des traditionellen Tennis in Europa und Amerika oder einer Region (Faktor: ökonomischer Entwicklungsstand eines Landes). Wegen der Ähnlichkeiten der Produktinhalte (Format, Franchise-System, Team-basierte Liga, Draft etc.) können das WTT und die CTL als Marktkonkurrenz angesehen werden (Faktor: die Produkte der Wettbewerber). Auf der anderen Seite mögen es die Synergieeffekte beider Ligen mit sich gebracht haben, dass diese Ligen populärer und die neuen Formate somit bekannter werden (Faktor: Synergieeffekte zwischen Wettbewerbern). Bezüglich der Konsumentenmerkmale und des Konsumverhaltens mag das Bedürfnis nach Kollektivismus in asiatischen Ländern dem Charakter der Mannschaftssportarten entgegenkommen (Faktor: Kultureller Faktor). Der Konsum des westlichen Sports und der Besitz der für den Empfang dieses Sports notwendigen Geräte ist in Indien als Symbol des sozialen Status stark ausgeprägt (Faktoren: psychosoziales Merkmal und Image des Herkunftslandes). Im Fall der IPTL beeinflusste der Faktor "politische Lage" in den einzelnen Ländern die Auswahl der Franchise-Länder enorm (Faktor: Die politische Lage in einzelnen Ländern). Der Slogan der IPTL '*Break the Code*' trägt das Image des neuen Tennis, das das traditionelle Erscheinungsbild des Tennisspiels ändern will, zu den Tennisfans (Faktor: Unternehmensphilosophie). Die Einbindung der IPTL in die kurze Off-Season der professionellen Tennisspieler wirft ein bezeichnendes Licht auf die mit der Teilnahme an den Turnieren der IPTL verbundene verkürzte Erholungszeit (Faktor: personeller Faktor).

Grenzen werden der Forschung u. a. durch die begrenzten Sekundärinformationen gesetzt, weswegen nicht alle Faktoren der Rahmenbedingungen des internationalen Produktmanagements im Kontext der IPTL erklärt werden konnten. Dieses Defizit wird z. B. durch Experteninterviews mit den IPTL-

Akteuern teilweise ausgeglichen. Obwohl die konkrete Beschreibung der einzelnen Faktoren in der internationalen Sportproduktentwicklung im Fall der IPTL für die anderen traditionellen Sportarten, die die neuen asiatischen Märkte erschließen wollen, aufschlussreich sind, hat das Ergebnis der qualitativen Sekundärforschung generell das Problem der Generalisierbarkeit. Deswegen sind weitere Forschungen dazu unentbehrlich, wie traditionelle Sportarten zur Erschließung der neuen Märkte in Asien entwickelt werden und welche Randbedingungen sich darauf auswirken.

Literaturverzeichnis

- Adajania, K. E. (2012, 16. Mai). It's now Asia for tennis. *livemint*. Zugriff am 22.10.2015. Verfügbar unter <https://www.livemint.com/Leisure/JtPLSIJ72XLwcvW2EPhDZN/It8217s-now-Asia-for-tennis.html>
- Agence France-Presse. (2014). *Li Na 'too busy' to play in International Premier Tennis League. Australian Open champion is prioritising more Grand Slams and the world No 1 spot*. Zugriff am 24.10.2015. Verfügbar unter <https://www.thenational.ae/sport/tennis/li-na-too-busy-to-play-in-international-premier-tennis-league-1.268447>
- Aprameya, C. (myKhel, Hrsg.). (2014, 26. November). *International Premier Tennis League (IPTL): Full list of teams, players*. Zugriff am 20.04.2015. Verfügbar unter <http://www.oneindia.com/sports/international-premier-tennis-league-iptl-complete-list-teams-players-1573024.html>
- ATP Tour. (2015). *ATP Tour*. Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.atpworldtour.com/>
- Barbarisi, D. (The Wall Street Journal, Hrsg.). (2012, 24. Juli). *Yankees Can Tap Ichiro's Brand*. Zugriff am 02.05.2015. Verfügbar unter <http://www.wsj.com/articles/SB10000872396390443437504577547613166163308>
- Bassam, T. (SportsPro, Hrsg.). (2018, 22. Juni). *Rolling sports business news wrap: Every deal, every day*. Zugriff am 24.06.2018. Verfügbar unter <http://www.sportspromedia.com/news/schalke-sports-business-industry-digest-june-22>
- Benner, G. (1992). *Risk Management im professionellen Sport. Auf der Grundlage von Ansätzen einer Sportbetriebslehre* (Reihe Versicherungswirtschaft, Bd. 9). Bergisch Gladbach: J. Eul.
- Berndt, R., Fantapié Altobelli, C. & Sander, M. (2010). *Internationales Marketing-Management*. Berlin: Springer-Verlag Berlin Heidelberg.
- Bhushan, R. (The Economic Times, Hrsg.). (2015, 30. März). *Coca-Cola to buy 10 per cent equity stake in Mahesh Bhupathi-promoted IPTL*. Zugriff am 03.05.2015. Verfügbar unter <https://economictimes.indiatimes.com/news/company/corporate-trends/coca-cola-to-buy-10-per-cent-equity-stake-in-mahesh-bhupathi-promoted-iptl/articleshow/46739858.cms>
- Clarey, C. (2014, 19. Oktober). A World of Sports Is Coming to Asia. WTA Finals Lead Asian Sports Market's Future. *The New York Times*. Zugriff am 03.05.2015. Verfügbar unter <http://www.nytimes.com/2014/10/20/sports/tennis/wta-finals-lead-asian-sports-markets-future.html>
- Clarey, C. (2017, 13. März). With a Racket in One Hand, World Team Tennis Passes a Torch With the Other. *The New York Times*. Zugriff am 24.06.2018. Verfügbar unter <https://www.nytimes.com/2017/03/13/sports/tennis/world-team-tennis-billie-jean-king.html>
- Dimeo, P. (2002). The local, national and global in Indian football. Issues of power and identity. *Football Studies Journal*, 5, 74-87.
- Downward, P., Dejonghe, T. & Dawson, A. (2009). *Sport economica. Theory, evidence and policy* (Sport

- management series). Amsterdam: Elsevier.
- Eklund, R. C. & Tenenbaum, G. (2014). *Encyclopedia of sport and exercise psychology* (Bd. 2). Carlifornia: SAGE Publications.
- Fenez, M., Berman, S., Milburn, R., Sharkey, K. & Stokes, P. (2011). *Changing the game. Outlook for the global sports market to 2015*. Zugriff am 02.05.2015. Verfügbar unter www.pwc.com/sportsoutlook
- Fitzgerald, M. & Columnist, F. (Bleacher Report, Hrsg.). (2014, 2. März). *IPTL 2014 Draft Results: Dates, Draw, Teams, Format, List of Players and More*. Zugriff am 20.04.2015. Verfügbar unter <http://bleacherreport.com/articles/1978454-iptl-2014-draft-results-dates-draw-teams-format-list-of-players-and-more>
- Fort, R. & Quirk, J. (1995). Cross-subsidization, Incentives, and Outcomes in Professional Team Sports Leagues. *Journal of Economic Literature*, 33, 1265-1299.
- Fuller, R. (BBC, Hrsg.). (2014, 27. November). *International Premier Tennis League - is it good for sport?* Zugriff am 22.06.2015. Verfügbar unter <https://www.bbc.com/sport/tennis/30225531>
- Giulianotti, R. (1999). *Football. A sociology of the global game*. Cambridge: Polity Press; Blackwell Publishers.
- Hegde, P. (2014, 1. März). Top stars in IPTL line-up: draft on Sunday. *The Times of India*. Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://timesofindia.indiatimes.com/sports/tennis/top-stories/Top-stars-in-IPTL-line-up-draft-on-Sunday/articleshow/31187600.cms>
- India.com Staff (India.Com, Hrsg.). (2014, 28. November). *International Premier Tennis League (IPTL). Format of the Tennis Tournament with detailed rules & points system*. Zugriff am 14.10.2015. Verfügbar unter <http://www.india.com/sports/international-premier-tennis-league-iptl-format-of-the-tennis-tournament-with-detailed-rules-points-system-205709/>
- IPTL. (2015a). *IPTL*. Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.iptlworld.com/index.php>
- IPTL. (2015b). *IPTL Event Guide*. Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.iptlworld.com/format.php>
- Kaplan, D. (2018). Plugged In: Felicity Barnard, Tie Break Tens. *SportsBusiness Journal*. Zugriff am 17.06.2018. Verfügbar unter <https://www.sportsbusinessdaily.com/Journal/Issues/2018/03/19/People-and-Pop-Culture/Plugged-In.aspx>
- Kaplan, D. & Writer, S. (2013). Tennis league has 5 teams, \$60M. *SportsBusiness Journal*, 4. Zugriff am 21.04.2015. Verfügbar unter <http://www.sportsbusinessdaily.com/Journal/Issues/2013/06/03/Leagues-and-Governing-Bodies/IPTL.aspx?hl=IPTL&sc=0>
- Leng, H. K. & Hsu, N. Y. (2015). *Emerging Trends and Innovation in Sports Marketing and Management in Asia* (1. Aufl.): IGI Global.
- Lenten, L. J. A. (2008). Is the decline in the frequency of draws in test match cricket detrimental to the long form of the game? *Economic Papers: A journal of applied economics and policy*, 27, 364-380.
- Lenten, L. J. A., Geerling, W. & Kónya, L. (2012). A hedonic model of player wage determination from the Indian Premier League auction. Further evidence. *Sport Management Review*, 15, 60-71. Zugriff am 01.05.2015.
- Long, M. (SportsPro, Hrsg.). (2014, 21. November). *IPTL adds broadcasters; Singapore team names sponsor*. Zugriff am 23.10.2015. Verfügbar unter http://www.sportspromedia.com/news/iptl_adds_broadcasters_singapore_team_names_sponsor
- Martin, T. (Bleacher Report, Hrsg.). (2014, 27. November). *International Premier Tennis League 2014 Team*

- Rosters and Top Players*. Zugriff am 20.04.2015. Verfügbar unter <http://bleacherreport.com/articles/2280767-international-premier-league-tennis-2014-team-rosters-and-top-players>
- Masteralexis, L. P., Barr, C. A. & Hums, M. A. (2015). *Principles and practice of sport management* (Fifth edition). Burlington, MA: Jones & Bartlett Learning.
- McGrogan, E. (2014). Teaming Up: As IPTL, CTL end inaugural seasons, Mylan WTT nears 40. *Tennis*. Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.tennis.com/pro-game/2014/12/teaming-iptl-ctl-end-inaugural-seasons-wtt-nears-40/53424/#.VUNe5JP1aT2>
- Mishra, R. (India.Com, Hrsg.). (2014a). *International Premier Tennis League (IPTL) 2014 Schedule. Full Fixture with Match TimeTable and Venue Details*. Zugriff am 03.05.2015. Verfügbar unter <http://www.india.com/sports/international-premier-tennis-league-iptl-2014-schedule-full-fixture-with-match-timetable-and-venue-details-203381/>
- Mishra, R. (2014b). *International Premier Tennis League (IPTL) Team Standings. Roger Federer led Micromax Indian Aces lead Points Table*. Zugriff am 12.01.2015. Verfügbar unter <http://www.india.com/sports/international-premier-tennis-league-iptl-team-standings-points-table-206341/>
- Mitchell, K. (2013, 2. April). The ITPL means more work - and money - for world's top tennis players. *The Guardian*. Zugriff am 25.06.2018. Verfügbar unter <https://www.theguardian.com/sport/blog/2013/apr/02/andy-murray-international-tennis-premier-league>
- Nguyen, C. (Sports Illustrated, Hrsg.). (2014a, 10. Oktober). *Asia Tennis Travels. What does ATP's global exec predict for tennis in Asia?* Zugriff am 23.04.2015. Verfügbar unter <http://www.si.com/tennis/2014/10/09/alison-lee-atp-tennis-in-asia>
- Nguyen, C. (Sports Illustrated, Hrsg.). (2014b, 10. Oktober). *ATP's Chris Kermode Dismisses Winter Int'l League As "Glorified Exhibitions"*. Zugriff am 07.03.2015. Verfügbar unter <http://www.si.com/tennis/2014/10/08/chris-kermode-atp-chief-iptl-shanghai>
- Nielsen Sports. (2015). *THE INDIAN SPORTS INDUSTRY IN 2016: CHALLENGES AND OPPORTUNITIES*. Zugriff am 25.06.2018. Verfügbar unter <https://niensensports.com/indian-sports-industry-2016-challenges-and-opportunities/>
- Nixon II, H. (2015). *Sport in a Changing World*. Florence: Taylor and Francis.
- O. V. (2010, 4. März). IPL: Strategic break periods spelt-out. *The Hindu*. Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.thehindu.com/sport/cricket/ipl-strategic-break-periods-speltout/article148524.ece>
- O. V. (2013a, 2. April). Top Tennis Players Targeted For A New Twenty20-Style Asian Tennis League. *SportsBusiness Daily*. Zugriff am 10.06.2015. Verfügbar unter <https://www.sportsbusinessdaily.com/Global/Issues/2013/04/02/Leagues-and-Governing-Bodies/tennis-asia.aspx>
- O. V. (2013b, 28. Oktober). Did WTA Championships Leave Istanbul Despite Success For Larger Deal In Singapore? *SportsBusiness Daily*. Zugriff am 14.06.2018. Verfügbar unter <https://www.sportsbusinessdaily.com/Daily/Issues/2013/10/28/Events-and-Attractions/WTA.aspx>
- O. V. (Coca-Cola India, Hrsg.). (2014a, 11. April). *Coca-Cola teams up with International Premier Tennis League as Title Sponsor*. Zugriff am 17.10.2015. Verfügbar unter <https://www.coca-colaindia.com/newsroom/coca-cola-teams-international-premier-tennis-league-title-sponsor#>
- O. V. (2014b, 19. Mai). Coast to Coast. IPTL opts for Manila over Bangkok. *SportsBusiness Daily*, 6, S. 18. Zugriff am 07.03.2015. Verfügbar unter <http://www.sportsbusinessdaily.com/Journal/Issues/2014/05/19/Coast-to-Coast/Coast-to-Coast.aspx?hl=IPTL&sc=0>

- O. V. (Repucom, Hrsg.). (2015a). *EMERGING GIANTS. Defining the trend: How increasing investment from Asia and the Middle East is turning them into sport's Emerging Giants*. Zugriff am 29.05.2015. Verfügbar unter <http://repucom.net/wp-content/uploads/Repucom-Emerging-Markets.pdf>
- O. V. (Indiantelevision Dot Com, Hrsg.). (2015b). *IPTL to be telecast LIVE in over 150 territories*. Zugriff am 20.12.2015. Verfügbar unter <http://www.indiantelevision.com/television/tv-channels/sports/iptl-to-be-telecast-live-in-over-150-territories-151117>
- O. V. (2016a). The Sit-Down: Mahesh Bupathi. *SportsBusiness Daily*. Zugriff am 10.06.2018. Verfügbar unter <https://www.sportsbusinessdaily.com/Journal/Issues/2016/03/21/People-and-Pop-Culture/Sit-Down.aspx>
- O. V. (2016b, 1. Februar). New Ryder Cup-Style Tennis Event Created By Federer's Agency Set To Debut Next Year. *SportsBusiness Daily*. Zugriff am 10.06.2018. Verfügbar unter <https://www.sportsbusinessdaily.com/Global/Issues/2016/02/01/Events-and-Attractions/Laver-Cup.aspx>
- O. V. (2017, 20. September). NHL Making Inroads In China With Preseason Games In Beijing, Shanghai This Week. *SportsBusiness Daily*. Zugriff am 14.06.2018. Verfügbar unter <https://www.sportsbusinessdaily.com/Daily/Issues/2017/09/20/Leagues-and-Governing-Bodies/NHL-China.aspx>
- Perrotta, T. (2014, 11. Dezember). IPTL Can Make the Future of Tennis Fun. The International Premier Tennis League Might Be a Way for the Sport to Keep Stars Like Roger Federer in the Game. *The Wall Street Journal*. Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.wsj.com/articles/iptl-can-make-the-future-of-tennis-fun-1418330395>
- Phua, J. J. (2010). Sports Fans and Media Use. Influence on Sports Fan Identification and Collective Self-Esteem. *International Journal of Sport Communication*, 3, 190-206.
- PTI (2017, 22. August). AITA ends Champions Tennis League's contract. *The Hindu*. Zugriff am 24.06.2018. Verfügbar unter <http://www.thehindu.com/sport/tennis/aita-ends-champions-tennis-leagues-contract/article19541256.ece>
- Rishe, P. (2012). The Economics of Jeremy Lin Could Translate into \$150 Million by 2012-13 Season. *Forbes*. Zugriff am 08.08.2012. Verfügbar unter <http://www.forbes.com/sites/prishe/2012/02/13/the-economics-of-jeremy-lin-could-translate-into-150-million-by-2012-13-season/>
- Roan, D. (2017, 4. Oktober). Premier League TV rights: Clubs set for 'one of most important meetings'. *BBC*. Zugriff am 15.11.2017. Verfügbar unter <https://www.bbc.com/sport/football/41494042>
- Rothenberg, B. (2015, 13. Januar). For Li Na, Retirement Has Been a Busy Time. *The New York Times*. Zugriff am 03.05.2015. Verfügbar unter http://www.nytimes.com/2015/01/14/sports/tennis/for-li-na-retirement-has-been-a-busy-time.html?_r=0
- Rowe, D. & Gilmour, C. (2010). Sport, Media, and Consumption in Asia: A Merchandised Milieu. *American Behavioral Scientist*, 53, 1530-1548.
- Schwarz, E. C. & Hunter, J. D. (2012). *Advanced Theory and Practice in Sport Marketing*: Taylor & Francis.
- Smith, M. (ESPN.com, Hrsg.). (2014, 9. Oktober). *How Stacey Allaster Plans To Make The WTA Even More Entertaining*. Zugriff am 25.04.2015. Verfügbar unter <http://espn.go.com/espnw/w-in-action/article/11670542/how-stacey-allaster-plans-make-wta-even-more-entertaining>
- Tandon, K. (Tennis Channel Network, Hrsg.). (2017, 27. November). *Top 10 Off-Court Moments of 2017. The Laver Cup and event experiments*. Zugriff am 02.12.2017. Verfügbar unter <http://www.tennis.com/>

pro-game/2017/11/laver-cup-davis-cup-top-10-court-moments/70613/

Tripathi, S. & Kapoor, A. 2015, 2. March. *Constituents of successful sports leagues in emerging markets.*

Verfügbar unter <http://vsilir.iima.ac.in:8080/jspui/handle/11718/17159>

Van Overloop, P. C. (2015). *Internationalisierung professioneller Fußballclubs. Grundlagen, Status quo und Erklärung aus Sicht des Internationalen Managements.* Wiesbaden, Germany: Springer Gabler.

Wilks, H. (Livetennis.com, Hrsg.). (2015, 12. April). *Djokovic, Federer, Nadal, Serena and Sharapova to headline expanded IPTL in 2015.* Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.livetennis.com/category/livetennis-news/djokovic-federer-nadal-serena-and-sharapova-to-headline-expanded-iptl-in-2015-20150412-0001/>

World TeamTennis. (2015). *Rules and Glossary.* Zugriff am 28.05.2015. Verfügbar unter http://www.wtt.com/page.aspx?article_id=75

World TeamTennis. (2018). *2018 Schedule.* Zugriff am 24.06.2018. Verfügbar unter <http://www.wtt.com/schedule>

WTA Tour. (2015). *WTA.* Zugriff am 01.05.2015. Verfügbar unter <http://www.wtatennis.com/>

Anhang

Tabelle 1: Neue Formate, Regelwerk und Spielmodus (IPTL, 2015b)

Modus	Diese Liga folgt dem System des Rundenturniers. Jede Mannschaft eines Landes begegnet jeder Mannschaft des Landes, in dem sich der Austragungsort befindet. Bei jeder Begegnung finden fünf Partien statt: Herren-Einzel, Damen-Einzel, Herren-Doppel, Mixed-Doppel und Herren-Legends-Einzel.
Format	
Punktsystem	Jedes Match besteht aus fünf Partien. In jeder Partie werden sechs Spiele gespielt. Bei einem 5 : 5-Gleichstand folgt das fünfminütige sogenannte 'Shoot-out'. Wer die meisten Punkte innerhalb eines fünfminütigen Spiels hat, gewinnt den letzten sechsten Punkt der Partie und damit die Partie. Es gibt in den einzelnen Partien keine zusätzlichen Spielpunkte, womit jede Partie mit maximal sechs Spielpunkten endet (<i>No-Ad Scoring</i>). Für jedes Einzelspiel in der gespielten Partie erhält die Mannschaft einen Punkt.
Match-Gewinner	Das Team, welches die meisten Punkte eines Matches gewinnt, erhält vier Tabellenpunkte. Das Verliererteam kann auch Punkte erhalten, wenn es folgende Voraussetzungen erfüllt: <ul style="list-style-type: none"> • Das Team, das 20 bzw. mehr als 20 Spielpunkte eines Matches gewinnt, bekommt zwei Tabellenpunkte. • Das Team, das 10 bzw. mehr als 10 Spielpunkte eines Matches gewinnt, erhält einen Tabellenpunkt. Das Team, das weniger als 10 Spielpunkte gewinnt, erhält keinen Punkt.
Liga-Gewinner	Das Team mit den meisten gewonnenen Tabellenpunkten gewinnt die Liga.
Die Bedeutung der finalen Partie	Wenn das Verfolgungsteam im gesamten Match die fünfte Partie gewinnt, aber immer noch weniger Spielpunkte hat, dann wird das Match fortgesetzt, bis das verfolgende Team auf die gleiche Gesamtpunktzahl kommt wie das andere Team (in dem Fall wird das 'Super Shoot-out' anschließend gespielt) oder das führende Team einen Punkt mehr bekommt und das Match gewinnt.
Super Shoot-out	Das 'Super Shoot-out' wird auf die gleiche Weise wie das <i>Shoot-out</i> gespielt, dauert aber sieben Minuten. Dieses System wird angewendet, wenn beide Teams nach den fünf Partien die gleiche Gesamtpunktzahl erreicht haben.
Shot Clock	Die Einführung der <i>Shot Clock</i> ermöglicht einen schnellen und zügigen Spielablauf; sie kontrolliert die Zeit des Matches folgendermaßen: <ul style="list-style-type: none"> • 20 Sekunden zwischen den Spielpunkten • 20 Sekunden zwischen den Spielpunkten während des <i>Shoot-out</i> und <i>Super Shoot-out</i> • 45 Sekunden während des Seitenwechsels • 60 Sekunden für Time-Outs der Trainer • 3 Minuten nach dem Ende des jeweiligen Satzes Die Nichteinhaltung der Zeitvorgaben hat den Verlust eines Spielpunktes für das regelverstoßende Team zur Folge.
Time-Out	Der Teamtrainer kann jederzeit ein Time-Out fordern; es wird in einem Satz nur einmal gewährt. Ein Time-Out dauert 60 Sekunden.
Power Point	Der empfangende Spieler kann einen <i>Power Point</i> einmal je Satz ankündigen, was bedeutet, dass der nächste Punkt doppelt zählt.

Tabelle 2: Liste der Teams und der Spieler 2014 und 2015

(Aprameya, 2014; ATP Tour, 2015; Fitzgerald & Columnist, 2014; IPTL, 2015a; Martin, 2014; WTA Tour, 2015)

Anmerkung: Name, Angaben zu (Geburtsort)/Ranking bzw. Inaktivität für den 1. bzw. 2.5.2015,

* = Icon-Player nach der Kategorisierung des Draft 2014

Micromax Indienn Aces		DBS Singapore Slammers		Manila Marverics		Musafir.com UAE Royals		Japan Warriors	
2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015	2014	2015
*Pete Sampras (USA)/ inaktiv (ATP)	Rafael Nadal (Spanien)/ 4 Singles Ranking (ATP)	*Serena Williams (USA)/ 1 Singles Ranking (WTA)	Novak Djokovic (Serbien)/ 1 Singles Ranking (ATP)	*Andy Murray (Großbritannien)/ 3 Singles Ranking (ATP)	Serena Williams (USA)/ 1 Singles Ranking (WTA)	*Novak Djokovic (Serbien)/ 1 Singles Ranking (ATP)	Roger Federer (Schweiz)/ 2 Singles Ranking (ATP)	Antritt seit 2015	Kei Nishikori (Japan)/ 5 Singles Ranking (ATP)
*Roger Federer (Schweiz)/ 2 Singles Ranking (ATP)	Gael Monfils (Frankreich) / 15 Singles Ranking (ATP)	*Andre Agassi (USA)/ inaktiv (ATP)	Nick Kyrgios (Australien)/ 46 Singles Ranking (ATP)	*Maria Sharapova (Russland)/ 3 Singles Ranking (WTA)	Jo-Wilfried Tsonga (Frankreich) /14 Singles Ranking (ATP)	*Caroline Wozniacki (Dänemark)/ 5 Singles Ranking (WTA)	Goran Ivanisevic (Kroatien)/ inaktiv (ATP)		Kurumi Nara (Japan)/ 52 Singles Ranking (WTA)
Ana Ivanovic (Serbien)/ 7 Singles Ranking (WTA)	Agnieszka Radwanska (Poland)/ 9 Singles Ranking (WTA)	Tomas Berdych (Tschechien)/ 7 Singles Ranking (ATP)	Marcelo Melo (Brasilien)/ 3 Doubles Ranking (ATP)	Jo-Wilfried Tsonga (Frankreich) /14 Singles Ranking (ATP)	Mark Philippoussis (Australien)/ inaktive (ATP)	Kristina Mladenovic (Frankreich) /59 Singles Ranking (WTA)	Ana Ivanovic (Serbien)/ 7 Singles Ranking (WTA)		Vasek Pospisil (Kanada)/ 61 Singles Ranking (ATP)
Gael Monfils (Frankreich) /15 Singles Ranking (ATP)	Fabrice Santoro (Frankreich) /inaktiv (ATP)	Lleyton Hewitt (Australien)/ 110 Singles Ranking (ATP)	Belinda Bencic (Schweiz)/ 34 Singles Ranking	Kirsten Flipkens (Belgien) / 68 Singles Ranking (WTA)	Richard Gasquet (Frankreich) / 28 Singles Ranking (ATP)	Goran Ivanisevic (Kroatien)/ inaktiv (ATP)	Marin Cilic (Kroatien)/ 10 Singles Ranking (ATP)		Leander Paes (Indien)/ 23 Doubles Ranking (ATP)
Sania Mirza (Indien)/ n.z. (WTA)	Ivan Dodig (Kroatien)/ 107 Singles Ranking (ATP)	Daniela Hantuchova (Slowakei)/ 55 Singles Ranking (WTA)	Thansai Kokkinakis (Australien)/ 103 Singles Ranking (ATP)	Carlos Moya (Spanien)/ inaktiv (ATP)	Treat Huey (Philippinen)/ 57 Dubles Ranking (ATP)	Nenad Zimonjic (Serbien)/ 5 Doubles Ranking (ATP)	Daniel Nestor (Kanada)/ 7 Doubles Ranking (ATP)		Daniela Hantuchova (Slowakei)/ 55 Singles Ranking (WTA)
Rohan Bopanna (Indien)/ 26 Doubles Ranking (ATP)	Sania Mirza (Indien)/ n.z. (WTA)	Patrick Rafter (Australien)/ inaktiv (WTA)	Karolina Pliskova (Tschechien)/ 14 Singles Ranking (WTA)	Daniel Nestor (Kanada)/ 7 Doubles Ranking (ATP)	Jarmila Gajdosova (Australien)/ 49 Singles Ranking (WTA)	Marin Cilic (Kroatien)/ 10 Singles Ranking (ATP)	Kristina Mladenovic (Frankreich) / 59 Singles Ranking (WTA)		Lucas Pouille (Frankreich) / 95 Singles Ranking (ATP)
Fabrice Santoro (Frankreich) / inaktiv (ATP)	Rohan Bopanna (Indien)/ 26 Doubles Ranking (ATP)	Bruno Soares (Brasilien)/ 16 Doubles Ranking (ATP)	Carlos Moya (Spanien)/ inaktiv (ATP)	Treat Huey (Philippinen) / 57 Dubles Ranking (ATP)	Borna Coric (Kroatien)/ 47 Singles Ranking (ATP)	Malek Jaziri (Tunesien)/ 84 Singles Ranking (ATP)	Tomas Berdych (Tschechien)/ 7 Singles Ranking (ATP)		Maria Sharapova (Russland)/ 3 Singles Ranking (WTA)
		Nick Kyrgios (Australien)/ 46 Singles Ranking (ATP)			Sabine Lisicki (Deutschland) / 19 Singles Ranking (WTA)				Marat Safin (Russland)/ inaktiv (ATP)

一票の価値較差解消私案

葉山 明

Akira HAYAMA. "One Person, One Vote" in Japan: Wild Ideas. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 53-58.

In the October 2017 elections for the House of Representatives, the maximum disparity in the value of votes was almost twofold between Tottori and Tokyo. For some observers, the disparity was unacceptable and they called for the nullification of the election outcome.

The author in this Note discusses some ideas to equalize the value of votes under the current election system.

第1 問題の所在

平成29年10月22日執行の衆議院議員選挙の翌日、升永英俊弁護士らは、全国各地の高等裁判所に、選挙無効請求の訴えを提起した。彼等の主張は、小選挙区の選挙で一票の価値に最大1.983倍の較差があった為、法の下での平等に反するから、選挙は無効であるというのである。

国会はこれまで、一票の価値較差是正に向けて、公職選挙法改正を重ねてきた。そして次回の選挙では、較差はさらに縮小することが確実視されているが、升永氏らを納得させるに至っていない。¹

投票価値の平等は、全国を一選挙区として全衆議院議員を選べば、実現する。しかし、この制度は、過去、一部の参議院議員の選挙で使用されたが、弊害も顕著で、廃止された経緯がある。また、比例代表で全議員を選ぶ方法は、無所属での立候補をどうするのかという問題が生じる。特定の政党を支持していない選挙人が全体の約40パーセントを占めている現状では、無所属での立候補を認めない制度は有権者の反発を招くであろう。さらに、憲法で小選挙区の画定原則を規定すれば、升永氏らの行動を封じ込めることができるが、憲法改正の実現は、全く不透明である。²

ところで、日本の一票の価値較差訴訟はアメリカに倣ったものであるが、アメリカは、1980年

代末までに、問題を解消した。その手法は、容赦なく郡市町村を分割し、選挙区の人口をほぼ同じにするものであったが、この方法は、日本人には、受入れ難いであろう。³

以上によれば、現行の小選挙区比例代表並立制を維持した上で、市や町の境界をできる限り尊重し、議員定数は増やさないとを前提として、問題解決の方法を見つけることが、今求められている。

第2 提案

1 鳥取県第1区から1人、東京都第13区から1.983人を当選させれば、問題はない訳である。しかし、それは、現実においても、また法律上も、不可能である。そうであれば、東京都第13区選出議員に1.983票を、鳥取県第1区選出議員に1票を、国会で行使させれば良い。ただ、この方法だと、小選挙区選出議員289名が444.729票を持つことになり、議員数と票数の不一致度が大きい。(表1、較差A。)

2 そこで、次の提案となる。理想選挙人数を基に、各々の選挙区の選挙人数に応じた票を、議員に持たせる。例えば、東京都第13区の選挙人数は474118で、理想選挙人数の1.288倍であるから、同区選出議員には1.288票を持たせる。

他方、鳥取県第1区選出議員は、0.650票となる。⁴ なお、公選法13条1項等に、一議員が一票を持つ旨の規定は、ない。

- 3 上記の理屈は、衆議院比例代表選挙及び参議院選挙区選挙にも応用できることは、いうまでもない。(表2)

第3 考察

- 1 上記提案に対しては、非常識だという指摘が、容易に予見できる。しかし、世界に目を向ければ、我々の想像を遥かに超える制度が存在するが、これらは、いずれも、当該国や地域が、特

定の問題に対処する為に考え出した策であることは、容易に想像し得る。

フランスの県議会議員選挙では、男女がペアを組んで立候補し、エジプト大統領選挙は、2018年の場合、投票日が3月26日（日本では月曜日）から28日（同、水曜日）までの3日間であった。⁵

そして、アメリカでは、数多くの驚くような制度がこれまで存在したし、今も存在する。予備選挙自体、アメリカ独自のものがあるが、それに輪をかけて奇妙な予備選挙が登場した。選挙人が普段どの政党を支持しているかを一切問わず、例えば連邦下院議員に関しては共和党の予

表1 一票の価値較差： 衆議院小選挙区

選挙区	選挙人数	理想選挙人数	較差 A	較差 B
東京 13 区	474, 118	368, 005	1. 983	1. 288
東京 10 区	473, 597	同上	1. 981	1. 287
東京 8 区	473, 284	同上	1. 979	1. 286
神奈川 16 区	469, 802	同上	1. 965	1. 277
静岡 5 区	465, 206	同上	1. 946	1. 264
大阪 9 区	453, 951	同上	1. 899	1. 234
広島 5 区	257, 907	同上	1. 079	0. 701
鳥取 2 区	240, 692	同上	1. 007	0. 654
宮城 4 区	240, 629	同上	1. 006	0. 654
鳥取 1 区	239, 097	同上	1	0. 650

(注) 較差 A は、鳥取県 1 区に対する較差。

較差 B は、理想選挙人数との較差。理想選挙人数は 368, 005 (全国の総選挙人数 106, 353, 407 を、総選挙区数 289 で割った数)。

(出典)総務省自治行政局選挙部、平成 29 年 12 月 26 日報公表の資料による。

選挙人数は、国内及び国外の選挙名簿への登載数の合計で、平成 29 年 9 月 1 日現在のものである。

備選挙に参加し、知事に関しては民主党の予備選挙に参加することを認める、「ブランケット・プライマリー」とか「オープン・プライマリー」と呼ばれる予備選挙の採用を求める住民提案198号（提案者は共和党現職のトム・キャンベル連邦下院議員）が、カリフォルニア州で1996年3月26日、60パーセントの支持を得て、採択された。⁶ 同州では、また、1913年から1959年まで、ある人が、民主、共和の両党の予備選挙に立候補することを認める「クロス・

ファイリング」が存在し、アール・ウォーレンは、1946年6月、両党の知事予備選挙で一位となり、本選挙では楽々と当選した。⁷

一方、イリノイ州では、1872年から1980年まで、州下院議員選挙では累積投票方式が使用された。州内51選挙区の定数は一律3人で、選挙人は3票持ち、A候補に3票、A、Bに1.5票ずつ、A、B、Cに1票ずつ、Aに2票、Bに1票を投じるの、四つの選択肢があった。⁸

ところで、日本の衆議院議員選挙における重

表2 一票の価値較差： 衆議院比例代表選挙区

選挙区	定数	選挙人数	較差 A	較差 B
北海道	8	4591347	1.049	0.945
東北	13	7612045	1.071	0.969
北関東	19	11862314	1.142	1.033
東京	17	11321184	1.218	1.102
南関東	22	13576086	1.128	1.021
北陸信越	11	6223997	1.035	0.936
東海	21	12422777	1.082	0.979
近畿	28	17235620	1.126	1.019
中国	11	6200262	1.031	0.933
四国	6	3279643	1	0.905
九州	20	12028132	1.100	0.995
	176	106353407		

（出典） 都道府県別の選挙人数は、表1の出典と同じ。

（注1） 較差 A は、四国ブロックの議員一人当たりの選挙人数に対する較差。

較差 B は、議員一人当たりの理想選挙人数（604281人。総選挙人数106353407を、定数176議員で割った数。）に対する較差。

（注2） 選挙区の構成については、公選法13条2項、別表2参照。

複立候補及び復活当選制度は、他国の人には、奇妙に映るのではないだろうか。また、市町村レベルの選挙で時々起る現象であるが、鈴木とのみ書かれた票が鈴木美津子、鈴木太郎、鈴木博恵、鈴木篤、鈴木佐知に按分された結果、鈴木美津子が清水健一の得票数を0.023票上回り、市議に当選したという事実を、ニュージーランド人は到底理解し得ないであろう。鈴木美津子への有効票の中には、「鈴木みつ男」と書かれた一票も有効な一票として含まれているとなれば、なおさらである。そうすると、ある議員は国会で1.241票持ち、別の議員は0.783票であっても、選挙区の選挙人数を反映した結果として、十分合理的と言い得るのではないか。逆に言えば、選挙人数が異なるにもかかわらず、当選者が同じように一票を国会で行使することこそ、理不尽といえる。

- 2 仮に升永氏が望むように選挙が無効とされた場合、同氏は、その後のことについては、どう考えているのであろうか。区や市町村を躊躇なく分割して、小選挙区を画定すればよいというのだろうか。しかし、それは、机上の空論である。例えば、東京都の総選挙人数は11,321、184で、小選挙区の理想選挙人数は368、005であるから、どのように30区を画定しても、281、034人余ってしまう。仮に、余剰人を隣接する県に分散して選挙区を画定すれば（なお、公職選挙法13条1項は、そのような選挙区は認めないと思われるが、その点は棚上げする）、当該選挙区は、複数の比例代表選挙区に跨がることになる。その結果、当該小選挙区に立候補した者は、比例代表東京選挙区に重複立候補できるのか、できないのかという問題が生じる。都道府県の境界を尊重し、比例代表と小選挙区制を並立するという条件の下では、小選挙区の選挙人数を同じにすることは、定数配分にアダムズ方式を用いようと、トランプ方式を用いようと、不可能なのである。
- 3 そうであれば、「一人別枠方式」は廃止し、町や村は分割しないといった原則を幾つか設けた上で選挙区画定を行い、その結果生じる一票の価値較差は、当選議員が国会で行使する票数

で調整するしか方法はない、と筆者は思う。⁹

第4 結語

現行の区割りには、投票価値が「1対1ではなく、何の意味もない。」と、升永氏は述べたと、伝えられている。¹⁰ 同氏は、投票価値が完全に平等になるまで、選挙の度に、提訴し続けるつもりであろう。しかし、高等裁判所と最高裁判所の限られた人的、時間的資源を、同じ問題で消費し続けるのは、公益を害する。我々は、斬新な発想により、当該論争を終結させる方法を、早急に見出さなければならない。¹¹

注

- 1 イギリスでは、2011年、下院議員選挙の選挙区人口は、理想値の95%から105%内に収めなければならない（すなわち、許容範囲は最大較差1.1倍）という内容の法律が成立したが、未だ施行されていないという。林景一最高裁判所裁判官の意見、判例時報、2354号（平成30年2月11日号）、3頁、特に15頁、2段目参照。
- 2 自民党の憲法改正推進本部は、平成30年2月16日、選挙区画定は人口を基本とするが、県市町村、地域、地勢等を総合的に勘案するという原則を内容とした条文案を決めた。この条文案によれば、較差が2倍以上になっても、許容されると考えているようである。毎日新聞、平成30年2月17日、1頁参照。
- 3 郡や市町村の多くが分割されたもうひとつの理由が、アフリカ系住民が多数を占める選挙区を増設する必要性であった。その結果、極端な場合、郡の一部の寄せ集めで構成された選挙区すらあった（1992年、1994年に使用されたノースカロライナ州の第12区は、10郡の一部ばかりで構成された。）。アメリカで郡や市町村が大胆に分割された背景には、日本のように〇〇市南大竹3丁目といった観念が無く、また、自治会、町内会といった組織も無いこと、加えて、歴史の初期において、人々

- は西へ西へと進んでいったことから、居住している地区が分断されることに、それほど抵抗感が無いのではないか。
- 4 アメリカの1972年大統領選挙に関して、次のような事件があった。民主党全国大会へ各州が送り込む代議員団について、州人口に占める割合に近い割合のアフリカ系、女性、若者(18才から29才まで)の代議員が含まれることが、全国委員会規則によって義務付けられた。そのため、多くの州民主党は、割り当てられた投票数を越える代議員を選出して、対応に当たった。その結果、代議員一人が一票未満の票を持つことになり、ある提案に対して、メリーランド州民主党代議員団のうち27.83票が賛成に、25.17票が反対に投じられたという。Austin Ranney, *Curing the Mischiefs of Faction* (Berkeley, CA: University of California Press, 1975), p.109. そして、大統領候補に指名されたジョージ・マクガバン連邦上院議員の得票数は、1715.35票、対立候補だったジョージ・ウオレス知事は385.7票、シャーレイ・チスホーム連邦下院議員は151.95票等であった。Theodore H. White, *The Making of the President 1972* (New York: Atheneum Publishers, 1973), p.183.
- 5 フランスについては、毎日新聞、平成27年4月16日、9頁及び平成27年11月22日、19頁、エジプトについては、同、平成30年2月28日、9頁。
- 6 *California Journal*, May, 1996, p.11.ある調査によれば、提案は、州内58郡全てで、賛成が多数を占めた。同種の予備選挙は、アラスカ、ルイジアナ、ワシントンの各州でも採用されているという。Los Angeles Times, March 28, 1996, p.A20.
- 7 Dean E. McHenry, "Cross-Filing of Political Candidates in California," *Annals of the American Academy of Social and Political Science*, 248 (November, 1946), 226-231. アール・ウォーレンはその後、アイゼンハワー大統領(共和党)によって合衆国最高裁判所長官に指名された。
- 8 George S. Blair, *Cumulative Voting* (Westport, CT: Greenwood Press, 1975), 117. なお、州上院議員選挙は、小選挙区制であった。1990年代に、アラバマ州やメリーランド州の一部の郡が、教育委員等の選挙に、累積投票制度を採用しはじめたという。Richard Winger, ed., *Ballot Access News*, May 3, 1994, August 23, 1994.
- 9 法律学者には判決の妥当性が、政治学者には較差や較差是正の政治的意味が、主たる関心であるのは致し方ない。前者については、例えば、毛利透、「投票価値較差訴訟の現状と課題」、判例時報、既出、134頁、後者については、アメリカの例であるが、Timothy G. O'Rourke, *The Impact of Reapportionment* (New Brunswick, NJ: Transaction Books, 1980) 参照。そして我々は、区割りをする以上、一票の価値に較差が生じるのは不可避と思ひ込み、較差解消(縮小でない)の方法を考えるとこの発想は、これまで皆無ではなかったか。
- 10 毎日新聞、平成29年10月24日、31頁。
- 11 アメリカには、常識に捕らわれず、自由に考え、実行する文化があるように思われる。カーネギーメロン大学は、毎年、ワイルド・アイデアを募り、多額の研究資金を提供しているという。我々もこうした点こそ、做すべきではないか。金出武雄、『素人のように考え、玄人として実行する』(PHP 研究所、2004年)、23頁。
- 日本にも、時々、ワイルド・アイデアを主張する人が出現する。NHK ラジオ英語会話の講師を20年以上担当された松本亨氏は、英語上達の道は、英語で考えることと、主張された。同志社大学の大嶋正教授(商学部、スペイン文学担当)は、背広やワイシャツの洗濯代、散髪代、さらにはタクシー代の一部も必要経費であり、収入から控除して、所得税が算出されるべきであると主張して、税務署を相手に最高裁まで争った(我々は、その恩恵を受けている)。しかし、こうした人々は、稀な存在だと、筆者は思う。

#Metoo 運動の波及現象

—Svenska Akademien スキャンダルと「性権」強化法制—

石渡 利康

Toshiyasu ISHIWATARI. The #Metoo Movement: Swedish Academy Scandal and Sexual Consent Law. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 59-66.

The #Metoo movement is an international movement against sexual harassment. The paper gives an outline how the #Metoo movement affects the Swedish society, taking the two examples: Swedish Academy sexual scandal and the legislation (samtyckeslag) which requires explicit consent before sexual contact.

1. はじめに

#Metoo 運動が盛んな昨今である。米国の映画界における忌むべき性的強制行為に端を発した #Metoo 運動は、それ自体正当性をもつものである。セクシャル・ハラスメント、性的な強制行為は、「性権」を侵害するもので決して許されるべきではない。

#Metoo 運動の波は世界に広がり、北欧ではスウェーデン文学界の権威ともいえるスウェーデン・アカデミー (Svenska Akademien) にまで及んでいる。この組織は、ノーベル文学賞の選定機関である。

朝と夕にスウェーデンやその他の北欧諸国のラジオ放送を聴いたり、テレビを見てみると、この頃では、このスウェーデン・アカデミーに関する報道が無い日は無いといっていくらいである。

日本でも、スウェーデン・アカデミーをめぐる性的スキャンダルについて報道はなされているが、十分であるとは言えないところがある。というのも、日本の各新聞社は北欧に特派員を置いていないので、同国関係の情報は主としてロンドンなどからのものが多く、北欧からのダイレクトなものではなくなっているからである。

余談だが、北欧特派員がいたのは、40年程前私が地方紙である北海タイムス新聞社に依頼されて、北欧コレスポンデントとしてその任を果たし

ていた時くらいである。

本稿は、性的スキャンダルに巻き込まれたスウェーデン・アカデミーの実情と周辺の関係事項を中心にスウェーデンの直接情報に基づいて提示しようとするもので、性的問題に関わる北欧事情と関連事項について書いた評論的にして小論的な研究レポートである。

2. #Metoo 運動の文化差異

本題に入る前に、広義において本題と関係すると思われる事項について少しばかり触れておこう。その事項とは、#Metoo 運動は世界中に広がっているが、その広がりかたと深まりには文化圏によって反応の差が認められるという事実である。

今年の1月9日付けのフランスの高級紙『Le Monde』に掲載された寄稿文がこのことを端的に示している。この事については、国際文化表現学会の最新の会報に次の主旨の小文を記した。

寄稿文は、フランスの100人の文化関係の女性たちが連名で #Metoo 運動の行き過ぎを諷めたものである。女性たちの中には、カトリーヌ・ミレやイングリッド・カヴェンそれに映画『昼顔』(Belle de Jour) で多くの観客を魅了した女優カトリーヌ・ドゥヌーヴ (Katrine Denouve) の名前も含まれていた。

寄稿文の内容は、およそこうである。強姦等の性行為は犯罪であり、決して許されるべきものではない。それらは、厳罰の対象にされなければならない。しかし、「我々は、性的に不可欠な口説きの自由は守る (Nous défendons une liberté d'importuner, indispensable à la liberté sexuelle) というものである。

寄稿文の意味するところは、誤った過度の #Metoo 運動は男女関係のあるべき姿を破壊するとの警告である。さらに、極論すれば、寄稿文は #Metoo の根底にあるアングロ・サクソンのピューリタニズムをラテン文化の立場から批判したともいえるのである。

アングロ・サクソンの諸国と異なって、フランスやイタリア等のラテン文化圏では、男女の出会いや接触到に独特の機微がある。自分の多くの経験の中から、1例を示そう。

20年も前の出来事である。ローマのヴェネト通り (Via Veneto) を散策していたら、優雅な身のこなしの中年女性が向こうから歩いてきた。教養のあることが一目で分かる。

目が合ったとき、「貴女のような方が独りで歩いていると車の衝突が起きますから、ご一緒しましょうか」という言葉が瞬時に出てしまった。

私のウィットを理解し微笑んだ彼女の「あら、お上手な誘い方ね」といった言葉には、南イタリアの訛りが聞き取れた。「カラブリアのご出身で?」、「ええ」、「Mino Reitano の歌う Calabrisella mia (私のカラブリア女性)、いい曲ですね。歌詞も素敵だし」、「私も大好きよ」。

こうして知り合った女流作家と私は、洒落たカフェでエスプレッソと銘菓カンノーロを楽しみ、お互いを理解した。そして、数日間の忘れえぬ思い出が互いの心と肉体に残ったのである。

もし、同じような言葉をニュー・ヨークのブロードウェイや5番街で発したら、どういう反応を受けるだろうか、と想像してしまう。ウィットを理解せずに、「私が交通事故の元凶だとでもいうの」と、怒りまくられ、最悪の場合には名誉毀損で訴えられるかも知れないであろう。

こうした事を考えていると、確かにラテン文化には異性間の言葉の裏側にある心的交流の機微が

存在している、と確信できるのである。アングロ・サクソン文化には、こうした機微が希薄なような気がする。

3. 西欧諸国におけるセクハラ形態

北欧諸国は、総じて男女格差が少なく、gender equality すなわち男女平等性が強い国々である。女性の自己主張意識が極めて高い社会でもある。ちなみに日本は、世界の中で男女平等性が極めて低く順位は下の方である。平等性指数の最も高いのはアイスランドであるが、そこでは「男女同業・同給権」の徹底的追求がさらに進められている。

一般的に云えば、男女の平等性の高い社会ではセクハラが発生率もさして高くはない筈だと推測できる。ところが、実はそうではないのである。

手元に、欧州諸国におけるセクハラ発生率に関する統計がある。欧州連合基本的人権機構 (FRA) が行ったものである。この統計によると、15才以降に1度でもセクハラを経験した女性のパーセンテージ70以上に、北欧諸国、フランス、オランダがあり、50から70パーセントには英国、ドイツ、ベルギー、イタリア、スペイン、エストニアなどがある。50パーセント以下の国々は、アイルランド、ポルトガル、ポーランド、ラトビア、リトワニア、ギリシャなどである。

欧州全域をカバーする詳細な統計ではないにしても、北欧諸国の中でスウェーデンは81パーセント、それに続いてデンマーク80パーセント、フィンランド71パーセントという数字は驚きである。

ところで、一口にセクハラといっても、3つの形態がある。第1は、言葉によって不快にさせる「言語セクハラ」、第2は、体の特定の部分、例えば胸やヒップあるいは股間などを卑猥な目付きで見る「視線セクハラ」、第3は、身体を触ったり体を押し付けたりする「接触セクハラ」である。

ドイツ、英国、フランス、スウェーデン、デンマーク、フィンランド、ノルウェーの7カ国を対象にセクハラの状態を調べた統計では、次のような結果が出ている。

「言語セクハラ」が最も多いのは英国であり、フィンランド、フランス、ノルウェー、スウェーデン、ドイツ、デンマークがそれに続く。

「視線セクハラ」の第1番はフランスで、2位の英国との間は僅差である。3位以下はフィンランド、スウェーデン、ノルウェー、ドイツそれにデンマークである。

「接触セクハラ」が最も多いのはフランスで、フィンランド、デンマーク、ドイツ、スウェーデン、ノルウェー、英国の順位となっている。

この統計で見る限り、英国では言語・視線型のセクハラが多く、フランスは接触・視線型のセクハラ、スウェーデンは3つのセクハラがほぼ同じである。これらの統計にはセクハラ形態の国民性が示されていると言っても、過言ではないであろう。

セクハラは人権の一種である「性権」を侵害するものであるから、刑罰の対象となるのは当然である。女性に対するヴァイオレンス行為に反対する2011年の「イスタンブール協定」(Istanbul Convention)には、セクハラに関する明示規定がある。

同協定の第40条は、「人の尊厳を侵害する目的あるいは効果をもつ、性的性格の望まれない形の言語的、非言語的あるいは身体的行為は、刑法あるいはその他の法的制裁の対象となる」、と規定している。

フランスでは、セクハラは2年以下の懲役と3万ユーロの罰金刑に処せられる。セクハラを行なった者が職場の上司であった場合には、パワハラ要素が加わるため懲役期間は3年になる。フランスは、セクハラに対する厳罰を指向している国の代表格である。ドイツでは、性的侵害に関する法改正によって、2016年以降セクハラ行為は犯罪とされ2年以下の懲役刑に処せられる。

しかし、刑罰を伴うセクハラ防止の制定だけでセクハラが無くなるわけではない。根本的には、セクハラ被害者がそれを告発できる社会環境の整備と男性の意識改革、それに異性間の適正なヒューマン・コミュニケーションの存在が必要とされるのである。

4. スウェーデン・アカデミーをめぐるセクハラ・スキャンダル

昨年からスウェーデンの学界ばかりか社会を動揺させているのは、スウェーデン・アカデミーをめぐるセクハラ騒動である。後述するように、事の性格上スキャンダルが大きくなったのは当然であるが、その背景には#Metoo運動が大きく作用していることも否定できない事実である。

スウェーデン・アカデミーは、グスタヴ3世(Gustav den tredje)国王によって1786年に創設された組織である。国王には、フランス文化への憧憬があった。そこで、フランス学士院、すなわちInstitut de Franceを模範にした組織を創ったのである。スウェーデン・アカデミーの規約(Stadgar)を作成したのも、国王自身であった。以来、国王は、スウェーデン・アカデミーの保護者的立場にある。

Institut de Franceには、現在アカデミー・フランセーズ、碑文・文芸アカデミー、科学アカデミー、芸術アカデミー、モラル・政治学アカデミーなどがあるが、スウェーデンのアカデミーは多様ではない。

スウェーデン・アカデミーの主要な目的は、スウェーデン語の純粋性を保持することと文化活動への支援である。そして、スウェーデン・アカデミーはノーベル文学賞の選考機関である。この権限をもつようになったのは、ダイナマイトの発明、製造で富を築いたアルフレッド・ノーベル(スウェーデン語発音では、アルフレッド・ノベール)の遺書により1901年からのことである。

科学ばかりか文学や言語にも関心をもっていたノーベルは、1896年11月27日にパリで遺書を作成した。ノーベル文学賞は、作家の1作品だけではなく全体の活動に対して授与されるものである。

スウェーデン・アカデミーは、その規約に基づき18人の会員によって構成され、その地位は終身である。会員になっているのは、スウェーデンの著名な作家、詩人、文学者などである。彼ら、彼女等は、俗に「アーツトン」(Aderton)と呼ばれる。これは、18の意味である。

ノーベル文学賞の他に、スウェーデン・アカデミーは作家、歴史学者、研究者などに多額の賞や研究奨励金を出している。アカデミー固有の研究成果には、『スウェーデン・アカデミー辞書』などがある。こうした活動が可能なのは、アカデミーは免税対象組織だからでもある。

それがどのような組織であれ、人が集まるところにスキャンダルが発生することは決して不思議ではない。スウェーデン・アカデミーもその例外ではあり得ない。スキャンダルの中でも、性的な関係事項は人々の関心を強く惹く。

発端は、昨年2017年11月であった。スウェーデンの高級紙「ダーゲンス・ニューヘーテル」(Dagens Nyheter)が、文化クラブでの活動を主催し、アカデミーと深い関係をもつ「文化人」(kulturprofilen)が18人の女性からセクハラと性的暴行を受けたとして訴えを起こされた旨の記事を書いたからである。

この文化クラブは、アカデミーやストックホルム市、ストックホルム県議会、国家文化財団などから援助を得ていた。アカデミーの常任書記長(standig sekreterare)であるサラ・ダニウス(Sara Danius)はクラブへの助成金削減を表明し、他の援助団体も同様の決定を行なった。さらに、12月に行なわれるノーベル文学賞授賞式晩餐会に、今まで招かれていたこの文化人は除外されることとされた。

ところで、この文化人とは誰か。スウェーデン・アカデミーは当初から「文化人」として匿名で通ってきているが、早くからマスコミは実名を挙げて明らかにしている。この男性はジャン・クロード・アルノー(Jean-Claude Arnault)で、アカデミー会員であるカタリーナ・フロステンソン(Katarina Frostenson)の夫で氏名からも分かるようにフランス系スウェーデン人である。

2017年11月27日、アルノーは2人の女性から強姦をされたとして訴えられた。さらに、30日には、3人の女性が彼の性的行為を警察に訴えた。

12月4日、彼はノーベル文学賞受賞候補者に関する情報を(おそらく妻を通して)事前に入手していたことが判明した。こうして得た情報を、彼は賭事予想屋に流して金銭を得ていたのではな

いかという意見もある。

12月10日、サラ・ダニウスは、「スヴェンスカ・ダグブラデット」(Svenska Dagbladet)紙に、この文化人から「恥じるべき提案」を受けた事実を語った。この提案の内容は、明確ではない。この時点で、アルノーがアカデミーの会員である女性を含む多くの女性にセクハラ行為を行っていたことが判明している。検察も動き始めていた。過去の事だが、会合でヴィクトリア王女に対して礼を失した行動をとったという事実も後に報道されている。

さて、今年4月から、ウステルグレン(Östergren, Klas)をはじめとして数人の会員がスウェーデン・アカデミーを去り始めた。この事態を重く見て、王室は4月12日、国王がアカデミー規約を変更中である、との報道を行なった。

これに応じるかのように、4月14日、212人の文学者、作家が、スウェーデン・アカデミーはその権限を乱用している、との声明文を出した。さらに、翌々日には、言語学と文学畑の学者228人が辞任していないアカデミー会員に対する不信感を表明する声明文を出した。

4月18日、国王は規約を改正し会員の辞任を法的に可能とした、との王室報道がなされた。規約改正にしたがってさらに辞任者が出た。この頃から、本年度のノーベル文学賞授与なしとの予測が高まり、アカデミーは5月4日授与なしとの決定を行なった。

4月26日、エクスプレッセン(Expressen)紙は、21年前、ある女性が上司にあたる文化人によって受けたセクハラをアカデミーに訴えたのに完全無視されたとの1977年4月5日付けの記事を再録した。こうした行為のツケが今払わされているのである。

5月23日、サラ・ダニウスは、全会員が辞任し新たな会員によって構成されなければならない、と述べた。6月12日、遅きに失したという感はあるにせよ、いわゆる「文化人」のジャン・クロード・アルノーが強姦容疑で起訴された。

ウップサラ大学グレンホルム(Grenholm, Carl-Henrik)名誉教授が言うように、本年度の

文学賞選定なしとの決定は正しいとする声が圧倒的である。

多くの識者が指摘する事だが、セクハラ舞台の一部に巻き込まれたアカデミーは、信頼性と尊敬の念を失うことになったのである。アカデミーに文学賞の選定機能を持たせるべきではないとの厳しい意見の出ている中で、再建は厳しい作業となりそうである。

5. スウェーデン・アカデミー 5大スキャンダル

スウェーデン・アカデミーに、なぜこうした事態が発生したのか。

実は、研究機関が種類は違うがスキャンダルに見舞われた事態は、数年前にも起きている。これは、医学界で有名な「カロリンスカ研究所」(Karolinska Institutet)で、倫理委員会を通さず行なわれた治療が数人の死を招いたという事件である。

事件は、天才医師ともはやされていたイタリア人医師マッキヤリーニ (Macchiarini, Paolo) の行なった気管手術の失敗に端を発したものである。カロリンスカ研究所が医科大学、研究所を含み、ノーベル医学賞の審査機関であることから注目度が異常に高まったのだ。

「カロリンスカ研究所」の最高責任者が政府関係の組織に逃げるように移行して、何とも納得出来ない幕切れとなった。一政権 (スウェーデン社民党) が長期に亘って政権を取り続ける弊害が出たという意見も聞かれる。現在のわが国の政治状況にも、形は違っても似たような所が多々あると考えてしまう。

アカデミーのスキャンダルは会員間の馴合が根底にある、という意見も強い。会員が終身制であれば、確かに馴合が蔓延るであろう。「エクスプレッセン」(Expressen)紙は、今年4月26日、「アカデミー 5大最悪スキャンダル」という記事を掲載している。

それによれば、第1は、1974年、会員自身のマッティンソン (Martinson, Harry) とジョンソン (Johnson, Eyvind) を同年の文学賞に選考

したことである。身内鼻息との批判である。

第2は、「サルマン・ラシュディ事件」(Salman Rushdie-affären)である。1988年、イスラム教預言者ムハンマドを風刺する小説を書いた、ノーベル文学賞受賞者ラシュディがイランによって死刑宣告されたのに、アカデミーが態度を示さなかったとして2人の会員が任務をボイコットした事件である。

第3は、シンガーソングライターのボブ・ディランのノーベル文学賞選出である。受賞通達後の彼のとった態度には、多くの人々が反感を感じた筈である。それに、あれ位の活動で文学賞に該当とは、文学賞の価値をアカデミー自体が自らを貶めたというところがスキャンダルの所以である。Tombe la Neigeの歌で知られる詩人でシング・ソングライターのアダモ (Adamo, Salvatore) が、私の考えではディランより遥かに優れている。

第4は、会員であるマルムクヴィスト (Malmqvist, Göran) とヴェストベルイ (Wästberg, Göran) との間のメールでのやり取りが公になり、その内容が批判の対象とされた事件である。ノーベル文学賞の中国人受賞者である莫言の翻訳者で詩人でもある李笠をマルムクヴィストが汚い言葉で誹謗したもので、2012年「アフンブラーデット」(Aftonbladet)紙によってスッパ抜かれた。「奴は悪人だから葬ってやる」(Han ar en ond människa, Jag ska förgöra honom)と送信メールには書かれている。中国文学者であるマルムクヴィストと詩人との間にもどのような関係があったにしろ、アカデミー会員ともあろうものが品性のない暴言で他人を罵倒するとは、といった批判である。

そして、第5が、今回のジャンクロード・アルノーによるセクハラ事件という訳である。#MeToo運動が背景になれば、スウェーデン・アカデミーは今回も馴合でアルノーの行動を問題にしなかった可能性も考えられる。馴合は、諸悪の根源である。

6. 「性権を強化する「性行為同意法」(Samtyckeslag)

スウェーデンで#Metooの波及効果は、「性権」を強固なものとする法律の制定にまで及んでいる。今年の7月1日から発効するSamtyckeslag(同意法)が成立したからである。

同意法とただただ何に同意するのか漠然としているが、この法律は、意味内容からすれば「性交をするには事前に明示的同意を得ておかなければ強姦とされる」という趣旨であるから、「性交事前同意法」の方が意味を正確に伝えるであろう。しかし、ここでは、簡略化して「性行為同意法」と呼称しよう。

欧州の調査対象33カ国・地域の中で、既に「性行為同意法」が存在するのは、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北部アイルランド、アイルランド、ベルギー、キプロス、ルクセンブルグ、ドイツである。

それでは、何故今、スウェーデンが「性行為同意法」を設けることになったのか。同国の犯罪防止審議会(Brottsförebyggande rådet)によれば、2015年の時点で性犯罪として訴えられた18,000件数のうち強姦だとされたのは5,920件であった。遡って2005年からの統計では、毎年5,000から6,600件の強姦被害の訴えがなされたが判決が下されるのは170件から220件である。そして、性犯罪の発生場所の15パーセントは、被害者あるいは加害者の住宅内である。

こうした情況に鑑みて、政府は2010年頃から「性行為同意法」の制定を考えたが、2014年に現政権が性犯罪調査委員会(Sexualbrottskommittén)に調査を委ね、2016年報告書が提出されてから法制定への道が加速された。加速に力があつたのは、18才から29才の若い世代の75パーセントが「性行為同意法」に賛成の意思を示したという事実である。

「性行為同意法」に関して、「スウェーデン全国教育協会」(RFSU)のリンデ会長(Linde, Hans)は、この法律が子供を含めた弱者に対する法的保護という規範的波及効果をもつことを期待する、と述べている。

賛否両論があるのは、世の常である。批判の中には、わざわざ新法を作らなくても現行規定の解釈・運用で十分である、とする意見や弁護士協会事務局長ランベルイ(Ramberg, Anne)のように、性行為に対する同意の証拠提示問題が混乱をもたらすとの危惧もある。

それでは、「性行為同意法」とはどのような内容の法規定であろうか。主要な2点だけを挙げると、およそ次のようである。

第1点は、明示的同意を欠くかあるいは積極的に望んでいない性行為は禁止される、ということである。刑罰の対象とされる性行為であるためには、暴力、脅迫、あるいは被害者を特別な情況で利用することは必要条件ではない。

第2点は、状況設定強姦(oaktsam våldtakt)と状況設定性的攻撃(oaktsamt övergrepp)という犯罪を新設し、2年以下の懲役刑に処することである。原語でoaktsamとは、被害者が自由意思で行動できない状況を設定すること、と解釈されている。この2つの刑罰の対象は、今回新たに導入されたものである。

「性行為同意法」は、恋人関係および婚姻関係にある男女間の事前同意を排除していないので、これらの関係にある男性にも当然適用される。

ところで、望まれない行為は必ずしも男性から女性に対してのみなされるとは限らない。例えば、デンマークでの事例だが、数十年前に、次のような出来事があった。夜公園で若い男性が、数人の女性によって襲われ無理に性行為を強要されたという事件である。男性は、強姦されたといって訴え出た。(男性は性的に興奮しなければ性交出来ない、彼も性交を望んでいたのだ、というのは間違いである。「なぜ、このような理不尽な性交を強制されるのか」といった内心の怒りが男性器を勃起させるという事実は、性科学的に認められた事である。)この事例において、裁判所は、法は女性による男性強姦を規定していないが、準強姦罪として女性たちに刑を科している。

スウェーデンのヨハンソン(Johansson, Morgan)法務大臣が指摘しているように、「性行為同意法」は、男性に性意識の変更を迫るものである。それと同時に、男女間のコミュニケーション

ンの大切さを強く意識させるのである。

「性行為同意法」は、北欧諸国では有意義な立法であると受け止められている。アイスランドの国会議員ヴァルディマルソン (Valdimarsson, Jon Steindor) がいうように、この法規定は性における両性同位を確立する性権強化法としてスウェーデン以外の北欧諸国にも大きなインパクトを与えるものである。

7. 終わりにー日本の現状を顧みればー

日本でも、セクハラや性的暴力行為が頻発している。最近起こった事で記憶に新しいのは、財務省次官のセクハラ発言事件である。

官僚のほんの一部での不祥事であるにしろ、一般的に政治家や官僚には、彼らの持つ「権限」が国民によって付託されているとの意識が希薄だからこうした事件が起こるのである。

政治家や官僚の持つのは「権力」ではなく、あくまで「権限」なのである。このことが理解されていれば、女性を下に見た、あるいは単に性の対象としか考えないセクハラや性的言動は減じる筈である。

それより少し前には、伊藤詩織さんに性的行為を強要し、彼女の「性権」を侵害したとされるジャーナリスト山口敏之への司法関係とジャーナリズムの手緩い追求には納得できない現在の日本である。国際比較で、ジェンダー、ギャップ指数がアイスランド1位で日本114位なのは恥ずべき現象である。早急に「性権」を確立する努力が求められている今日の日本である。

参考資料・文献

- ・石渡利康：「#Metoo 運動に関する文化差異反応ーアングロ・サクソン、ラテン、北欧ー」、国際文化表現学会会報、Vol.46 2017-No.2. pp.1-2.
- ・石渡利康：『性権と人間存在』、高文堂出版、1987年。
- ・石渡利康、内田恵理子：「ジェンダー・ギャップと大相撲「女人禁制」と周辺事項」、日本情報ディレクトリ学会誌、Vol.16, pp.81-85.2018

年。

- ・石渡利康：『SEX 未来学』、アロー出版、1973年。
- ・ハイト・シェア：『女はなぜ女が嫌いか』(石渡利康訳)、祥伝社、1999年。
- ・Advokatutredningen: "Akademien kände inte till övergreppen". SVTnyheter. 最終確認 2018.05.10.
- ・Bergman, Sigurd: "Fem skäl att lägga ned Svenska Akademien". STVnyheter. Debatt artikel. 最終確認2018.05.10.
- ・Det här är Svenska Akademien. SVTnyheter. 最終確認2018.05.20.
- ・Domstol ska pröva om Svenska Akademien är en myndighet. SVTnyheter. 最終確認 2018.05.20.
- ・Hansson, Bob: "Akademien fanns innan de föddes. Kommer finnas kvar när de själva är bara på besök." SVTnyheter. 最終確認 2018.04.13.
- ・Här är signalerna på att din partner inte vill ligga. SVTnyheter. 最終確認2018.05.05.
- ・Ida Ostensson om samtyckeslagen:" Äntligen!". SVTnyheter. 最終確認 2018.05.24.
- ・Kungen ändrar staddgarna för Svenska Akademien-Engdal ville stöppa utredningen Svenska akademien (/Tagg/svenska-akademien). 2018.05.03.
- ・Lagrådet dömer ut regeringens förslag om samtyckeslag. SVTnyheter. 最終確認2018.05.24.
- ・Le hashtag "Balance ton porc" est-il allé trop loin? (<https://www.capital.fr/polmik/le-hashtag-balance-ton-porc-va-t-il-trop-loin-1264705>). 最終確認2018.02.08)
- ・Nu har Sverige en samtyckeslag-det här innebar den. SVTnyheter. 最終確認2018.05.24.
- ・Okänt stöd till Svenska Akademien-miljoner från svenska företagare. SVTnyheter. 最終確認2018.05.20.
- ・Svarigesradiö. Professör i civilrätt: Akademien

gör en total omsvängning. 最終確認2018.05.26.

- Svenska Akademiens Handlingar/Akademiens Stadgar ifrån år 1786.
- Trots kritiken-sex utan samtycket blir kriminellt. 最終確認2018.03.20.
- YouGov.com (October 2017)

近年のパプア・ニューギニア南部高地の豚祭り

—儀礼的交換を支える経済的、社会的、政治的背景

吉田 正紀

Masanori YOSHIDA. The Pig Festivals of Recent Times in Mendi in the Southern Highlands of Papua New Guinea: The Economic, Social and Political Background of Ceremonial Exchange. *Studies in International Relations* Vol.39, No. 1. October 2018. pp. 67-76.

The writing of this paper was prompted by *What Gifts Engender: Social Relations and Politics in Mendi, Highland Papua New Guinea* (1986) by Rena Lederman. Despite the fieldwork that I conducted on the Pig Festival (mok ink) in Mendi in 1974, and despite my own analyses of anthropological research from the 1970s on the same topic, I have to conclude that I did not fully understand the economic, social and political processes behind the Festival until I read Lederman. This paper, therefore, sets out my own understanding of the Pig Festival today in the light of my reading of her work.

1. はじめに

筆者は1970年代初頭、パプア・ニューギニア高地にみられる豚祭りに関する先行研究を検討・分析したり、実際にニューギニア南部高地メンディで豚祭りを見聞することはできたが（吉田正紀 1972、1973、1974）、豚祭りの社会政治的背景や祭りのプロセスを詳細にとらえることができなかった。そこで、1970代後半、同じメンディで、豚祭りや儀礼的交換やそれらを支える社会関係と政治を調査したレナ・レーダーマン（Lena Lederman 1986）の研究をとりあげ（注1）、高地文化の中で、メンディの豚祭りを再度検討したい。

レーダーマンは、従来あまり研究がなされてこなかった南部高地メンディで実施されている豚祭りの背景にある独自の社会関係、交換取引、リーダーシップなどに注目した。さらに、ライアのメンディ地域の先行研究（Ryan 1961）を踏まえ、また中央高地研究をリードしてきたストラザン夫妻（Strathern 1969,71,78）の直接的な指導を受けながら、高地社会の民族誌を幅広く検討し、メンディの祭りの位置づけとその比較民族誌的考察を行った（図1）。

（1）高地における人類学的研究とその関心の変化

メンディの豚祭りに関するレーダーマンの最新の研究を紹介するまえに、ニューギニア高地における人類学的研究やその関心の変化について若干触れておく。

植民地時代から1960年代まで、ニューギニア高地では、集団間の暴力を伴う種族間の対立が日常茶飯事であったが、その後オーストラリア植民政府によって戦闘は全体として抑圧された。その結果、高地の社会環境は著しく変化してきた。

人類学の関心は、1960年代以降、アフリカの父系出自集団モデルとの対比、父系親族集団の存在など出自理論にあったが、70年代になると、交換に基づく社会モデルや集団の連帯へとその関心がシフトし始めた（Lederman, 1986: 19-20）。

中央高地にみられる儀礼的交換は、西太平洋のトロブリアンド諸島の「クラ」、アメリカ北西海岸の「ポトラッチ」のように、1970年代以降、A.ストラザン（1969,1971,1972,1978）やM.メギット（Meggitt, 1965、1977）らの研究を通じて、詳細に知らされることになった。とくに、ニューギニア高地における人類学的研究では、氏族によ

る大規模な富の儀礼的交換やリーダーであるビッグ・マン (Big man) の資質や政治的な力が注目され、またニューギニア高地内や他地域との対比がなされた。

サーリンズ (Salins, M. 1963) はビッグマンと彼の氏族員との関係が搾取的であるのに対し、メギットは成功したビッグマンは、仲間から富を奪わず、むしろ分配すると対比する。ストラザンも彼が調査したマウント・ハーゲンの人たちが、自らの集団の資源に依存せず、むしろ広く交換パートナーとのネットワークの維持を図るといふ。高地のビッグマンの生き方は、氏族員が集めた貴重品に対する支配や他の集団との交換競争を通じて、自らの威信を誇示することにあることが判明してきた (Lederman 1986: 177)。

1960年代、すでに前項で紹介したように、豚の屠殺や祭りの頻度をエコシステムとの関係でとらえようとした研究がなされた。この生態学的研究では、豚の群れの大きさがコントロールできなくなったとき、豚祭りが行わると分析した。儀礼的な豚祭りは、定期的に大量の豚肉を消費することで、豚の自然的成長をコントロールし、人間と

環境の適応を図る「環境の儀礼的規制」としてとらえられた (Rappaport, R. 1968)。

一方、このような分析に対して、「豚サイクル (豚の定期的成長と減少)」は、自然現象ではなく、社会集団間の交換という政治的な意図をもった豚の飼育・管理と関係する。すなわち、豚の儀礼サイクルは、豚の生産と交換 (政治)、豚の管理と使用という二つの戦略から成り立っているという主張がなされた (Lederman 1986: 175-178)。

1970年代、南部高地メンディにおけるリーダーマンの研究は、このような先行研究の中から生まれたものであるが、従来の氏族間の公的な交換やそこでのリーダーの役割よりも、個人を通じたネットワーク (ツェム) 関係が、豚祭りの実施に重要な役割を果たすことを証明することで、これまでの研究と異なる側面を強調した。

(2) メンディの社会関係を貫く組織原理： ツェム (twem) とセム (sem) の関係

リーダーマンは、メンディの祭りの目的や構成や意味を考える上で、ツェムとセムの関係が重要

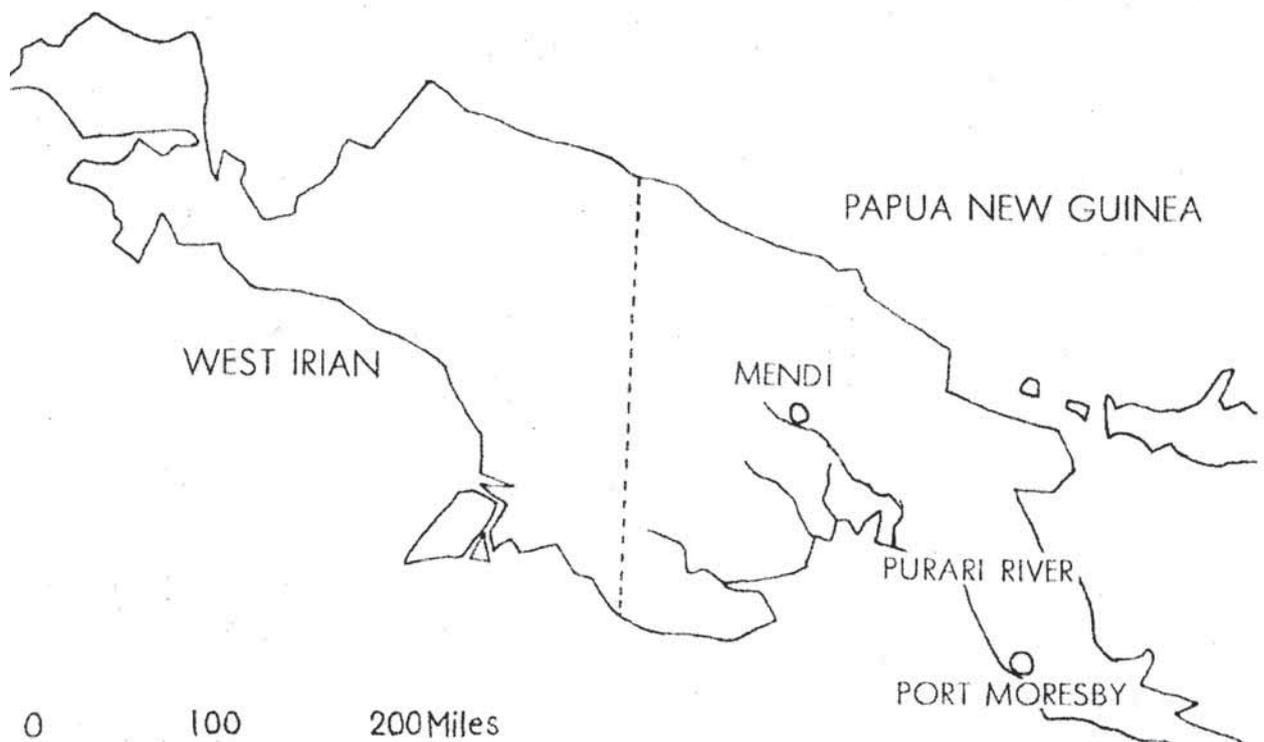


図1 パプア・ニューギニア

な役割を果たしていることに注目する。この二つの人間関係の中に存在する個人の行動は、祭りの政治学的なかに具体的に表出される。

ツェムは個人的な富の交換パートナーである。彼らはクラン（氏族）の同じメンバーでも、親族名称で呼ばれることはないが、豚や真珠貝や貨幣のような流動資産を取引（交換、循環など）する間柄である。その取引は、自己を中心として広がり、限界のないネットワークを形成し、比較的永続的な関係を維持する。常に富の循環を奨励するメンバー間の関係は、平等的かつ包括的で、男女、未婚者、年配者、寡婦など誰でも参加可能である。この関係に含まれる者は氏族の祭りの間、展示するための貴重品を調達し合うという共通の認識でつながれている。セムの関係とは矛盾したり、援助し合ったり、対立する関係なのである。

セムは特定の個人を越えた氏族のような父系出自集団を構成する。彼らは土地へのアクセス権があり、儀礼的交換において、男子集団の中核部分をなす。資産、産物、富への権利と支配に関する慣習によってつながりをもつ人たちである。この集団間の互惠関係が氏族のメンバーの団結を示す。しかし、集団の構造、リーダーシップの在り方、地域の生態学等によって、中央高地のなかでも氏族の活動にはバリエーションが見られる（Lederman 1986:58-59,62-66）。

（3）ニューギニア高地の儀礼的交換の地域的タイプ

初期の研究は、人口密度の高い中央高地の北、とくに西の Mae・Enga (Mt.Hagen) 地域でなされた（図2）。この地域の儀礼的交換は、氏族が取り仕切る仕事であった。さらに彼らの交換取引は鎖状につながり、さらに豚や貴重品が氏族から氏族へ数ヶ月かけて移動する極めて長期なものとなる。しばしば人生をかけた交換取引となることもある。

一方、Chimbuや Kuma のような中央高地の東の地域では、祭りは個々の氏族内で行われた。その祭りでは、豚あるいは野菜、その他の貴重品が定期的に配分されるが、その配分は連鎖的つな

がり形成しない。これらの社会の儀礼的交換では、氏族員に支援されたビッグマンが、集められた貴重品を数え、その取引の歴史的背景や集団間の政治的関係を説明するスピーチをする。送り手のビッグマンは受け手のビッグマンに蓄積された富を与える。それらの富はさらに受け手の氏族員に再配分される（Lederman 1986:63-64）。

1970年代に入り、南部高地での研究が開始されると、これまでの研究を発展させるような人類学上の関心に変化が現れた。これまでの中央高地北部における研究では、交換にみられる集団的行動に着目されたが、南部高地の研究では、交換が個人のために行われていることが明らかになってきたからである。

ストラザン（Strathern 1978a）は、北部のマウント・ハーゲン地域の Melpa 族と南部の Wiru 族や Wola 族の事例を対比した。南部の事例で、儀礼的交換で、集団より個々の交換パートナーである姻族との二者関係が時として重要であること、これらの社会ではビッグマンが支配する氏族は重視されず、中央集権的でなく、拡散的であることを発見した。

このような理由から、ストラザンはニューギニア高地の交換には、集団の名のもとに行われる「構造モデル」と「個人中心的な分析モデル」があることを提示した。

とはいえ、メンディの場合、「集団モデル」と「個人のネットワーク」が文化的に併存していること、つまり個々の交換パートナーと共同的なクランのパートナーの双方がメンディの政治を形作り、社会生活の構造原理ないしモラルとなっていることをレーダーマンは明らかにした。それゆえ、ストラザンのモデルがメンディにうまく適用できないと指摘する。

さらに、レーダーマンは、ストラザンが提示した高地の豚祭りやビッグマンや儀礼的交換のタイプ化（1968a）を検討し、メンディとの相違を指摘する（注2）。メンディのビッグマンは、Enga や Mt.Hagen などの西部高地ほど際立ったものではない。彼女が観察した Sankere の豚祭りの事例で、豚を一番多く屠殺したビッグマンの屠殺数は27頭である。むしろ東部の Wiru のビッグマ

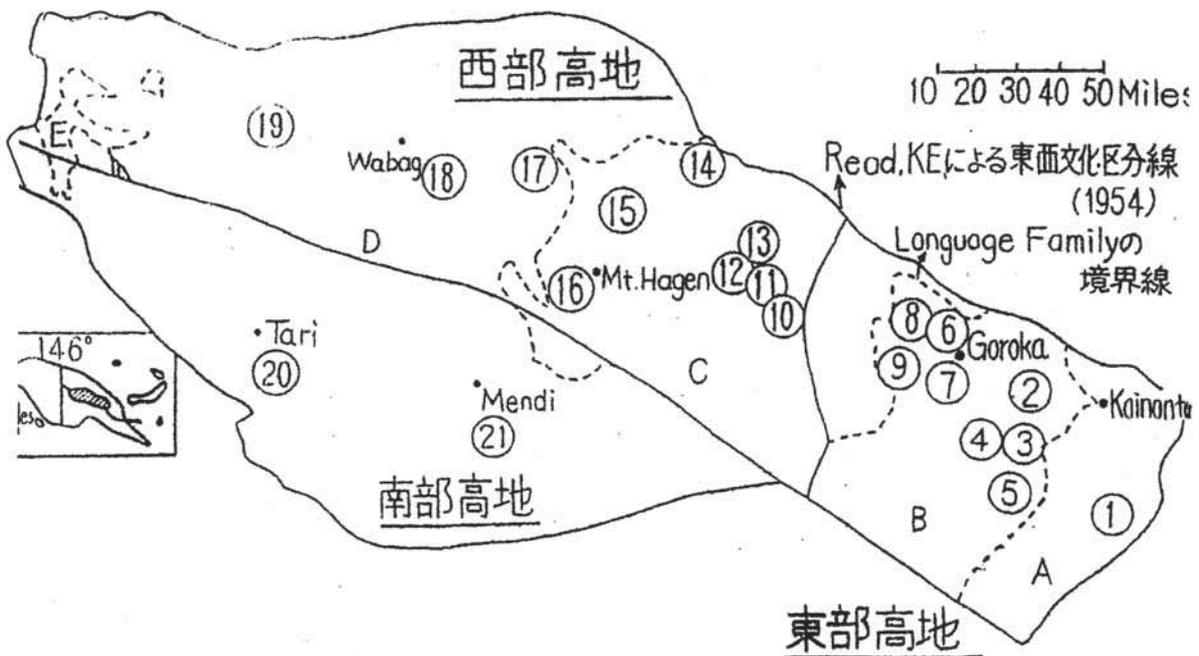
ンに近い規模である (Lederman 1986:207)。

メンディでは、豚屠殺と他の貴重品の定期的分配は人々の政治経済生活の目標であるが、クランにおける交換は、Mt.Hagen などの連鎖した取引の形態をとらない。それゆえ、メンディのクランが主催する豚屠殺は大規模でも、頻繁でもない。

メンディにおいて殺された豚は「自家生産」というより、大部分は「金融」の手段を用いて集められたものである。それゆえ、すでに見てきたように、ギフトの負債 (gift-credit) の返済は祭り

の準備のなかで極めて重要となる。メンディにおける交換パートナーへのギフトの依存は誰もが行うことである。またこの「金融」は広く、分散して行われている。メンディのツェム関係の強さはイベントの規模に反映している。

メンディの氏族メンバーはビッグマンの支援者ではなく、自らビッグマンと一緒に富を展示するし、ギフトが全体として与えられても、ビッグマンや集団が保持するわけではなく、個々のメンバー間で配分される。マウント・ハーゲンのように連



Eastern Family D : West Central Family S. A. Wurm 1961
 East Central Family E : Western Family

- | | | | |
|---------------|--------------------------|---------------------|--|
| | | 主 な 種 族 名 | |
| 東 部 高 地 | | 西 部 ・ 南 部 高 地 | |
| ① Tairoa | ⑩ Chimbu, Kuman | ⑯ Gawigl | |
| ② Kamano | ⑪ Nondugl 地域 | ⑰ Kyaka | |
| ③ Usurufa | ⑫ Kuma | ⑱ Enga | |
| ④ Jate | ⑬ Manga | ⑲ Ipili-Paiela | |
| ⑤ Fore | ⑭ Maring (Tsembaga) | ⑳ Huli | |
| ⑥ Gahuku-Gama | ⑮ Hagen (Melpa, Mbowamb) | ㉑ Mendi | |
| ⑦ Bena Bena | | | |
| ⑧ Gururumba | | | |
| ⑨ Siane | | | |

図2 パプア・ニューギニア中央高地の主な種族分布

帯する集団間の互恵的政治関係が重視されるわけではない。ウィルのように重視される関係が個々の親族や姻族とのネットワークだけというわけでもないという。

このような二元性は以下のようなメンディの公の交換儀礼のなかにも見られる。メンディでは、貴重品はハーゲンにおけるように、まず列をなして展示され、リーダーによって数えられる。しかし数時間後、Wiruにおけるように、それらは個々の贈り手から受け手へ公に分配される。全体の流れのなかで、個人のネットワークと集団の関係の双方を表現するのがメンディ社会の特徴である。それゆえ、高地社会の交換取引には比較研究によって、バリエーションがあることが理解されるようになった。(Lederman 1986:64-65).

（４）メンディの祭りのプロセスと政治学

1) モク・インクの目的

メンディ地域の豚祭りはモク・インク (mok ink) と呼ばれる (Ryan, 1972)。豚祭りは、近隣の敵対集団に自らの氏族の規模と団結と行動力を誇示するために行われる。それは氏族の生産的努力（主に女性の労働・豚飼育）と氏族の男女の姻族や友人との幅広い交換関係によって可能となる。実際女性労働の価値と姻族との交換関係を維持・管理することは祭りの重要なテーマとなっている (Lederman, 1986 : 1)。

モク・インクは、10年以上もかけて準備され、豚屠殺（サイレ、sai le）でその頂点を迎える集団儀礼である。クランさらに種族の集団内と集団外にみられる対立と連帯の状況なかで、リーダーであるビッグマンにとって、自らの集団の団結のための努力と役割のみならず、個々の交換ネットワークを展開する通常の氏族員たちとの関係が成功の秘訣である。

リーダーマンはメンディの北部で1979年12月24日に行われた祭りを実見する。主催の種族の男性122人によって、672頭の豚が殺された。さらに近隣から訪れた人たちによって1400頭もの豚が屠殺された。現地で料理された豚肉が数千の親せきや友人たちに分配され、祭りのメインイベ

ントとなった。しかし祭り自体は長い準備と様々なイベントが伴うものであった。

2) 「十分な豚」とは何か

人々にとって、豚祭りではどのくらいの豚が殺されるかということより、どの集団との連帯ができたか、あるいはできなかったかというネットワークの形成が最大の関心である。メンディで「十分な豚」を持つことは、多くの豚を育てることができる十分な時間があることを必ずしも意味しない。人々はサイ・レのときに多くの豚が手元にあるという意味で「十分な豚」をもっていることではない。どれだけ他人の豚に手を出せるのかが問題なのである。個人は自分のために豚や貴重品を用意してくれる姻族（交換パートナー）との関係ができたとき、「十分な豚」をもったことになる。

それゆえ祭りは、氏族の組織やリーダーの力、目的意識の維持、比較的長期間にわたる交換パートナーとの活動などを含む過程である。祭りはツェムとセムの関係を儀礼で示すことになる点でユニークであり、ネットワークと公的集団の緊張を伴う「土着の遊び」とであるといえる。(Lederman 1986:200)

3) 祭りの準備—パレードと富の返済

1950年代に祭りを実見したライヤン (1961) によると、祭りの主催集団は、長い儀礼小屋 (sai anda) の建設や、ヒクイ鳥や豚や牛の殺戮や貨幣や真珠母貝の展示の分配をとまなう儀礼 (ant senk) ないしパレード (in tomp) を行う。これらの儀礼から本格的な祭りまで数年かかることがあるという。その後に行われるパレードの際に、ホスト側はゲストに祝いのギフト sem onda (真珠母貝と貨幣) を贈ったり、宿泊や食事を提供する。祭りの時に用いる装飾品の使用权を得たり、サツマイモやサトウキビなどの食糧の提供を依頼するためでもある。

祭りの準備として行われるパレード (Sai pombe) は、モク・インクの始まりを示す重要なイベントである。(写真3) 豚屠殺はそれから1～2年後に行われるからだ。祭りの計画は交換パートナー（妻の親せき、結婚した姉妹や娘の親

せき)との関係に影響を及ぼす。祭り前に、ホストはこれら交換パートナーに、祭りの前に返却する約束で、豚や真珠母貝のような利子を生む貴重品 (soan) を貸し出す。Sai pombe のあとはさらに盛んになる。ホストは個人的に行なっていた豚の屠殺や牝豚の妊娠を差し控える。むしろ豚の肥育に精を出す。

祭りの数か月前になると、男たちは姉妹、娘、妻の親せきなどに世話してもらっている豚や預けてある貴重品 (soan) を回収し始める。その際に彼女らの貢献を認める貝や貴重品の公の展示が行われる (mok yari)。それらは soan に付加価値をつけた贈り物の返済となる。彼女ら以外の多くの通常のツェムにも返済をしなければならない (Lederman 1986 : 180)。

4) 豚屠殺と豚肉の料理・分配

ゲストたちは生きた豚が儀礼場に展示される前

にやってくる。豚屠殺の当日、ホストの豚が屠殺され、豚肉の半身 (kelaepe) が儀礼場に建てられた長さ数十メートルに伸びた数本の平行した柱に吊り下げられる。その数はホストのビッグマンによって数えられる。(写真 1、2、4)

豚肉は長い地炉でまとめて調理される。その調理には数時間もかかる。調理された豚肉はホスト集団の男たちによってさまざまなサイズに切り分けられ、集まった親せきや交換パートナーに分配される。人々はそれらを持ち帰り、再度調理したり、さらに他の交換パートナーに再配分する。仲間のグループもこのイベントに合わせて豚を殺戮し、仲間たちに分配する。メンディ谷では、数日のうちに500から2000頭もの豚が殺され、数千の人たちの間に分配される。(Lederman 1986 : 180-181)。

5) 豚祭りの変容—豊穡儀礼と男性支配の衰退



写真 1 儀礼小屋 メンディ 1970



写真 2 儀礼場と豚の展示 メンディ 1970



写真 3. パレードする少女 メンディ 1970



写真 4. 豚肉の展示 メンディ 1970

(撮影者 吉田正紀)

メンディのモク・インクがそれほど盛大でなかった1960年代まで、祭りの前に多くの豊穡儀礼が行われていた。神話の起源神話と結びついたこの儀礼は、1950年代から60年代 *tim* と呼ばれ、メンディの北から南にかけ盛んであったという。8年くらいの間隔で実施されるこの儀礼は、階層を越えて、父系氏族や敵対する氏族を含む2組の半族（グループ）によって行われていた（Lederman 1986:46）。

この儀礼では、屠殺された豚肉が親せきのためだけでなく、彼らの祖霊（*temo*）へ贈り物として捧げられた。豚を殺した人は、豚の血を小さな小屋の中に置かれていた石に代表される祖霊に捧げたという。この行為は人々に不幸をもたらすかもしれない祖先の嫉妬から身を守るためだと言われている。（Lederman 1986:182）。

メンディの人々の間には父系出自の観念があり、自らを始祖の子孫とみなし、メンバーを親族用語で呼び合うが、実際のところ、集団の団結と持続には男性の力が決定的なものとなっている。たしかに共通した男子祖先をもつことは集団の団結の具体的表現であり、それゆえセム関係は個人の人生と日常生活を越えた永続的な構造を手に入れたことになるのだが、この集団の継続性は男性によって作り出されたものと考えられている。世代を越えた土地の移譲も男性間で行われる。メンディの人々と土地の絶え間ない再生産を目指していた豊穡儀礼は最近まで男性によって担われてきた。

儀礼への参加はクランの境界を越えるもので、異なったクランの男たちを区分するセムの団結よりも、全体として男子の団結を重視するものである。この儀礼ではジェンダーの区別が社会全体のものとなり、少年がたまに参加することがあっても、女性の参加は見物人としても厳しく制限されていた（Lederman 1986:58-59）。

しかし現在これらの儀礼はみられなくなってしまった。メンディの古老たちも、それはモク・インクの中心の特徴ではないという（Lederman 1986:181）。集団や男性の威信の戦いである豚祭りや儀礼的交換はその規模が大きくなるにつれ、本来の意図が変容し、女性を含む数多くの人間を巻き込まなくては、実施できないものとなってき

たことを反映しているようだ。

（5）今日のメンディの祭り

メンディの人たちの祭りへの意見はさまざまである。祭りにおける贈り物の展示の重要性を強調する者、祭りの意義は妻や親せきに贈り物を贈ることにあるという者がいる。さらに、モク・インクによって、真珠母貝と豚を蓄積することができるとか、豚肉をツェム・パートナーに与えることができるとか、ビッグマンの地位を高めることができるとか、メンバーもそれによって他の集団から侮辱を受けないなどの利益があると述べる老人たちがいる。すなわち、祭りでその集団が強く、多くの集団と連合していることを、敵対する集団に提示することができるといった祭りの政治的目的が上げられている（Lederman 1986:181）。

祭りをを行う集団は絶えず、他のグループとの競争（*tanol*）の状況に置かれている。豚を屠殺するサブ・クランは他のサブ・クランと屠殺する豚の数をめぐって競争する。人々は、祭りを他の集団に対して、自らの種族全体の評価をあげるため、富を集め、分配する能力を身に付けようとする。祭りは「土着の遊び」である一方、「威信の戦い」ともいえる。（注2）

（6）メンディの祭りの構造

すでにふれた、ビッグマンの役割や豚飼育や貴重品の交換の在り方をめぐるストラザンの「自家生産」と「金融」のタイプ化は、メンディの祭りの構造を理解するうえで、極めて有効なものである（注3）。一般に高地社会のビッグマンは、儀礼的イベント、交換取引、戦闘など、自らのクランの集合的行動を指揮する。集団の名のもとに、組織化された儀礼的交換では、誰もが貴重だと感じる物に対して、少数のビッグマンが支配する可能性がある。ビッグマンと他の通常の氏族員や女性との関係には階層差があることが見てとれる。

しかし、メンディは *Melpa* や *Enga* のようなクランを通じた分配を重視せず、ツェム関係にある老若男女が自由に交換取引に参加できるオーブ

ンな社会である。ストラザンのいう「金融」のスタイルの取引が特徴的で、ツェム間の取引が好まれる。ツェムは同じクランのメンバーではないが、同じ村か他の村に住む他のクランの姻族である。メンディの人々の行為は個人的であり、大きな集団のためという目的はない。それゆえ、ネットワークに基づくクレジットスタイルの贈与交換が重視される地域では、労働の産物や他の貴重品の支配が特定の者に集中しない特徴がある。それゆえ、ツェムの関係の中では少数の男が多くの人を支配することはほとんど起こりえない。個人的な交換ネットワークを形成し、個人の自立性が高いメンディのような地域では、クランの構造も影響を受け、ビッグマンの力も制約を受けている (Lederman 1986:209)。

(7) メンディの祭りと女性の力

モク・インクで殺された豚は、クランの成員や彼らの妻の労働によって生み出された「自家生産」ではない。多くは豚屠殺の直前に、さまざまなツェム・パートナーから手にいれたものである。祭りのかなり前からあった豚もネットワークを通じて得ている。多くの取引が短期間になされる。豚の大部分は真珠母貝や貨幣などの贈り物と交換したものである（実際は豚を飼育してくれた労働サービスへの利子付きの支払い） (Lederman 1986:210)。

メンディでは、パートナーである妻の集団や妻の親せきは、夫から貸し与えられた豚に共同の権利を持っている。彼の妻の親せきは適切な富の支払いがなされなければ、社会的義務を果たさなかったとしてこの取引から身を引く。このような暗黙のルールがあって、ネットワーク間に富が流通する。妻の親せきに利子付きの返済が受け取れることを期待させて、負債を増やすように仕向けることさえもある。

兄弟と姉妹は彼らの集団が行う豚屠殺では、協力して、姉妹の親せきに豚肉を与える。それはツェム関係の倫理である。それゆえ、姉妹は彼女たちの兄弟の富の展示の成功に関心をもっている。祭りの間、メンディの女性や彼女の親せきが兄弟に

富を与えるとき、彼女たちは夫の媒介者としてではなく、それらの贈与に彼女らの権利を主張できる、自立した人間として登場する (Lederman 1986:211)。

また妻として自分たちが育てた豚を支配する権利を自覚している。それゆえ、モク・インクのために豚を生産する女性の労働は価値あるものと認められている。彼女たちは夫から利子としての真珠貝を受け取り、それを豚屠殺の前に親せきに再配分するとき、それらの行為についての関与が正式に認められている。それゆえ、女性たちもモク・インクに関心を示す。個人の自立性が重視されているため、イベントは男女の協力なしには行うことができない。モク・インクにおいて、男性は女性とツェムの関心を惹きつけることによって、それを可能にするのである (Lederman 1986:212)。

終わりに

ニューギニア高地の社会は、ビッグマンの強い男性支配の社会といわれたり、平等主義的であると相対立する見方がある。表面的には男子の威信をかけた戦いが繰り返されているが、戦闘や交換取引や豚祭りやリーダーシップの在り方に地域的にヴァリエーションがみられた。最後に、広い女性を通じたネットワークへの依存するメンディの社会では、女性の力とネットワークがなければ、男性の威信をかけた豚祭りは成立しないことは、実質的には男性優位というより、相対的に平等な男女関係が成立しているのではないかと考えられる。

(注1)

1986年ケンブリッジ大学出版より、『何が贈答品を生み出すのか、パプア・ニューギニア高地のメンディにおける社会関係と政治』を出版したリーダーマン (プリンストン大学教授) は、夫とともに1977年9月より1979年4月、さらに1983年に3カ月かけ、南部高地のメンディで現地調査を実施した。筆者がメンディを訪れた7年後、ライアンがメンディ地域における最初の人類学的研究 (1961年) から20年余経っている。

(注2)

2012年8月、42年ぶりにメンディを再訪した。当時私を現地を紹介してくれたマップーンや祭りを案内してくれたフェビアンに合うことができた。彼らに祭りは今も行われているのかと問うと、最近祭りが行われた場所に案内してくれた。蒸し焼きをした石ころやタンケットの葉が散らばっていた。マップーンは「祭りには男の威信がかかっているので、なくならない」と答えた。

(注3)

ストラザン (1969a) は、中央高地の人々が行う儀礼的交換のあり方を「自家生産」と「借入ないし金融」とに分類し、それらの戦略から高地の政治のバリエーションを理解しようとした。「自家生産」は「儀礼的交換への参加者が、豚を育てる自らの労働力に依存する戦略」であり、「金融」は「参加者が他の人間との多くの互惠的関係に入り、必要とするものを彼らから手に入れ、後に返済する」という戦略である。ストラザンは、高地社会ではどちらの戦略を重視するかによって、異なってくる。

「自家生産」を重視する Wiru や Maring などの社会では、ビッグマンと他の村の男たちとの間に大きな相違はない。ビッグマンは富の蓄積に制約があり、展示する貴重品の規模も小さく、特別な人間ではない。一回の豚祭りで15頭以上の豚を屠殺してはいない。

一方、Melpa や Enga などの「金融」を重視する社会では、ビッグマンの交換儀礼におけるビッグマンの力は際立っている。この地域のビッグマンは、祭りで100頭もの豚を殺す。彼は自らのクランがもつ「自家生産」を越えた資源を、「金融」システムによって、他の集団から調達できるし、moka や te の交換ネットワークでつながっている。

参考文献

Lederman, Rena

What gifts engender-Social relations and politics in Mendi, Highland Papua New

Guinea.

Cambridge University Press. 1986

Meggitt, M.

The Lineage System of the Mae-Enga of New Guinea. Barnes & Nobles. 1965

Blood is Their Argument: Warfare among the Mae-Enga Tribesmen of the New Guinea Highlands. Mayfield. 1977

Rappaport, R. *Pigs for the Ancestors.* New Haven: Yale University Press. 1968

Ryan, D'A

Gift Exchange in the Mendi Valley.

Ph.D. Dissertation, Sydney University 1961

"mok-ink". *Encyclopaedia of Papua New Guinea.* 1972: 788-789

Sahlins, M.

"Poor Man, Rich Man, Big Man, Chief" *Comparative Studies in Society and History.* 1963 (5)285-303.

Strathern, A.

"Finance and Production: Two Strategies in New Guinea Highlands Exchange Systems" *Oceania* 1969a, 40:42-67.

The Rope of Moka: Big Men and Ceremonial Exchange in Mount Hagen, New Guinea. Cambridge University Press. 1971

One Father, One Blood. Tavistok 1971

"'Finance and Production' Revisited: In Pursuit of a Comparison." *Research in Economic Anthropology.* 1978a 1:73-104.

吉田正紀

『ニューギニア高地の文化複合一儀礼を中心とした一考察』

立教大学大学院文学研究科地理学専攻修士課程 修士論文 1972

- 「ニューギニア高地の豚祭り—研究史と問題点」
『史苑』1972、33(1)65-81 立教大学史学会
- 「ニューギニア高地の豚祭り—その地域的タイプ」
『国際宗教ニュース』1973、14(1)23-34
国際宗教研究所
- 「ライ溪谷の豚祭り—パプア・ニューギニア南部
高地の事例から」『史苑』1974、34(2)74-
81 立教大学史学会

日本大学国際関係学部国際関係研究に関する内規

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この内規は、日本大学国際関係学部国際関係研究所（以下研究所という）が発行する国際関係研究に関する必要事項を定める。

(発 行)

第2条 国際関係研究の発行者は、国際関係研究所長とする。

2 国際関係研究は、毎年2回10月及び2月に発行するものとする。ただし、国際関係研究所運営委員会（以下委員会という）が必要と認めたときは、この限りでない。

(編集委員会)

第3条 日本大学国際関係学部国際関係研究所規程第14条に基づき、研究所に編集委員会を置く。

2 編集委員会は、国際関係研究の編集・発行業務を行う。

3 編集委員会は、国際関係研究所運営委員会をもって構成する。

4 編集委員会委員長は、国際関係研究所運営委員会委員長とし、編集委員会副委員長は、国際関係研究所運営委員会副委員長とする。

(投稿資格)

第4条 国際関係研究に投稿することのできる者は、次のとおりとする。

① 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の専任教員（客員教授を含む）

② 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）が受け入れた各種研究員及び研究協力者（名誉教授を含む）

③ 国際関係学部及び短期大学部（三島校舎）の非常勤講師

④ その他委員会が適当と認めた者

(原稿の種別)

第5条 国際関係研究に掲載する原稿は、国際関係及び学際研究に関する研究成果等とし、原稿の種別は、論文、研究ノート、資料、学会動向、その他編集委員会が認めたものとする。

(投稿数)

第6条 投稿は1号につき1人1編とする。ただし第4条第3号及び第4号の者は年1回限りとする。

(使用言語)

第7条 使用言語は次のとおりとする。

① 日本語

② 英語

③ 英語以外の外国語で編集委員会が認めたもの

(字数の制限)

第8条 原稿は字数16,000字以内（A4で10頁程度）とする。

2 前項の制限を超える原稿は、編集委員会が認めた場合に限り採択する。

(原稿の作成)

第9条 原稿の作成は、別に定める「国際関係研究執筆要項」による。

2 原稿はパソコンで作成したものとする。

(禁止事項)

第10条 原稿は未発表のものとし、他誌への二重投稿をしてはならない。

(原稿の提出)

第11条 投稿者は、印字原稿(図表、写真を含む)と当該原稿のデジタルデータ(原則として図表、写真を含む)を保存した電子媒体及び所定の「国際関係研究掲載論文提出票」を添付し、研究事務課に提出する。

(提出期限)

第12条 原稿の提出期限は、毎年6月30日及び10月31日とする。

2 前項の提出日が祝日又は日曜日に当たる場合は、その翌日に繰り下げる。

(審査)

第13条 投稿原稿は、別に定める審査要項に基づき編集委員会において審査するものとする。

2 論文の審査は、受理した原稿1本につき、編集委員会委員のうちから選任された審査員2名が審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、学部内又は学部外から審査員を選任し、審査を委託することができる。

3 研究ノート、資料、学会動向、その他の審査は、編集委員会委員のうちから選任された審査員1名が、審査する。ただし、投稿原稿の専門領域に応じて、編集委員会委員以外の審査員1名を選出し、審査を委託することができる。

4 審査員は、自ら投稿した論文等について審査することができない。

5 審査員は、当該審査結果について、所定の「審査結果報告書」を作成し、編集委員会に報告する。

6 編集委員会は、前項の報告に基づき、投稿原稿掲載の可否について審議し、決定するものとする。

(校正)

第14条 掲載が決定した投稿原稿の執筆者校正は、二校までとし、内容、文章の訂正はできない。

(別刷の贈呈)

第15条 国際関係研究の別刷は、1原稿につき30部を投稿者に贈呈する。

2 前項の部数を超えて別刷を希望する場合の経費は、投稿者の負担とする。

(著作権)

第16条 国際関係研究に掲載された論文等の著作権は、各執筆者に帰属する。

ただし、論文等を出版又は転載するときは、編集委員長に届け出るとともに、日本大学国際関係学部国際関係研究からの転載であることを付記しなければならない。

(電子化及び公開)

第17条 国際関係研究に掲載された論文等は原則として電子化(PDF化)し、本学部のホームページを通じてWEB上で公開する。

附 則

1 この内規は、平成24年4月1日から施行する。

2 従前の『国際関係研究』寄稿要項は廃止する。

国際関係研究執筆要項

平成21年3月18日制定
平成21年4月1日施行
平成24年3月7日改正
平成24年4月1日施行

- 1 原稿は完全原稿とし、締切日を厳守してください。また、翻訳原稿については、必ず原著者の許可を得てください。
- 2 原稿の種別は次のとおりとします。
 - ① (1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料 (4) 学会動向
 - ② (1) ~ (4) 以外のもので編集委員会が認めたもの
- 3 本文は常用漢字、現代かなづかいとし、学術上で必要な場合においては、その分野で標準とされている漢字を用いてください。数字はアラビア数字を用い、外来語はカタカナ書きとしてください。
- 4 原稿は、字数16,000字以内(A4で10頁程度)とし、次の書式で作成してください。
 - ① 日本文 22字×42行×2段
 - ② 英文 50字×42行×1段
- 5 原稿はパソコンを使用し、A4の印字原稿(図表、写真を含む)及びデジタル原稿(図表、写真を含む)に別紙「国際関係研究論文提出票」を添付し、研究事務課に提出してください。
- 6 図、表、写真は、パソコンを使用して作成しデジタル原稿に含めて提出してください。
 - ① 図、表、写真は著者がオリジナルに作成したものを使用してください。
 - ② 図、表、写真は本文中の該当箇所に挿入・添付してください。
 - ③ 図、表、写真にはそれぞれ、図-1、表-1、写真-1などのように通し番号をつけ、タイトルをつけてください。
 - ④ タイトルは、表の場合は表の上に、図・写真の場合は下につけてください。
 - ⑤ 図、表、写真は原則として1色とします。カラーページが必要であれば使用できるものとしませんが、費用は著者の実費負担とします。
- 7 英語の表題とアブストラクト(200語)を添付してください。本文が英文の場合は、日本語アブストラクト(約400字)を添付してください。
- 8 引用文献は、本文中に番号を当該個所の右肩につけ、本文の終りの引用文献の項に番号順に、以下の形式に従って記述してください。ただし、特別の専門分野によっては、その専門誌の記述方法に従ってください。
 - ① 原著論文を雑誌から引用する場合
番号、著者名、論文表題、掲載雑誌名、巻数、号数(号数は括弧に入れる)、頁数(始頁、終頁)、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ② 単行本から引用する場合
番号、著者または編者名、書名、版次、章名、引用頁、発行所、その他所在地、発行年(西暦)の順に記述してください。
 - ③ 文章を他の文献から引用する場合
原典とそれを引用した文献および引用頁を明らかにして〔 〕に入れて〔・・・より引用〕と明記してください。
- 9 参考文献は文末にまとめてください。表記については、8の引用文献の表記を参照してください。

具体的な引用方法については、それぞれの国や学問分野によって違いもありますが、以下の例示をひとつの基準として参考にしてください。

(1) 日本語文献引用の例示

四宮和夫『民法総則』(昭和61年) 125頁

末弘厳太郎「物権的請求権の理論の再検討」法律時報〔または法時〕

11巻5号(昭和14年1頁)

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

四宮・前掲書123頁または四宮・前掲『総則』123頁

末弘・前掲論文15頁または末弘・前掲「再検討」15頁

(2) 英語等文献引用の例示

Charles Alan Wright, *Law of Federal Courts*, 306 (2d ed. 1970)

Dieter Medicus, *Bürgerliches Recht*, 15. Aufl., 1991

Georges Vedel, *Droit administratif*, 5e ed., 1969

Harlan Morse Brake, "Conglomerate Mergers and the Antitrust Laws", *73 Columbia Law Review*〔または *Colum. L. Rev.*〕555 (1973)

Alexander Hollerbach, "Zu Leben und Werk Heinrich Triepels.", *Archiv des öffentlichen Rechts*〔または *AoR*〕91 (1966), S. 537 ff.

Michel Villey, "Préface historique? l'étude des notions de contrat", *Archives de Philosophie du Droit*〔または *APD*〕13 (1968), p. 10.

すでに引用した文献を再び引用する場合には、

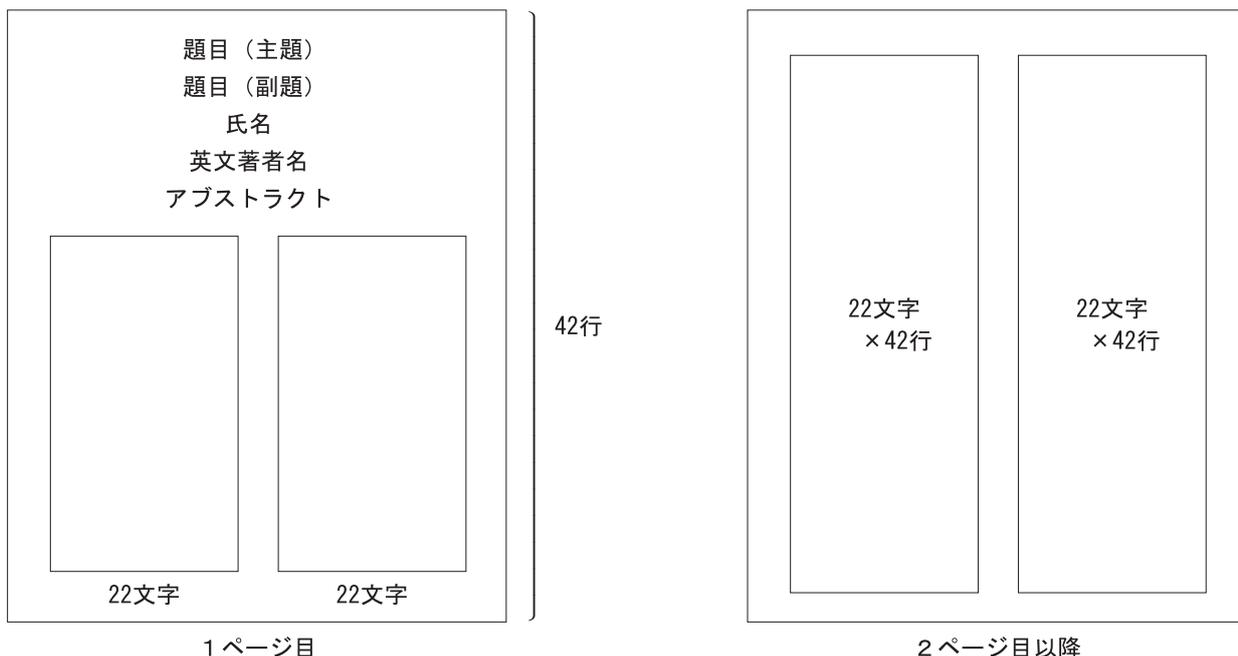
Wright, *op. cit.*, pp. 226-228.

Medicus, a. a. O., a. 150.

Vedel, *op. cit.*, p. 202.

ただし、直前の注に掲げた文献の同一箇所を引用するときは、*Ibid.* 他の頁を引用するときは、*Ibid.*,p.36

日本文 刷り上り後のイメージ



STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.39 No.1 October 2018

CONTENTS

ARTICLES

Appropriateness of the 2% Inflation Target in the Short-Run Mitsuo HOSEN ... 1

The Armistice Negotiation of the First World War Revisited:
With Special Reference to British Policy Akira OKUBO ... 13

Employment Differentials between Hispanic Immigrants
and Whites in the U.S. Isao TAKEI ... 23

Rahmenbedingungen der internationalen Produktentwicklung eines
adaptierten Sportproduktes bei der Erschließung aufstrebender Märkte
Am Beispiel der International Premier Tennis League Hiroyuki SHIOUME ... 37

RESEARCH NOTES

"One Person, One Vote" in Japan: Wild Ideas Akira HAYAMA ... 53

The #Metoo Movement:
Swedish Academy Scandal and Sexual Consent Law Toshiyasu ISHIWATARI ... 59

The Pig Festivals of Recent Times in Mendi in the Southern Highlands of
Papua New Guinea: The Economic, Social and Political Background of
Ceremonial Exchange Masanori YOSHIDA ... 67

執筆者一覧

(掲載順)

法専 充男	日本大学国際関係学部 教授
大久保 明	日本大学国際関係学部 助教
武井 勲	日本大学国際関係学部 准教授
塩梅 弘行	日本大学国際関係学部 助教
葉山 明	日本大学国際関係学部 教授
石渡 利康	日本大学国際関係学部 名誉教授
吉田 正紀	日本大学国際関係学部 非常勤講師

国際関係研究

第39巻 第1号

平成30年10月31日 発行

編集者 渡邊 武一郎

発行所 日本大学国際関係学部
国際関係研究所
〒411-8555 静岡県三島市文教町2丁目31番145号
電話 055-980-0808
FAX 055-980-0879

印刷所 株式会社 アプライズ
〒430-0856 静岡県浜松市中区中島3-17-25

ISSN 1345-7861

STUDIES IN
INTERNATIONAL RELATIONS

Vol.39 No.1 October 2018

Institute of International Relations

College of International Relations

Nihon University

Mishima, Japan

<http://www.ir.nihon-u.ac.jp/>